

# 人が真ん中の まちづくりプランⅢ

【第3次大牟田市地域福祉計画・第3次大牟田市地域福祉実践計画】



大牟田市・大牟田市社会福祉協議会



すべての人は生まれながらにして  
個人として尊重されなければなりません。

地域は、隣近所に住む人たちとの社会的な関係の中で、  
人々が自分らしい生き方を実現することができる場です。

歳をとっても、障害があっても、  
住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできる社会をつくることが、  
そこに住む人々の尊厳を保つことにつながります。

そのためには、誰もが「したいこと」「できること」を持つ人間、  
すなわち生きる力を備えた存在としてお互いを認め合いながら、  
地域の中に自らの生きる力が引き出されるような  
環境をつくる必要があります。

また、自分らしく生きていくためには、  
日ごろから健康を保つよう努力したり、  
自ら周囲の人や地域と関わり、尊重し合い、助け合う  
関係をつくっておくことが大切です。

このような関係性の中で、誰もが周りの人や社会に感謝の気持ちを持ち、  
自分ができる範囲で隣近所の人を見守るなど、  
互いに支え合う文化を育んでいきたいものです。

そのような取組みを進めることが  
私たちの誰もが、「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」  
ことにつながるのではないのでしょうか。

みんなで、支え合いのあるまちをつくりましょう。

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 地域福祉とは .....	2
3. 計画の位置づけ .....	3
4. 福祉分野における関連計画との連携 .....	5
5. 計画の期間 .....	6
6. 計画の策定体制と市民参画 .....	7
<b>第2章 大牟田市の現状</b> .....	<b>11</b>
1. 統計からみる大牟田市の現状 .....	11
2. アンケート調査結果からみる大牟田市の現状 .....	18
3. 第2次大牟田市地域福祉計画（平成22～26年度）の総括 .....	23
<b>第3章 基本理念と基本目標</b> .....	<b>27</b>
1. 計画の基本理念 .....	27
2. 計画の基本目標と重点課題 .....	28
3. 計画の体系 .....	30
4. 取組みの主体と圏域 .....	31
<b>第4章 [基本目標1] つながりを育む人づくり</b> .....	<b>33</b>
<b>第5章 [基本目標2] みんなで支え合う地域づくり</b> .....	<b>43</b>
<b>第6章 [基本目標3] 生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり</b> .....	<b>53</b>
<b>第7章 重点課題</b> .....	<b>61</b>

重点課題 1 災害時における要配慮者に対する支援 .....	61
重点課題 2 生活困窮者への自立支援.....	63
<b>第 8 章 計画の推進 .....</b>	<b>67</b>
1. 関係機関などとの連携・協働 .....	67
2. 計画の進行管理.....	68
<b>第 9 章 第 3 次大牟田市地域福祉実践計画（大牟田市社会福祉協議会） .....</b>	<b>69</b>
<b>資料編 .....</b>	<b>87</b>
1. 地域資源マップ.....	87
2. 小学校区別の状況.....	99
3. 市民ワークショップ実施報告 .....	120
4. 大牟田市地域福祉計画推進委員会委員名簿 .....	125
5. 大牟田市地域福祉計画推進庁内会議設置要綱 .....	126
6. 用語解説 .....	127



## 第1章

## 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 地域福祉とは
3. 計画の位置づけ
4. 福祉分野における関連計画との連携
5. 計画の期間
6. 計画の策定体制と市民参画



## 1. 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進展するなかで、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。価値観や生活様式の多様化などにより人と人とのつながりが希薄になることによって、社会的に孤立する人の増加という新たな問題も生じています。

本市は、日本最大の産出量を誇った三池炭鉱とともに栄えたという歴史背景があります。昭和34年10月1日現在の人口は208,887人でしたが、その後人口は減少を続け、平成26年4月1日現在では121,630人と、最盛期の6割以下に減少しています。

その間、少子高齢化が急速に進み、本市の高齢化率は32.4%（平成26年4月1日現在）となっており、約3人に1人は高齢者という状況です。

また、隣近所との関係が希薄化するなかで、世代を問わず地域で孤立している人が増えています。

さらに、近年では貧困や格差に関する問題が深刻になってきており、生活困窮者への支援も喫緊の課題となっています。

これらの問題や課題を解決するためには、市民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって、子どもから高齢者まで市民の誰もが、心身や経済の状況にかかわらず、住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくっていく必要があります。

このような取組みを計画的に進めていくため、「人が真ん中のまちづくりプランⅢ（第3次大牟田市地域福祉計画・第3次大牟田市地域福祉実践計画）」を策定しました。

## 2. 地域福祉とは

福祉を考えると、私たちは、高齢者、障害者、子どもなどの、対象者ごとに分けてとらえがちです。それは、今まで対象者ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の生活課題の中には、一つの法律や福祉制度では対処できない複合的な課題や、公的なサービスの対象にはならないけれども生活する上で困っていることなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことがたくさんあります。

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことで、こうした人たちの生活課題を解決し、ひいては地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

社会福祉法においては、地域福祉の推進について、第4条に以下のように示されています。

### ■社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文■

#### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 3. 計画の位置づけ

#### (1) 地域福祉計画

「第3次大牟田市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市政運営の基本方針である「大牟田市総合計画2006～2015」の部門別計画としての性格をもっています。

高齢者、障害者、子どもなどを対象とした福祉に関連する市の分野別計画と整合・連携を図りながら、これらの計画を横断的につなげる計画として、まちづくりへの市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

#### ■参考：社会福祉法第107条■

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## (2) 地域福祉実践計画

「第3次大牟田市地域福祉実践計画」は、市民参加のもとに地域住民、ボランティア<sup>1</sup>、NPO<sup>2</sup>などが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく「共助」の性格をより明確にした計画として、大牟田市社会福祉協議会が策定するものです。

大牟田市と大牟田市社会福祉協議会が、地域福祉を推進する上での基本理念を共有し、連携して地域の社会資源<sup>3</sup>を発掘するとともに、社会福祉協議会のノウハウを活かしながら計画を実践に移せるよう、両計画の整合性を保ちながら一体的に策定しました。

### ■社会福祉協議会とは■

社会福祉法第109条において、市町村社会福祉協議会は、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体とされており、全市町村に設置されています。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

大牟田市社会福祉協議会は、昭和26年に任意団体として発足し、昭和47年に社会福祉法人<sup>4</sup>の認可を受けました。発足以来、今日まで本市の地域福祉の推進役として活動しています。

理事会などの運営組織は、校区社会福祉協議会<sup>5</sup>、民生委員・児童委員<sup>6</sup>協議会、町内公民館<sup>7</sup>連絡協議会、社会福祉事業施設運営法人、福祉団体、ボランティア団体、行政、市議会などの代表者、及び学識経験者で構成されています。

<sup>1</sup> p.131 参照

<sup>2</sup> p.127 参照

<sup>3</sup> p.128 参照

<sup>4</sup> p.129 参照

<sup>5</sup> p.127 参照

<sup>6</sup> p.132 参照

<sup>7</sup> p.130 参照

## 4. 福祉分野における関連計画との連携

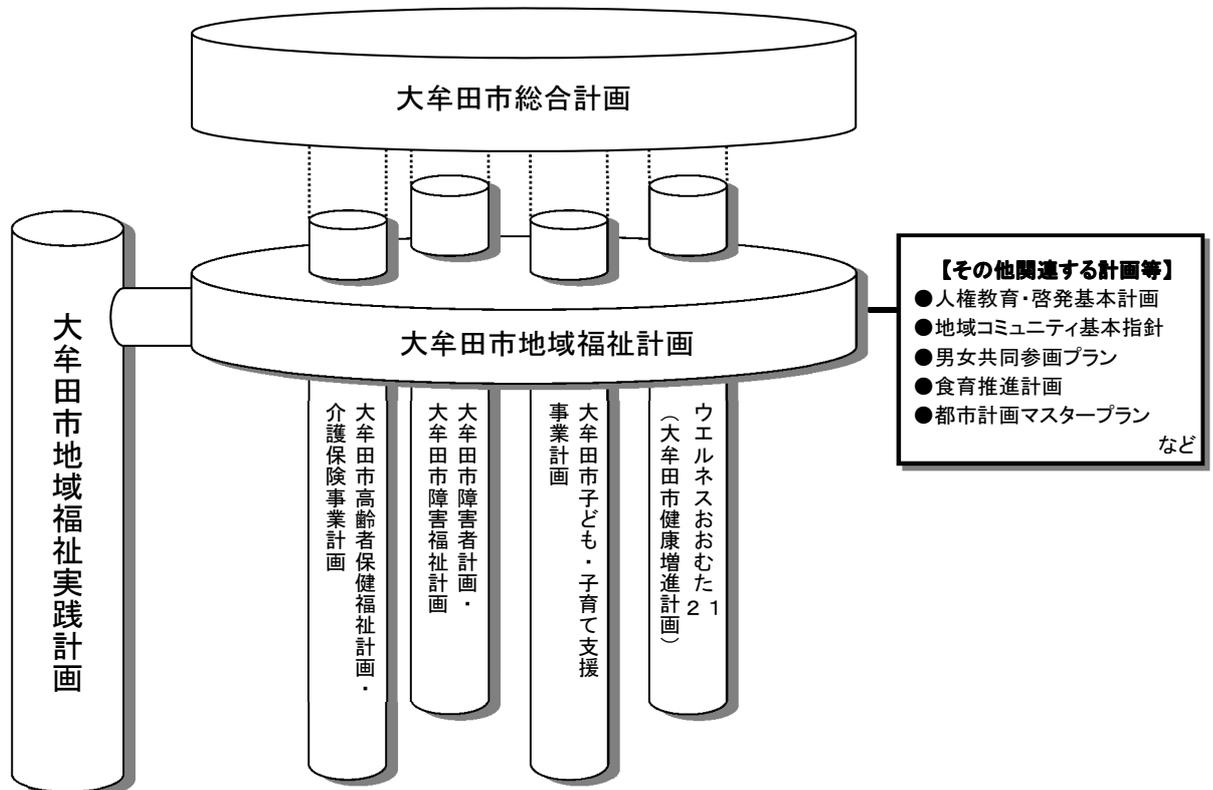
地域福祉計画は、複雑化・多様化している住民の生活課題を解決するため、高齢者や障害者、子育てなどの分野別の福祉施策を地域という視点でつなぐ役割があります。

そのためには、地域福祉計画と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」、及び「健康増進計画」などの保健福祉関連計画との整合が、十分に取れていなくてはなりません。

また、全市的な政策の中で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるためには、保健福祉以外の各分野別計画との調和も必要です。

特に、計画で掲げた理念の達成を、市民や地域と共に目指すという観点から、「地域コミュニティ基本指針<sup>8</sup>」をはじめとした、市民との協働に関する計画や指針などとの積極的な連携に努めます。

図表 1 福祉分野における関連計画と本計画の連携イメージ

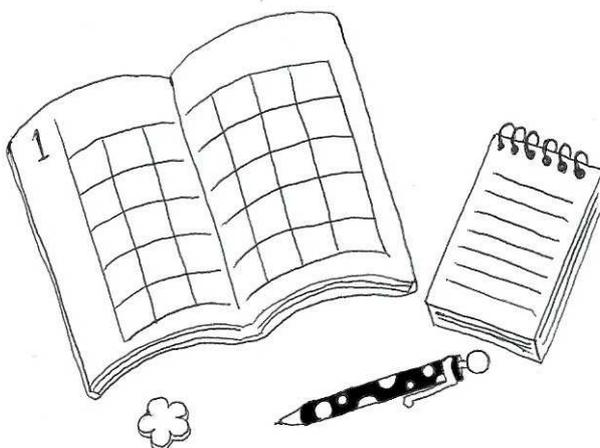
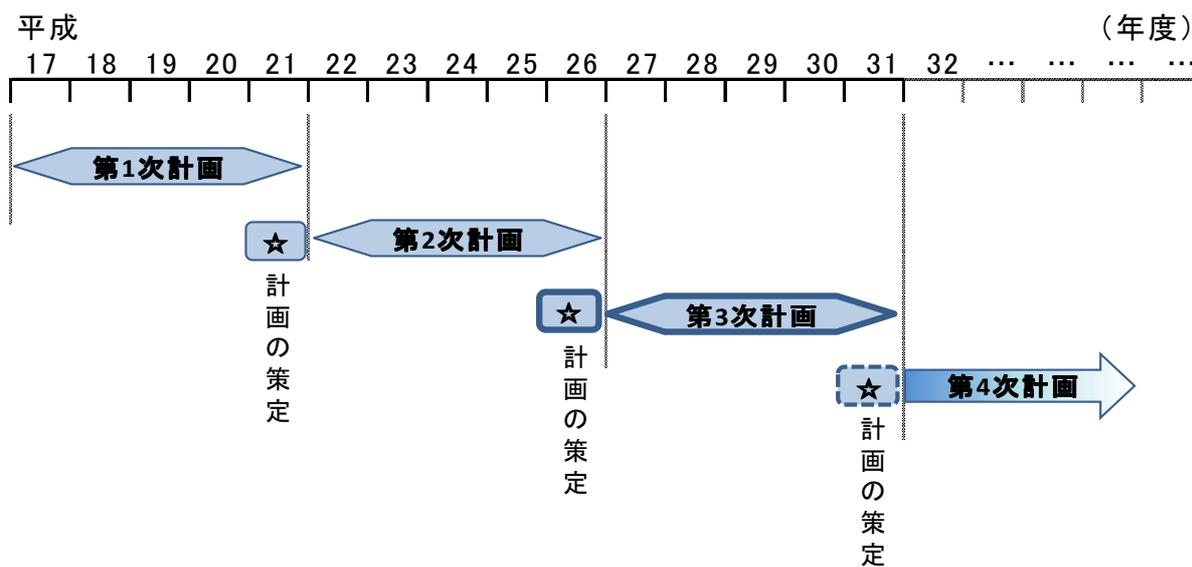


<sup>8</sup> p.129 参照

## 5. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。  
なお、社会の状況が大きく変わったときには、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 2 地域福祉計画・地域福祉実践計画の期間



## 6. 計画の策定体制と市民参画

本計画の策定にあたっては、地域福祉を推進する主役である市民の参加を得て、地域における生活課題を明らかにし、その解決策をともに検討しました。

### (1) 大牟田市地域福祉計画推進委員会

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うために、学識経験者、福祉関係団体の代表者、及び公募による市民委員で構成する「大牟田市地域福祉計画推進委員会」を設置し、協議を行いました。

#### [実施状況]

	実施日	内容
第 1 回	平成 26 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第 3 次大牟田市地域福祉計画 策定方針について</li><li>● 策定スケジュールについて</li><li>● 市民ワークショップについて</li></ul>
第 2 回	9 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民ワークショップについて（報告）</li><li>● 第 2 次大牟田市地域福祉計画 総括について</li><li>● 第 3 次大牟田市地域福祉計画 骨子案について</li></ul>
第 3 回	10 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第 3 次大牟田市地域福祉計画 素案について</li></ul>
第 4 回	11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第 3 次大牟田市地域福祉計画 修正案について</li><li>● 市民意見募集の実施について</li></ul>
第 5 回	平成 27 年 1 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民意見募集の結果について（報告）</li><li>● 第 3 次大牟田市地域福祉計画の確定について（報告）</li></ul>

## (2) 地域福祉に関するアンケート調査

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「地域福祉に関するアンケート」を実施しました。

### [実施概要]

調査対象	市内在住の満 18 歳以上の市民 1,000 人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収（回収率 53.1%）
調査期間	平成 25 年 12 月 2 日～平成 25 年 12 月 16 日

## (3) 市民ワークショップ

計画策定段階における市民参画の一環として、地域の生活課題の洗い出しとその解決策の検討を行うため、市民ワークショップを行いました。

### [実施状況]

実施日：平成 26 年 7 月 30 日、8 月 6 日、8 月 20 日（全 3 回）

参加者：31 名

※詳細は、資料編 P120～124 に掲載しています。

### ■市民ワークショップとは■

様々な立場の人々が集まって自由に意見を出し合い、意見や提案をまとめあげていく場のことです。地域福祉計画や総合計画をはじめとした市町村の計画策定の際に広く用いられており、参加者同士の相互作用の中で、様々なことを学びあい、創り出す場としての役割もあります。

#### (4) 関係団体などへの意見聴取（ヒアリング）

アンケート調査やワークショップでは把握しきれない課題や、より深い現状把握を行うために、当事者や当事者をよく知る支援者、及び関係団体などへの意見聴取を行いました。

##### [実施状況]

対象者	実施日
おおむたキャロットサービス <sup>9</sup> 利用会員 及び協力会員（サブリーダー）	平成 26 年 9 月 22 日・9 月 26 日 ・10 月 3 日・10 月 10 日
子育てサロンマザーリーフ 利用者	平成 26 年 9 月 24 日
在宅介護者の会	平成 26 年 9 月 24 日
NPO 法人 大牟田市障害者協議会	平成 26 年 10 月 8 日

#### (5) 市民意見募集

本計画の策定にあたっては、計画書案を市内の公共施設などに設置・公表し、市民の意見を広く募集しました。

##### [実施状況]

実施期間	平成 26 年 12 月 15 日 ～ 平成 27 年 1 月 14 日
閲覧場所等	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉推進室</li><li>・情報公開センター</li><li>・地区公民館（中央、三川、勝立、三池、吉野、手鎌、駛馬）</li><li>・市民活動等多目的交流施設「えるる」</li><li>・市立図書館</li><li>・総合福祉センター</li><li>・市ホームページ</li></ul>
結果	意見の提出はありませんでした。

<sup>9</sup> p.127 参照



## 第2章

## 大牟田市の現状

1. 統計からみる大牟田市の現状
2. アンケート調査結果からみる大牟田市の現状
3. 第2次大牟田市地域福祉計画（平成22～26年度）の総括



# 1. 統計からみる大牟田市の現状

## (1) 少子高齢化の進行

少子高齢化の進行は、若年労働力の減少による経済成長の衰退にとどまらず、年金、医療、福祉などの社会保障分野における負担増大をもたらし、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

大牟田市における近年の人口の動きを見てみると、総人口は一貫して減少傾向にあります（図表 3）、65 歳以上の高齢者人口割合は増加を続けており、平成 26 年 4 月 1 日現在では 32.4%に達しています。

一方、15 歳未満人口の割合は 11.4%、15 歳から 64 歳までの人口割合は 56.3%となっていますが、これらは減少が続いており、少子高齢化が進む様子を如実に示しています（図表 4）。

人口ピラミッド（図表 5）を見ると、現在人口が最も多い年齢階層は男女ともに 60 代前半であることが分かります。そのほとんどが数年以内に順次高齢期に達することから、高齢化はさらに、進行することが予想されます。

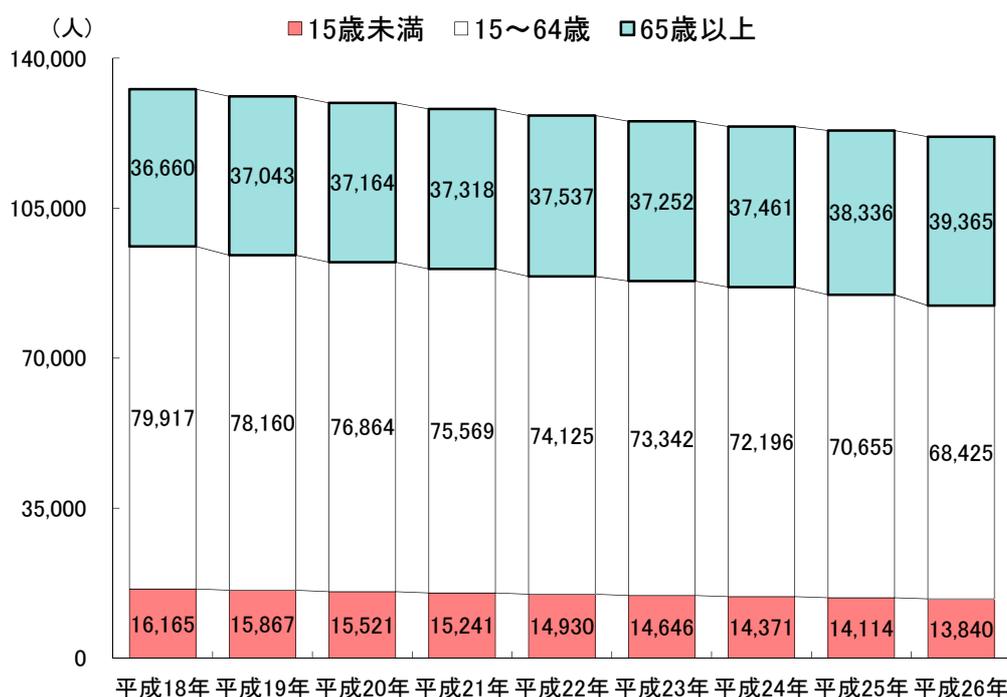
本市の高齢化率を国、県と比較すると、国、県の平均値を大きく上回って推移していることが分かります（図表 6）。全国平均では国民の 4 人に 1 人が高齢者となっていますが、本市においては、約 3 人に 1 人が高齢者という状況です。

さらに、校區別に高齢化の状況をみると、最も高齢化率が低い校区では 25.1%と、全国平均に近い水準ですが、最も高齢化率が高い校区では 40.2%となっており、約 1.6 倍もの格差が生じていることが分かります。

（図表 7）

そのため、地域福祉を進めていくうえで、子育て世帯や高齢者を支えるとともに、それらの人たちが社会参加しやすくなるための取組みを考えていく必要があります。

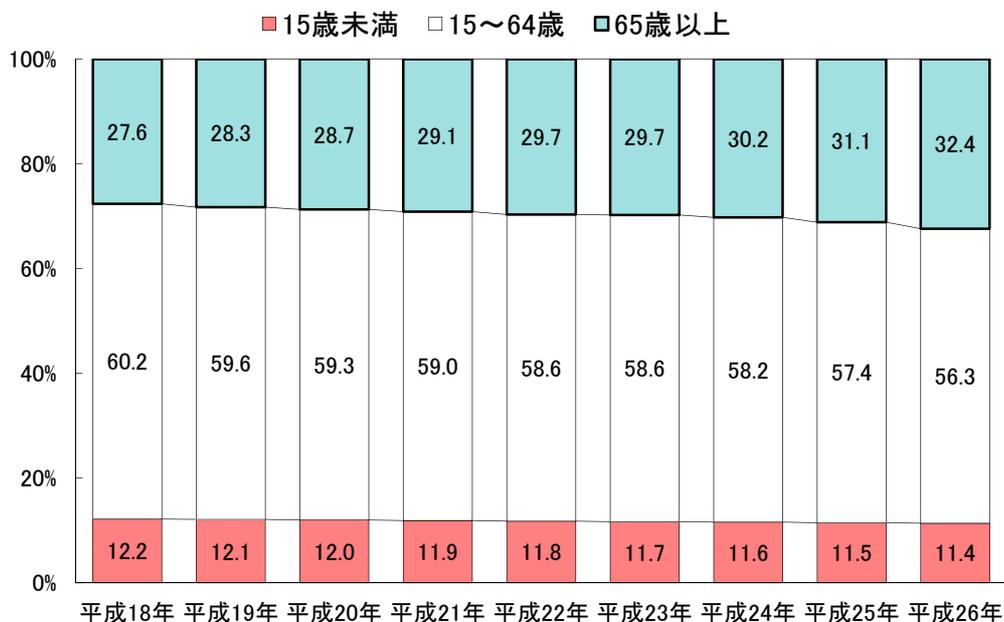
図表 3 年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳

各年 4 月 1 日現在

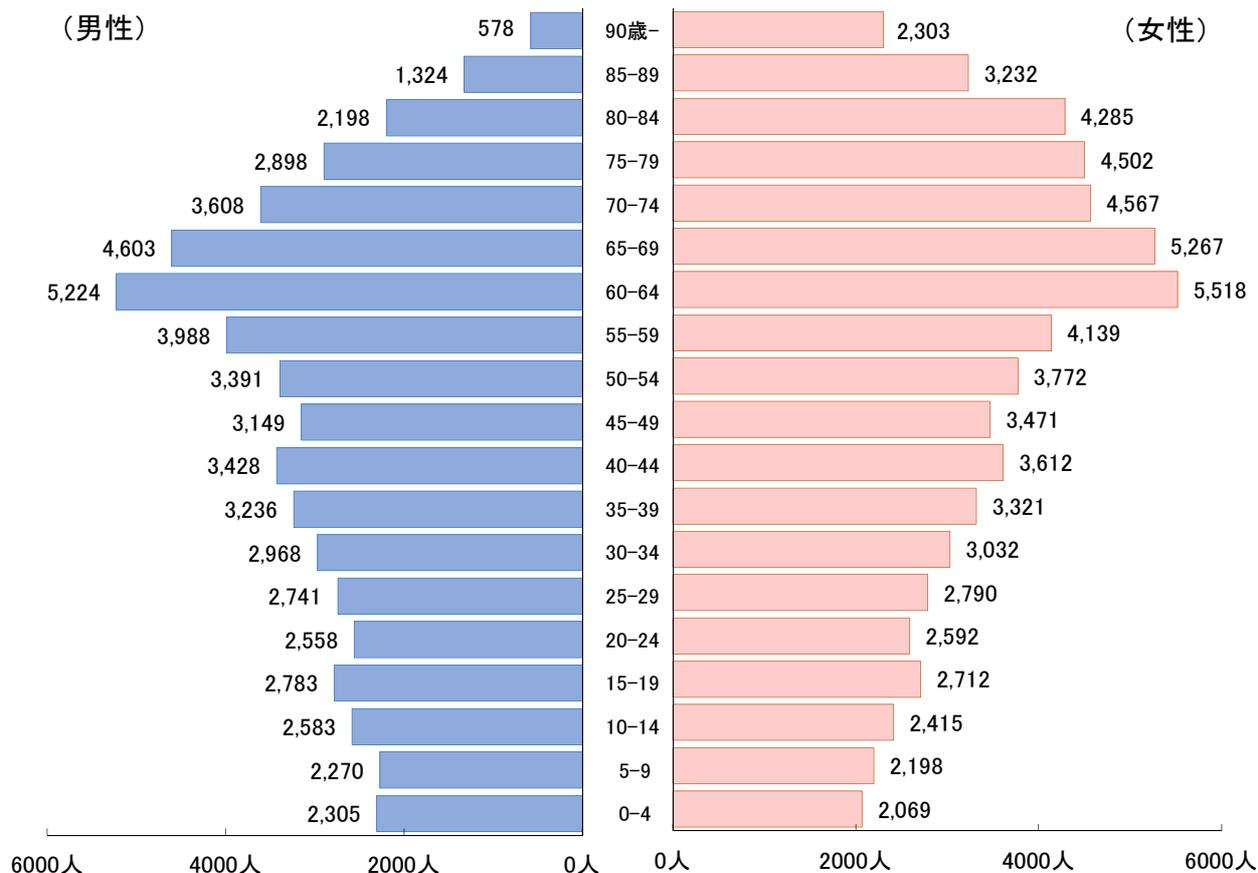
図表 4 年齢3区分別構成比



資料：住民基本台帳

各年 4 月 1 日現在

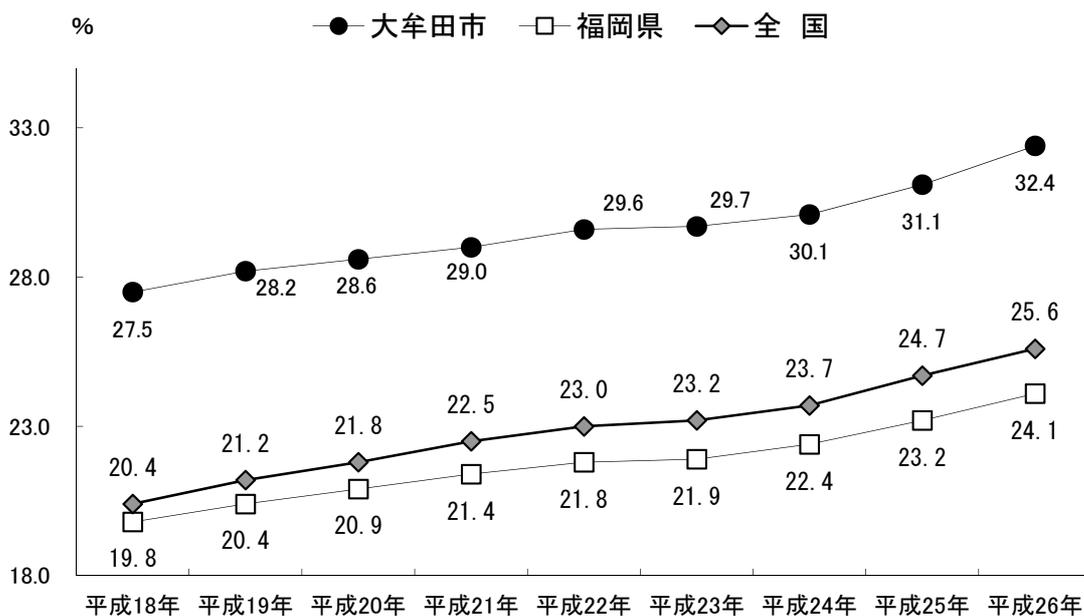
図表 5 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳

平成 26 年 4 月 1 日現在

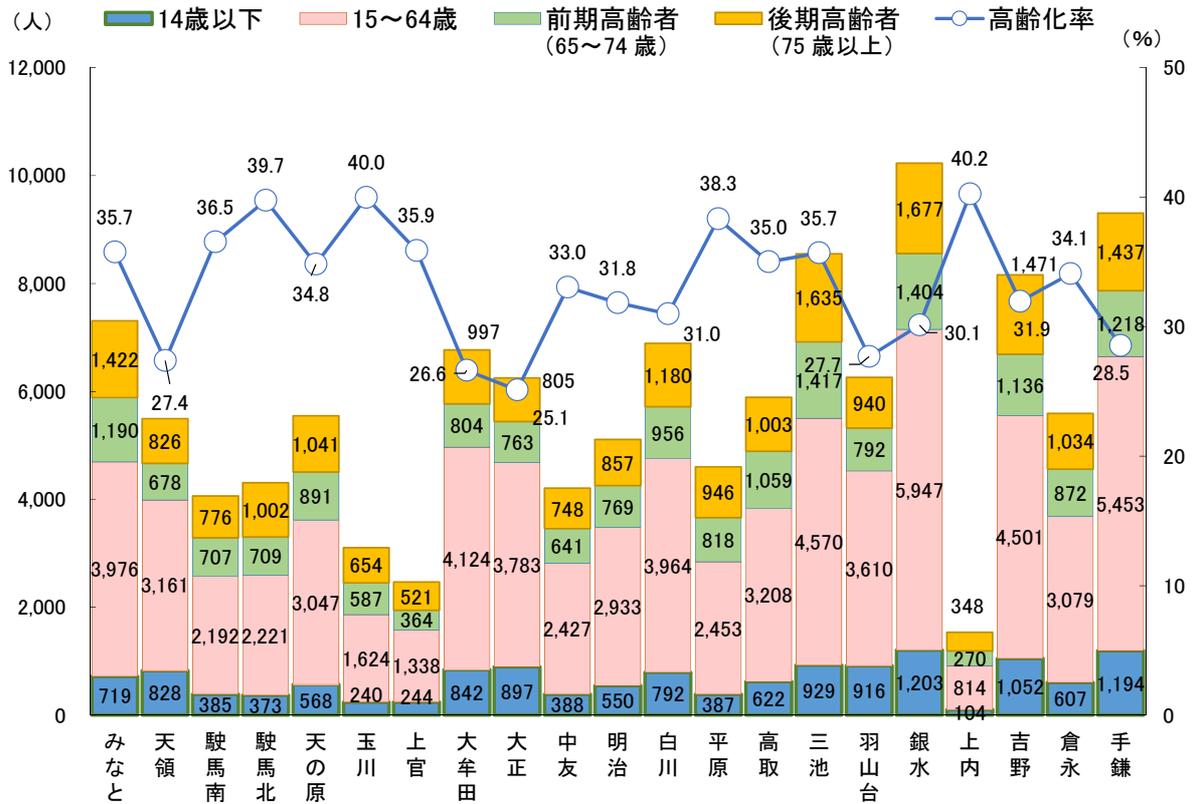
図表 6 高齢化率の推移



資料：住民基本台帳

各年 4 月 1 日現在

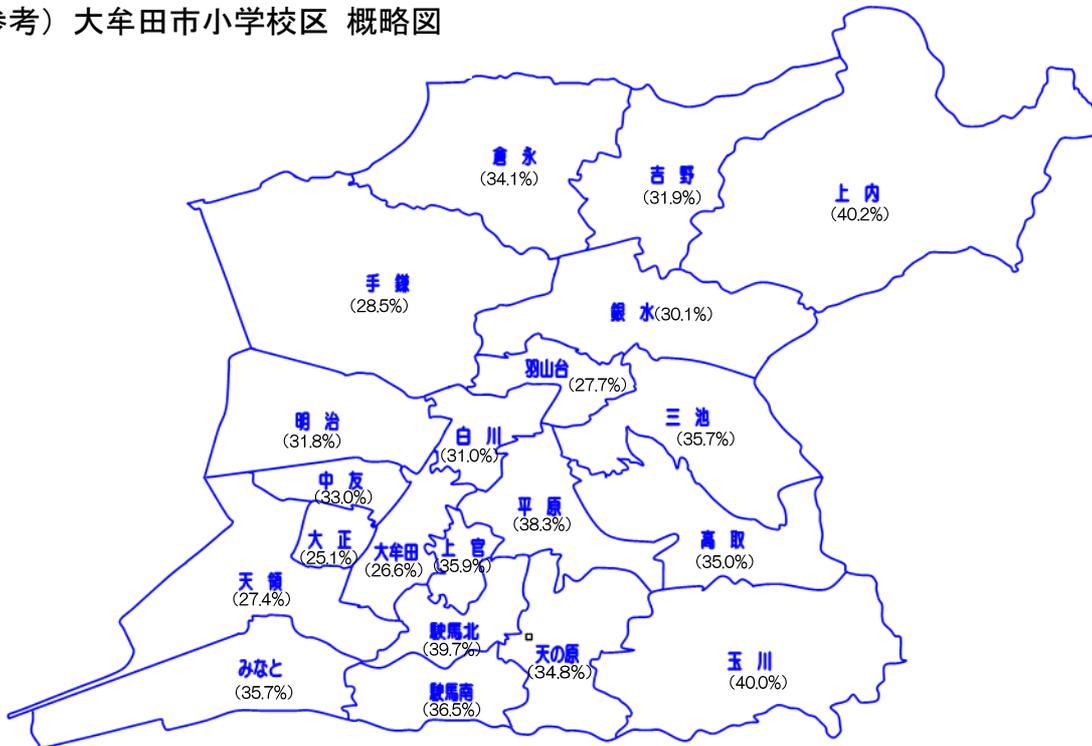
図表 7 各校区の年代別人口及び高齢化率



資料：住民基本台帳

平成 26 年 4 月 1 日現在

(参考) 大牟田市小学校区 概略図



※地図中の ( ) は平成 26 年 4 月 1 日現在の各小学校区の高齢化率

## (2) 要介護等認定者の増加

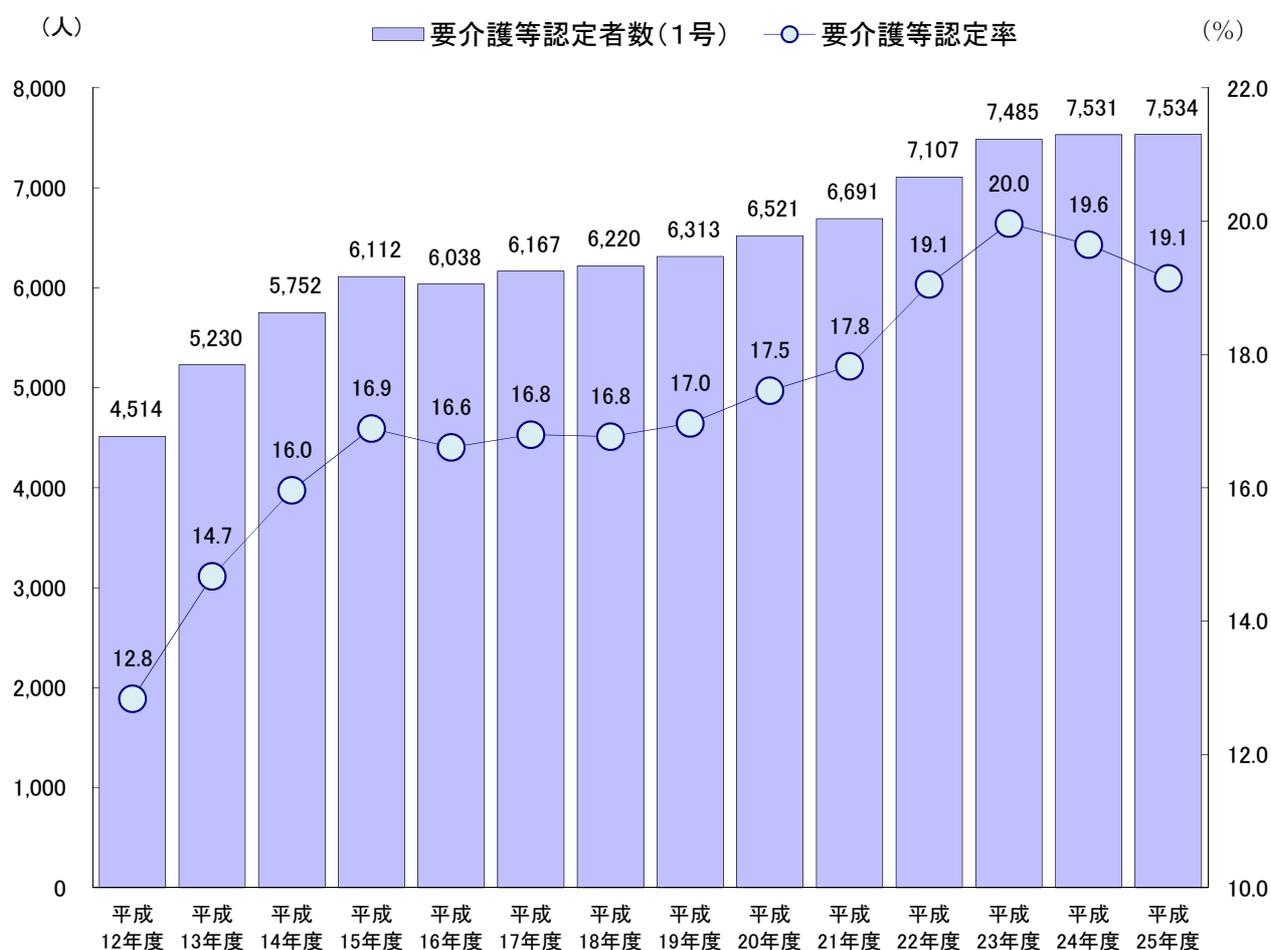
高齢化の進行に伴い、介護をはじめとする何らかの支援が必要な人が増加しています。

本市における65歳以上の要介護等認定者数は、介護保険制度が発足した平成12年以降、増加傾向にあります(図表8)。

また、要介護等認定率(第1号被保険者数に対する要介護等認定者数の割合)も、概ね増加傾向にありましたが、近年ではやや低下傾向を示しています。

要介護等認定者数の増加に伴い、介護に負担を感じる家族も増えていると考えられます。そのため、福祉サービスの利用や地域社会とのつながりを強めることなどにより、介護者の負担軽減を図ることが必要です。

図表8 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



資料：大牟田市かいごほけん白書

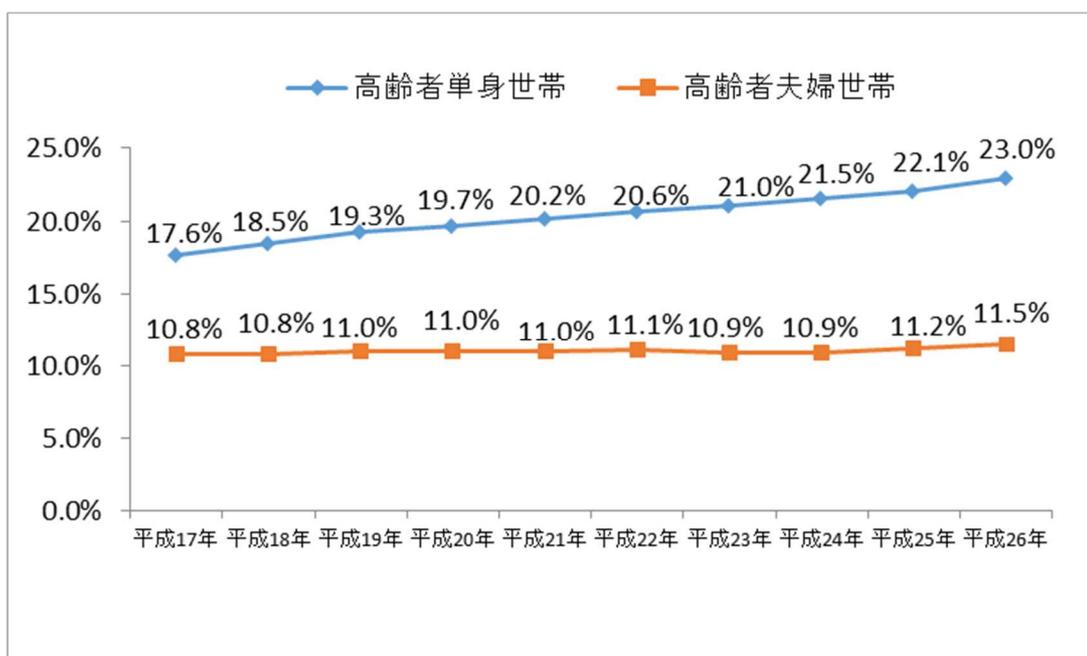
各年度の3月末日現在

### (3) 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行するだけでなく、近年では高齢者単身世帯が増える傾向にあります（図表 9）。

世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くことにつながるため、子どもや高齢者、障害者など、支援が必要な人を地域で見守る必要性が高まっています。

図表 9 高齢者のみの世帯の推移（全世帯に占める割合）



資料：住民基本台帳

各年 4 月 1 日現在

#### (4) 生活困窮者などの増加

本市で生活保護を受けている人の数は、平成 25 年度平均で 4,509 人（3,284 世帯）となっています。保護率は、37.3%（パーミル<sup>10</sup>。平成 25 年度平均）となっており、福岡県の 26.1% に比べ、高い割合です。

今後、高齢者の単身世帯の増加などにより、潜在的な被保護者はさらに増える可能性があります。また、世帯所得が生活保護における最低生活費に満たないにもかかわらず生活保護制度を利用していない世帯や、就労しているにもかかわらず経済的に困窮している人（いわゆるワーキングプア）の存在も社会問題化しており、それらの状況を把握するとともに対策を考える必要があります。

生活保護を受けている世帯の増加は、他の制度が十分に機能することである程度抑制することができると考えられます。「最後のよりどころ」としての生活保護制度にすべてを引き受けさせることのないよう、地域福祉の観点から対策を講じる必要があります。

図表 10 生活保護や生活困窮者などの数の推移

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
生活保護相談件数	1,474	1,492	1,257	1,085	915
生活保護世帯数	2,924	3,083	3,187	3,252	3,284
生活保護人員	4,101	4,350	4,473	4,519	4,509
生活福祉資金 <sup>11</sup> 貸付相談件数	153	154	336	365	353
生活福祉資金貸付決定件数	46	92	46	19	27
日常生活自立支援事業 <sup>12</sup> 利用人数	17	20	27	40	44

※生活保護世帯数・人員については、各年度の月平均  
資料：大牟田市の保健福祉・大牟田市社会福祉協議会事業報告

<sup>10</sup> p.130 参照

<sup>11</sup> p.129 参照

<sup>12</sup> p.130 参照

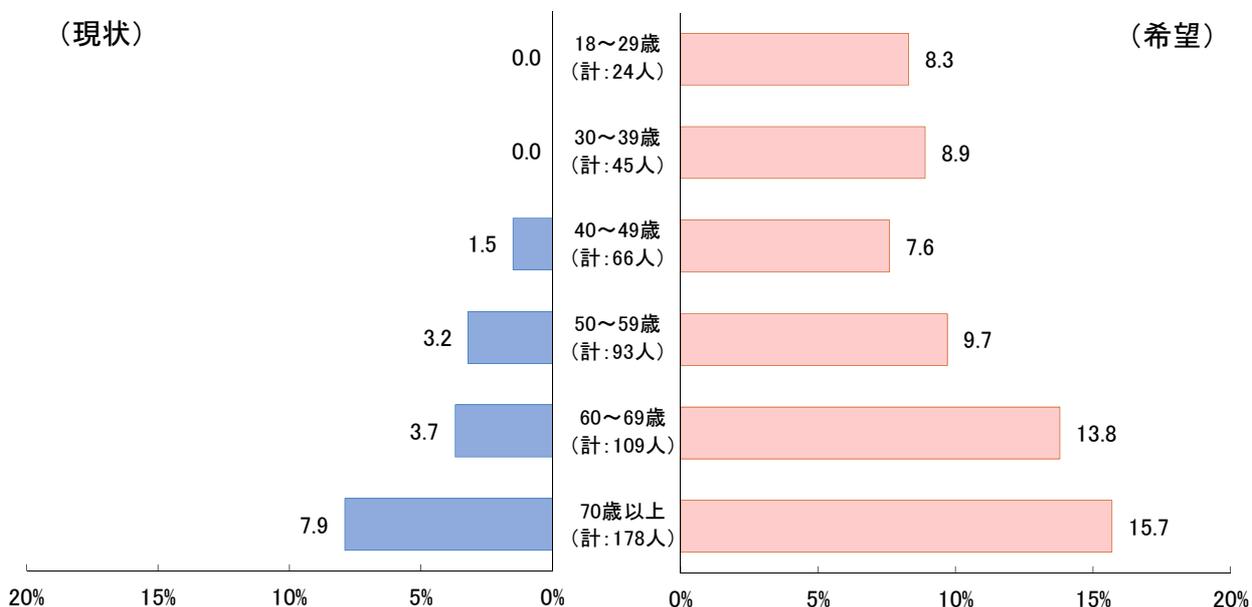
## 2. アンケート調査結果からみる大牟田市の現状

### (1) 地域との関係性についての、現状と希望の乖離

困っていることを相談したり助け合ったりするような強い関係を近所の人と構築できている人は、ほとんどいません。しかしながら、近所の人と比較的強い関係を希望している人は少なからず存在しており、若い世代を含めて現状と希望が乖離しています。

若年者については、人間関係の煩わしさよりも個の自由を好み、干渉を嫌い、地域との関係を避ける傾向にあると言われることがありますが、本市においては、必ずしもそのような傾向にあるわけではないことが分かります（図表 11）。

図表 11 困っていることを相談したり助け合ったりするような強い関係があるか



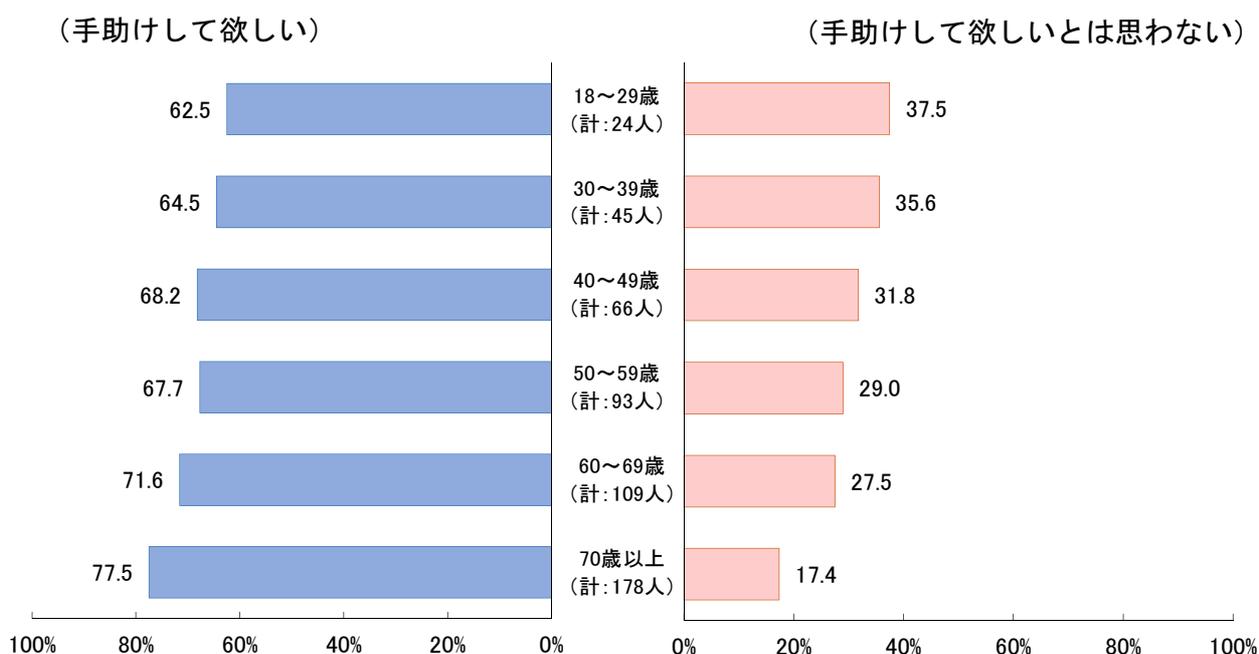
資料：第3次大牟田市地域福祉計画策定に係る市民意識調査結果報告書

## (2) 地域から受ける手助けについての意識

生活上の問題で悩んでいるときに近所の人から手助けを受けることについては、年齢階層を問わず、「手助けをしてほしい」（「ぜひ手助けしてほしい」または「できれば手助けしてほしい」と回答した人の合計）という回答結果が6割以上得られています（図表 12）。

一方、「手助けして欲しいとは思わない」と回答した人の割合は年齢階層が低くなるに従って高くなる傾向にあります。これは何でも自分でできるので手助けは必要ないという意識の表れとも考えることができ、必ずしも地域との関係を避けているわけではないと思われます。

図表 12 ご近所の人たちから手助けを受けることについて



資料：第3次大牟田市地域福祉計画策定に係る市民意識調査結果報告書

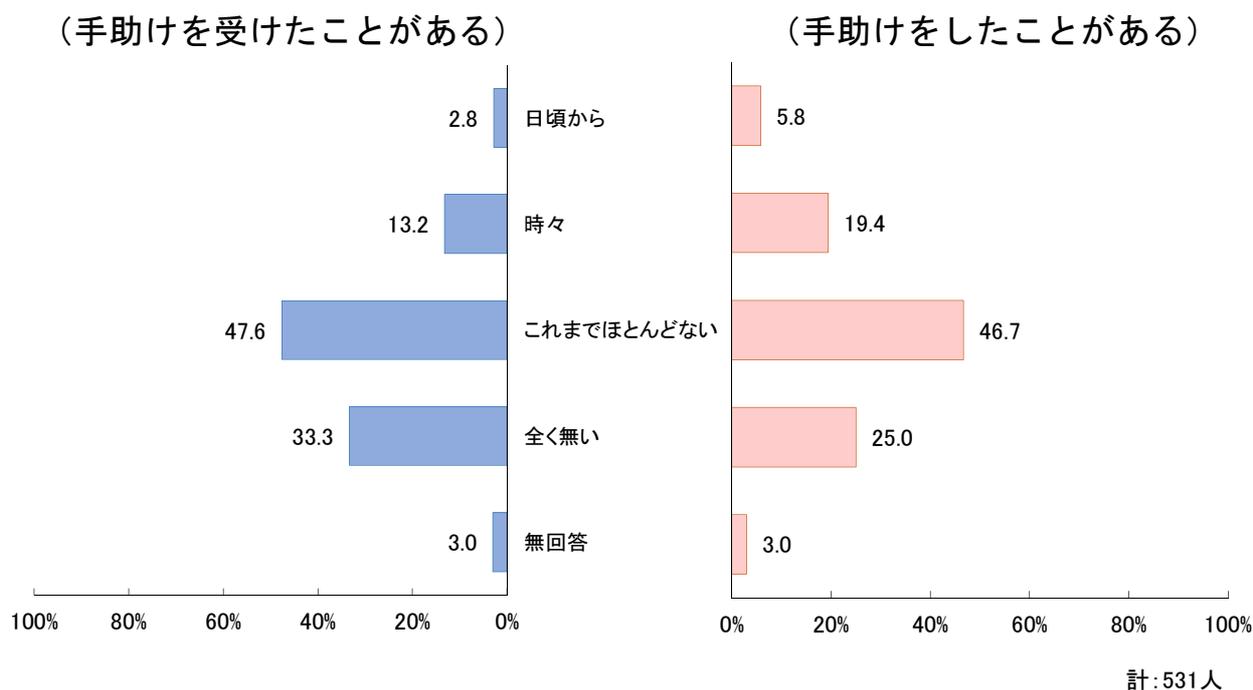
### (3) 手助けを受けた経験と、手助けをした経験の対比

生活上の問題で、近所の人から手助けを受けたことが「全く無い」「ほとんどない」と答えた人の割合が、8割を超えています。一方、日頃から手助けを受けている人の割合は2.8%と低い割合になっています。

また、ほぼ7割が、手助けをしたことが「全く無い」「ほとんどない」と回答しており、日頃から手助けをしている人は5.8%にとどまっています。

(1)(2)から、近所の人とのより強い関係性を望んでいることや、手助けを求める気持ちを持つ人が多いことが分かりましたが、ここでは、実際に手助けを受けたり、したことがある人は少ないことが分かります(図表13)。

図表13 手助けを受けた経験と、手助けをした経験



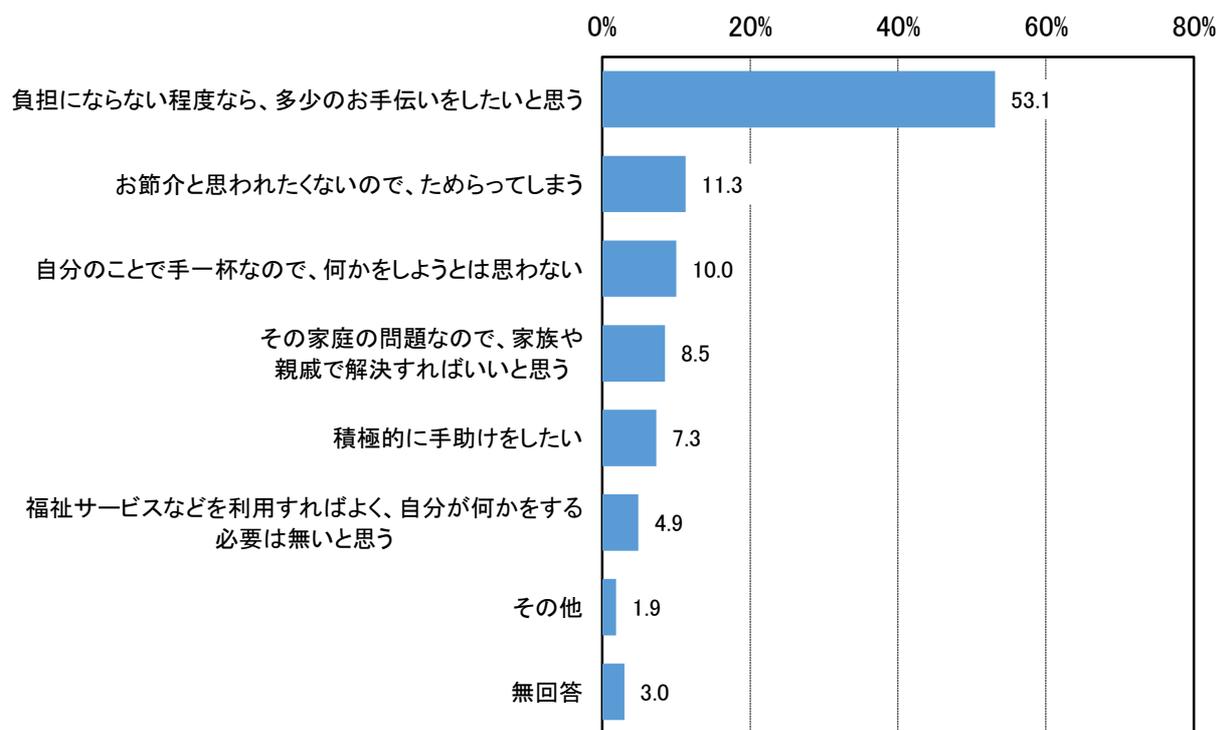
資料：第3次大牟田市地域福祉計画策定に係る市民意識調査結果報告書

#### (4) 地域住民相互のつながりの大切さに関する意識

困ったことや悩みのある人がいた場合に、「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたいと思う」と回答した人の割合は、53.1%と半数を超えています（図表 14）。

さらに、地域住民が支え合うために必要なこととして、「住民自身がつながりを大切にすること」を選択した人の割合が61.0%に達しており、地域住民同士のつながりを大切にしている人が多いことが分かります（図表 15）。

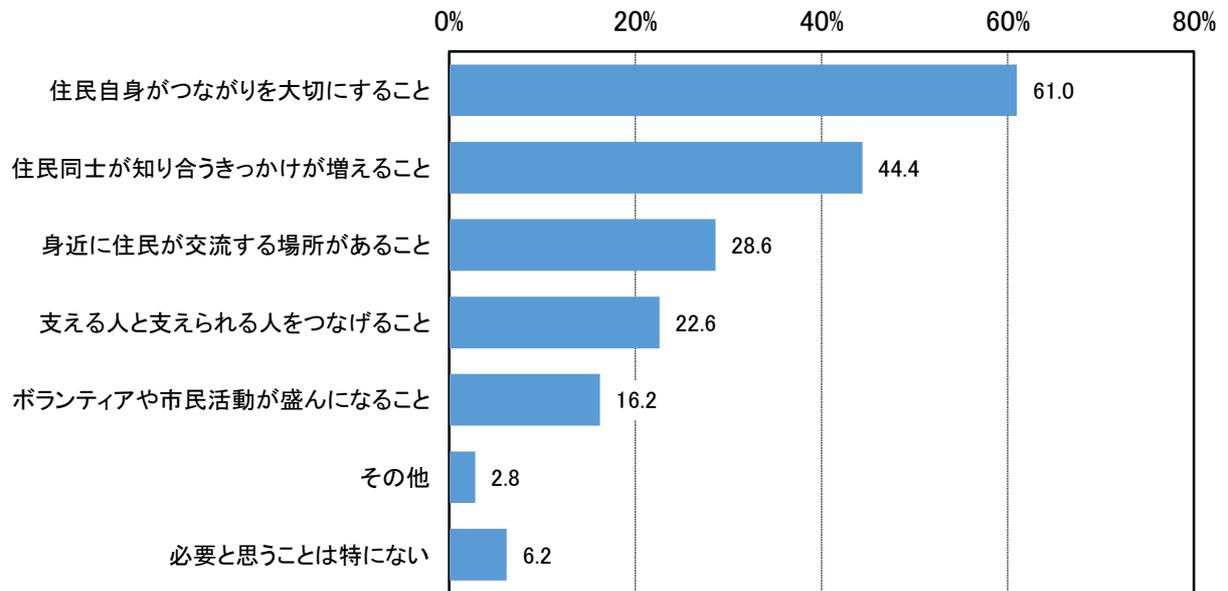
図表 14 近所で悩みを抱える人がいた場合の対応



計:531人

資料：第3次大牟田市地域福祉計画策定に係る市民意識調査結果報告書

図表 15 地域住民が支え合うために必要なこと



計: 531人

資料：第3次大牟田市地域福祉計画策定に係る市民意識調査結果報告書



### 3. 第2次大牟田市地域福祉計画（平成22～26年度）の総括

#### 1 市民に対する意識啓発や担い手育成

##### (1) 成果

各種行事や研修会、窓口など、様々な機会を通して市民とふれあう中で、地域福祉に関する意識が4～5年前と比べて大きく変わってきたと実感する場面が増えてきました。これは、第2次計画を推進した結果、意識啓発や担い手育成、各種活動の支援において一定の成果が得られたものと考えます。

具体的な例として、平成22年度より住民参加型福祉サービス「おおむたキャロットサービス」が開始され、サービスの担い手である協力会員が各地域において生活支援サービスを実施するなど、生活課題を住民同士で解決する土壌が育っています。

##### (2) 課題

新たな地域活動の担い手が発掘されず、地域活動に関わる人は一人で複数の役職を兼任したり、在任期間が長期化して負担感が増しているなどの課題があります。今後も、引き続き意識啓発と担い手育成に取り組み、活動の裾野を広げていく必要があります。

#### 2 地域組織や住民、ボランティアなどによる活動

##### (1) 成果

社会福祉協議会が進める「ふれあいサロン<sup>13</sup>活動」の設置数が急増していることや、各地域における防災訓練などの地域活動が活発化していることから、住民同士がつながる場や機会が多くつくられたことが分かります。

また、認知症による徘徊行方不明発生時に円滑な情報伝達や迅速な捜索を行い、行方不明者の保護につなげていくため、警察や行政、公共交通機関、生活関連企業などと連携し構築した「大牟田地区高齢者等 SOS ネット

<sup>13</sup> p.131 参照

トワーク<sup>14</sup>」は、地域住民や介護サービス事業者と協働し、毎年実施している「徘徊模擬訓練」とともに、認知症の本人やその家族を温かく見守るための取組みとして、広く市民に広がっています。

## (2) 課 題

ひとり暮らし高齢者などに対する見守り・訪問活動や、地域組織が主催する多世代交流行事などの実施については、各地域において活動頻度や活動者同士の連携体制などに差がある状況です。

今後は、優れた活動を全市に広げるための情報提供や、地域における連携体制の強化をはじめ、地域組織による活動、地域住民、ボランティアなどによる活動を充実するためのさらなる取組みが求められます。

## 3 生活課題の解決に向けた取組み

### (1) 成 果

生活課題の発見を目的に、認知症の早期発見のための「もの忘れ予防・相談検診」や障害者などの福祉に関する相談支援事業、家庭における適正な児童養育などに関する相談を受ける「児童家庭相談室」などの事業に取り組みました。

また、平成 24 年 10 月には、地域包括支援センター<sup>15</sup>を 6 箇所を増設し、住民にとって身近な福祉相談窓口を充実させるとともに、地域団体や介護サービス事業者などとの連携による生活課題の解決に向けた取組みを行ってきました。

### (2) 課 題

福祉に関する諸制度の複雑化がさらに進めば、市民にとっては、その内容や申請先が分かりにくくなる懸念があります。そのため、福祉サービスを利用しやすい環境づくりを行い、生活課題が埋もれないように努めていく必要があります。

また、平成 25 年 12 月に実施したアンケート調査の結果、市民の多くが、困っている人を支えてあげたいという気持ちを持っていることや、困

---

<sup>14</sup> p.127 参照

<sup>15</sup> p.129 参照

った時に地域の人などに支えて欲しいと思っていることが分かりました。

その一方で、実際に手を差し伸べたり、手を差し伸べられたりした経験がある人は少なく、現在はまだ、「支えて欲しい」という気持ちと「支えたい」という気持ちが上手く繋がっていない状態です。

この二つの思いを繋げ、生活課題の解決に結びつけるためには、具体的かつ明確な「仕組み」を構築あるいは強化し、その機能を継続して高める基盤を整える必要があります。

またその仕組みは、行政などの公的機関が主体となって行う「制度中心の取組み」と、地域住民や地域組織の自主的な活動による「制度に基づかない取組み」が、十分に連携・補完しながら解決を目指すものとして構築することが求められます。

#### 【参考：福祉関連の法改正などの状況（主なもの）】

法律などの名称	主なキーワード
生活困窮者自立支援法 (平成 25 年 12 月成立)	市民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築、官民協働による地域支援体制の充実
災害対策基本法 (平成 25 年 6 月改正)	地域の特性や実情を踏まえた、実効性のある避難支援体制の構築
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年 6 月公布)	地域包括ケアシステムの構築を通じた地域における医療及び介護の総合的な確保を促進
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 25 年 4 月施行)	地域社会における共生の実現 地域社会における自発的な取り組みの支援
子ども・子育て支援法 (平成 24 年 8 月成立)	家庭、学校、地域、職域等の全ての構成員の子育てに対する役割と責任
国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (平成 24 年 7 月策定)	家族や地域の絆の再構築 助け合いながら健康を守る環境の整備



## 第3章

## 基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標と重点課題
3. 計画の体系
4. 取組みの主体と圏域

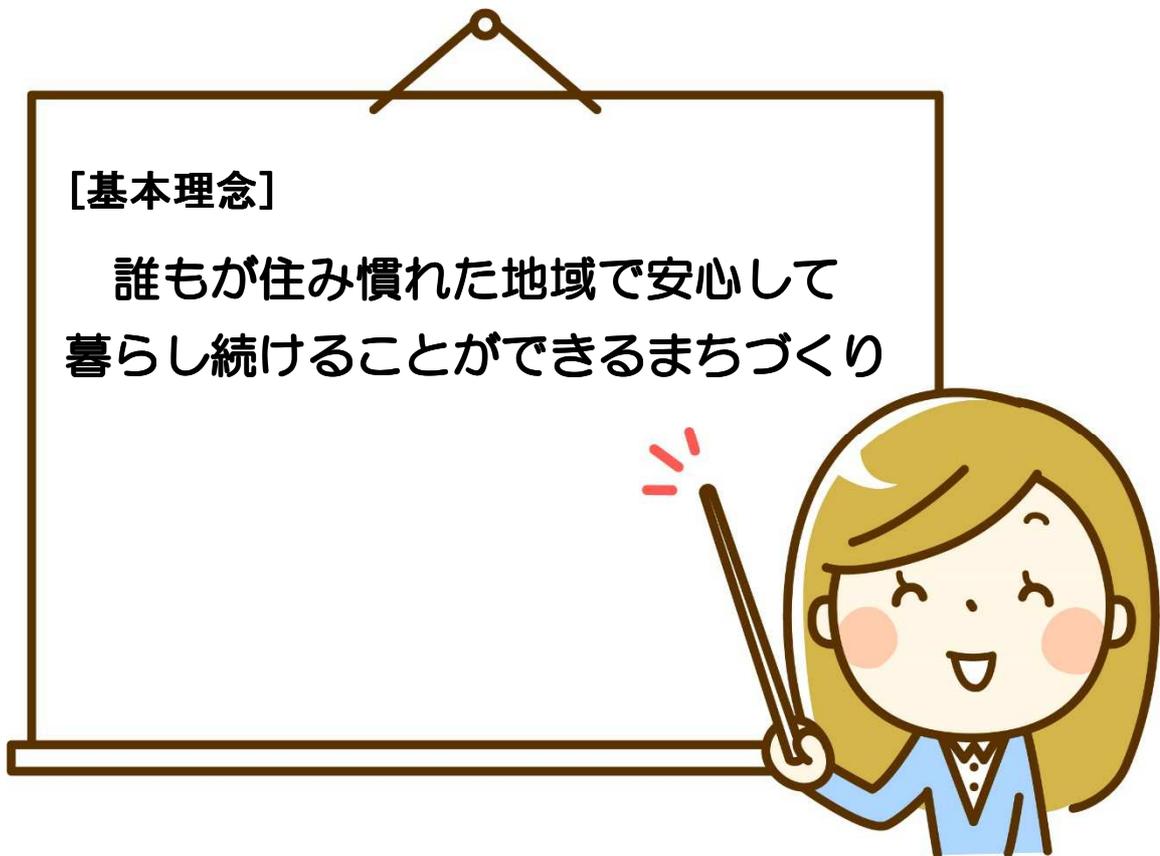


## 1. 計画の基本理念

住み慣れた地域で安心と安らぎを持って暮らすことは、多くの市民の願いです。地域で暮らす様々な人々の差異や多様性を認め合い、たとえいろいろな困難を抱える人がいたとしても、個人の尊厳を保持しながら、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、また、地域社会への参加と協力を促し、共に生きる社会をつくっていかねばなりません。

そのような認識のもと、第3次計画では、第2次計画の理想像として掲げた、「人が真ん中のまちづくり」という視点を継承し、地域福祉を推進します。

また、本計画では、第2次計画に引き続き、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本理念とします。



## 2. 計画の基本目標と重点課題

### (1) 基本目標

計画の基本理念を実現するために、次に挙げる3つの基本目標を設定しました。この基本目標を柱として、計画の体系を構築しています。

#### [基本目標]

基本目標1 つながりを育む人づくり

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

基本目標3 生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

#### **基本目標1** つながりを育む人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、地域の生活課題を見つけ、それを解決していこうという意識と、具体的に実行に移す担い手の養成が大切です。

そこで、「つながりを育む人づくり」を基本目標として掲げ、計画を推進します。

#### **基本目標2** みんなで支え合う地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、地域の組織的な活動や、個々の地域住民によるボランティアなどの活動が活発化することが不可欠です。

そこで、「みんなを支え合う地域づくり」を基本目標として掲げ、計画を推進します。

### **基本目標 3** 生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、行政サービスをはじめとした公的機関による解決機能と、地域住民や地域の組織などによる、地域における解決の仕組みが効果的に連携して課題を解決していく基盤をつくることが重要です。

そこで、「生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり」を基本目標として掲げ、計画を推進します。

#### (2) 重点課題

基本目標に基づく計画の体系とは別に、今日的課題のうち第3次計画期間中に特に重点的に推進すべき項目を、「重点課題」と位置づけました。

##### [重点課題]

重点課題1 災害時における要配慮者<sup>16</sup>に対する支援

重点課題2 生活困窮者への自立支援

<sup>16</sup> p.132 参照

### 3. 計画の体系

図表 16 計画体系図

【基本理念】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

【基本目標】

#### 1. つながりを育む人づくり

ひと

【施策】

意識啓発

担い手育成

【取組項目】

- 人権意識の啓発
- 地域福祉活動の周知啓発
- 寄付文化の醸成
- 地域活動者の発掘
- 各種ボランティアの養成
- 福祉教育の推進

#### 2. みんなで支え合う地域づくり

地域

地域組織による活動の充実

地域住民、ボランティアなどによる活動の充実

- 小地域ネットワーク活動の推進
- 地域組織活動の推進
- 災害時における円滑な支援活動の推進
- 地域住民による活動の支援
- ボランティア・NPOなどによる活動の支援
- 災害時におけるボランティアの体制整備

#### 3. 生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

仕組み

公的機関による解決機能の強化

地域における解決の仕組みづくり

- 相談機能の充実
- 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- 専門機関や住民との連携による解決
- 地域住民による見守りの充実
- 地域組織による課題の共有と解決策の検討
- 行政や専門機関との連携による解決

大牟田市が策定する「第3次大牟田市地域福祉計画」と大牟田市社会福祉協議会が策定する「第3次大牟田市地域福祉実践計画」は、この施策体系を共有して、地域福祉を推進します。

## 4. 取組みの主体と圏域

### (1) 取組みの主体

地域福祉を進めていく上では、自分や家族で問題解決に向けて努力する「自助」、地域でお互いに支え合う「共助」、制度に基づく公的な福祉サービスである「公助」という3つの視点が大切です。

特に「共助」は地域福祉の重要な要素であり、大牟田市でも、住民や地域組織、ボランティア・NPOなどが主体となって活発な福祉活動を行っています。

今後は、「自助」「共助」「公助」それぞれの特性を組み合わせながら、適切な連携により生活課題の解決に取り組むことが一層重要になります。

そのため本計画では、自助、共助、公助の主な主体である「自分や家族」「地域」「社会福祉協議会」「行政」の4つについて、それぞれの特性を活かした取組内容を記載しています。

### (2) 支え合うための圏域

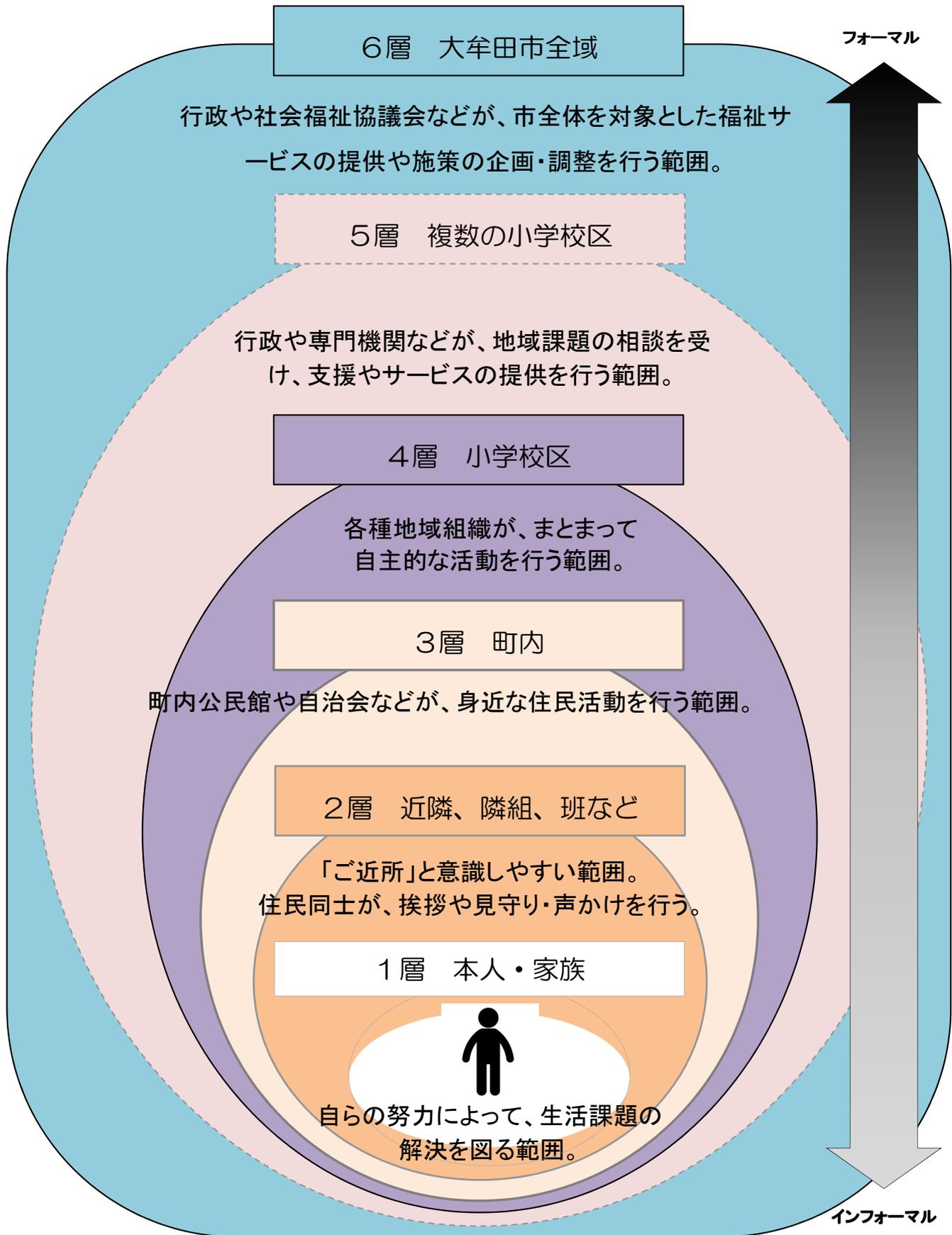
地域住民が抱える生活課題の解決を図る際には、地域の特性や実際の活動内容に応じて、適切な地域の範囲（圏域）を想定し、その圏域に応じたアプローチを考えることが効果的です。（P32「圏域のイメージ」参照）

例えば、日常的な「見守り」や「声かけ」などの活動は、隣近所などの身近な地域で行うことによって、住民同士の関係性の維持や向上につながる事が期待できます。

一方で、各種制度に基づく福祉サービスの提供など、大牟田市全域で考える必要があるものもあります。

住民や地域が主体となって取り組むインフォーマルな取組みは、即時性や柔軟性などの長所がありますが、行政などが行うフォーマルな取組みは、平等性や専門性、継続性などの長所があるため、各圏域において、それぞれの長所を活かしながら、連携して取り組むことが必要です。

## [圏域のイメージ]



## 第4章

### [基本目標1] つながりを育む人づくり



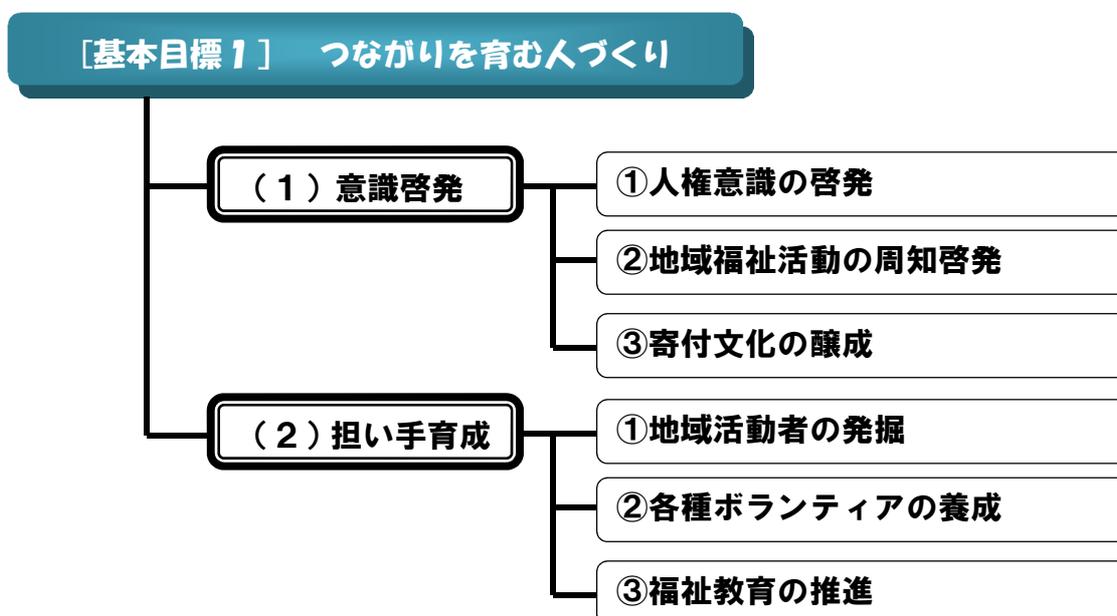
「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を実現するためには、住民同士がお互いを理解し、受け入れる心をもつことが第一歩となります。そのうえで多くの市民が「支え合い、助け合う」気持ちを持つことが不可欠であり、そのための「人権意識の啓発」や「地域福祉活動の周知啓発」は、地域福祉の根幹的な取組みです。

また、共同募金をはじめとした、地域福祉活動を行うための財源などをつくることも重要であり、寄付などを通じた社会貢献の意義についても、広く伝えていく必要があります。

地域福祉の充実を図るには、そのような様々な意識啓発の取組みにより、地域福祉活動を行う機運を高めるとともに、「支え合いのあるまちづくり」の担い手を継続的に育成していくことが大切です。

そのため、地域活動者の発掘や各種ボランティアの養成、福祉教育<sup>17</sup>の推進などに取り組み、自分のできる範囲で無理なく活動していくことの大切さについて市民の理解を深めたり、実際に活動するきっかけを提供するなどの取組みを進めます。

## 【施策体系】



<sup>17</sup> p.131 参照

## 【表の見方】

①〇〇〇〇 ⇒各施策を実現するための取組項目を記載しています

(主体)	(主な取組み)
自分や家族 ができること	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市民ワークショップで出た意見などを踏まえ、今後、地域福祉を充実していくために、「住民自身や家族」「地域」において取り組むことができると考えられる内容を提案しています。 ※市民ワークショップで出た意見には、文末に【WS】と表記しています。</p> </div>
地域において できること	
社会福祉協議会 が取り組むこと	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>地域住民に寄り添い、地域組織やボランティアなどの活動を支援しながら地域福祉の推進を図る役割を担っている「社会福祉協議会」の取組内容について、記載しています。</p> </div>
行政が 取り組むこと	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>地域住民や地域組織の活動を支援するとともに、福祉サービスの提供など、各種制度に基づく支援を行う役割を担っている「行政」の取組内容について、記載しています。</p> </div>

## (1) 意識啓発

### 【現状と課題】

- シンポジウムや各種研修会などを実施していますが、参加者の多くは地域組織のリーダーや民生委員・児童委員、福祉委員<sup>18</sup>、町内公民館長などの地域活動者であり、その他の住民の参加は少数に留まっています。
- 地域福祉活動の財源である共同募金については、厳しい経済情勢を反映して、募金総額は減少傾向にあります。
- ワークショップでは、障害がある人に対する合理的配慮が十分ではなく、地域にとけ込めていないという意見が出されました。
- ヒアリングにおいては、障害者自身が地域行事などに積極的に参加する意識を持つことが重要であるという意見も出されました。

### 【求められる方向性】

- 市民を対象にした、人権意識の高揚に向けた研修の充実や地域福祉活動の周知啓発が重要です。
- 地域福祉を推進するための財源や人的資源を確保するため、寄付文化を醸成していく必要があります。

### ①人権意識の啓発

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>●高齢者や障害者、子どもの課題について理解を深めます。</li><li>●障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて配慮するよう努めます。 【WS】</li><li>●障害があることで萎縮することなく、自分の意見をはっきりと表明します。【WS】</li></ul>

<sup>18</sup> p.131 参照

地域において できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域において、人権について考える機会をつくるよう努めます。</li> <li>●障害者やその家族、支援者などが集まり、理解促進のための場をつくるよう努めます。</li> <li>●障害者が自ら声をあげることができる雰囲気づくりに努めます。 【WS】</li> <li>●障害がある人の手助けができるよう、日頃からどのようなことができるのか、考えます。【WS】</li> <li>●身近な地域で、障害者についての勉強会を実施することを検討します。【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉大会や各種研修会を実施し、個人の尊厳に基づく地域における支え合いやつながりの大切さについて、啓発します。</li> <li>●各種権利擁護事業について、周知啓発します。</li> <li>●地域における人権意識の啓発のための研修会などを支援します。</li> </ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校・地域・職域などにおいて、諸団体との連携による人権尊重社会の実現を目指した多様な啓発活動を推進します。</li> <li>●企業や各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画を推進する取組みを進めます。</li> <li>●障害福祉に関する制度の広報などにより、障害に対する理解啓発に努めます。【WS】</li> </ul>

## ②地域福祉活動の周知啓発

(主体)	(主な取組み)
自分や家族 ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動に関する情報を積極的に入手し、周囲の人に情報を伝えます。【WS】</li> </ul>
地域において できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「校区社会福祉協議会だより」など、様々な媒体・手段を用いて、地域福祉活動に関する情報の共有に努めます。【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「社会福祉協議会広報紙『きらり』」などを通じ、地域福祉活動に関する情報を積極的に配信し、周知啓発を行います。</li> <li>●各校区における「組織力」「ネットワーク<sup>19</sup>力」「住民意識」などを客観的に把握するため、「校区福祉力アンケート調査<sup>20</sup>」を実施し、各校区の強みと弱みについて地域と共有しながら、課題解決に向けた支援を行います。</li> <li>●校区福祉力アンケート調査結果に基づき、福祉座談会の内容を検討するとともに、各校区の福祉活動の啓発に関する取組みを支援します。</li> </ul>

<sup>19</sup> p.130 参照

<sup>20</sup> p.128 参照

<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広報おおむた」やホームページなどにより、地域福祉活動の実施状況や意義などの情報を市民に周知し、啓発を行います。</li> <li>●市民が興味・関心を持てるような内容の企画を立てることで、多様な人が参加するよう、工夫します。</li> </ul>
-----------------------	--

### ③寄付文化の醸成

(主体)	(主な取組み)
<p>自分や家族 ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「社会福祉協議会広報紙『きらり』」や「広報おおむた」などを通じ、赤い羽根共同募金をはじめとした寄付制度の概要について、理解を深めます。</li> <li>●自分でできる社会貢献を検討します。</li> </ul>
<p>地域において できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「校区社会福祉協議会だより」など、様々な媒体・手段を用いて、赤い羽根共同募金をはじめとした各種寄付に関する情報を地域で共有します。</li> <li>●赤い羽根共同募金が地域福祉の財源となっていることを理解し、地域の中で協力を呼びかけます。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「社会福祉協議会広報誌『きらり』」や地域における研修会などを通じて、赤い羽根共同募金が地域福祉を充実するための財源となっていることについて、周知啓発します。</li> <li>●赤い羽根共同募金と市内各店舗（企業）が協力し、それぞれの強みや特徴を活かした「寄付つき商品」を企画する「募金百貨店プロジェクト<sup>21</sup>」を推進し、企業などの共同募金運動への参加促進を図ります。</li> <li>●住民の助け合い精神に基づく善意を結集し、その善意を社会的援助を必要とする人々のために有効かつ適切に活用することを目的とした「大牟田善意銀行」の取組みを周知啓発します。</li> </ul>
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●赤い羽根共同募金運動をはじめとした寄付文化の醸成に寄与する各種取組みを支援します。</li> <li>●NPO やボランティア団体、自治体などへの寄付に関する周知啓発を行います。</li> </ul>

<sup>21</sup> p.131 参照

## (2) 担い手育成

### 【現状と課題】

- 各地域組織においては、地域福祉活動への参画や役員への就任を促すなど、様々な取り組みを行っています。
- 市や社会福祉協議会においては、世代別・対象者別のボランティア養成講座を実施していますが、依然、地域福祉活動の担い手不足に伴う役員の長期在任化や役職の複数兼任状態などが解消されていません。
- ワークショップでは、民生委員・児童委員や福祉委員などの担い手が不足していることや、それに伴い、担い手の負担感が増えている、などの意見が出されました。
- ヒアリングでは、男性はなかなか生活支援ボランティア活動に参加しづらいが、趣味や特技を活かせる活動であれば、参加しやすいという意見も出されました。

### 【求められる方向性】

- 地域福祉の充実を図るには、「支え合いのあるまちづくり」の担い手を継続的に育成していかなければなりません。
- そのため、誰でも「自分のできる範囲で無理なく取り組める」環境の充実や、実際に活動するきっかけを提供していく必要があります、今後一層、地域を担う人材の発掘や各種ボランティアの養成が求められます。
- 地域を担う人材の発掘や各種ボランティアの養成の土台となる福祉教育についても、小・中・特別支援学校の児童生徒のみならず、高校生や大学生、社会人に対しても行うなど継続的な働きかけをしていく必要があります。
- 各種ボランティアを養成するうえでは、住民の趣味や特技を活かすことができるような工夫も行う必要があります。

## ①地域活動者の発掘

(主体)	(主な取組み)
自分や家族 ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館や社会福祉協議会にまず足を運び、自分が地域にどのような貢献ができるかについて考えます。【WS】</li> <li>●地域活動の担い手として、できる範囲で地域活動に参加します。【WS】</li> <li>●仕事をリタイアした後は、積極的に地域に関わるよう努めます。【WS】</li> </ul>
地域において できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動への参画や役員への就任を呼びかけます。</li> <li>●楽しみながらまちづくりをする雰囲気をつくり、地域活動者が生きがいややりがいを持って活動できる環境をつくります。【WS】</li> <li>●役員の負担を軽減するよう運営方法を工夫します。【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者がいきいきと働き活躍することができる場づくりを推進します。</li> <li>●企業や団体の退職予定者などに対し、地域活動への参画を促進するため、活動の場などについて情報提供します。</li> </ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動の担い手不足の原因を調査・分析し、「自分のできる範囲で無理なく取り組める」環境の整備を図ります。</li> <li>●地域活動に参加できるきっかけをつくり、将来の地域活動の担い手の発掘に努めます。</li> </ul>

## ②各種ボランティアの養成

(主体)	(主な取組み)
自分や家族 ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動に積極的に参加します。【WS】</li> <li>●社会福祉協議会のボランティアセンター<sup>22</sup>への登録を検討します。【WS】</li> <li>●ボランティア活動に興味を向け、必要に応じ、各種養成講座や研修会などへ参加します。</li> </ul>
地域において できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアに関する情報を、地域で共有するよう努めます。</li> <li>●地域活動に、ボランティアの参加を広く募ります。</li> <li>●様々な世代の住民が、興味の持てる分野でボランティア活動に参加できるよう工夫をします。【WS】</li> </ul>

<sup>22</sup> p.131 参照

<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアセンターの充実・強化を図ります。</li> <li>● 地域活動の担い手を増やすために、世代別・対象者別のボランティア養成講座や地域デビュー講座を実施します。</li> <li>● 各種ボランティア養成講座の終了後に、ボランティアグループの組織化を図ります。</li> <li>● 「おおむたキャロットサービス」の協力会員など、様々な市民サポーターを養成します。</li> </ul>
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアセンター運営を支援します。</li> <li>● 障害者の日常生活を支援する各種奉仕員を養成します。</li> <li>● 生涯学習ボランティアを育成し、学んだ成果を適切に活かすことのできる社会を目指します。</li> <li>● 認知症コーディネーター<sup>23</sup>養成研修や認知症サポーター<sup>24</sup>の養成講座を実施し、認知症ケアを推進する人材や支援者を養成します。</li> <li>● つどいの広場<sup>25</sup>において、子育てサポーターを養成します。</li> </ul>

### ③福祉教育の推進

(主体)	(主な取組み)
<p>自分や家族 ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉教育に関する勉強会や研修などへ積極的に参加します。</li> <li>● 地域の福祉課題に目を向け、自らその解決に取り組んでいけるよう努めます。</li> </ul>
<p>地域において できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で福祉教育について話をする機会をつくるよう努めます。</li> <li>● 地域の施設などと連携し、福祉教育に関する勉強会や研修などの実施を検討します。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動に携わる人などに対し、継続的に地域福祉に関する様々な情報提供を行います。</li> <li>● 疑似体験学習などを企画し、高齢者や障害者に対する理解を深める機会をつくります。</li> <li>● 福祉教育推進の重要性について、小中学校の教育関係者と共通認識を図る場をつくります。</li> <li>● 子どもから大人まで継続的な福祉意識を醸成するためのプログラムを多職種協働で作成します。</li> </ul>

<sup>23</sup> p.130 参照

<sup>24</sup> p.130 参照

<sup>25</sup> p.130 参照

行政が  
取り組むこと

- 福祉に関する情報発信を積極的に行い、市民の地域福祉への関心と理解を深めます。
- 小中学校を単位に、子どもたちの認知症に対する理解のための絵本教室を実施します。
- 社会福祉協議会が実施する福祉教育の推進に関する事業を支援します。
- ESD<sup>26</sup>（持続可能な開発のための教育）の推進拠点であるユネスコスクール<sup>27</sup>での学びを通じて、児童生徒に「地域とつながり、共に支え合いながら生きていくために」何ができるのかを考え、行動し、発信する力を育みます。

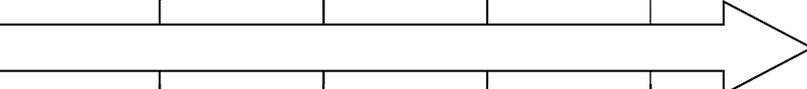
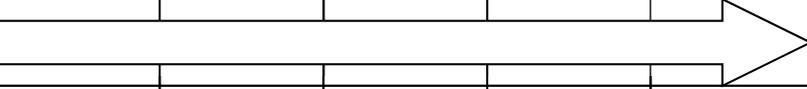
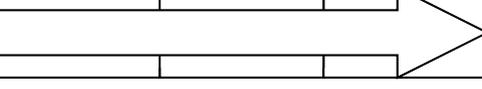


<sup>26</sup> p.127 参照

<sup>27</sup> p.132 参照

## 《 [基本目標 1] の各施策における重点的な取組項目 》

### (1) 意識啓発

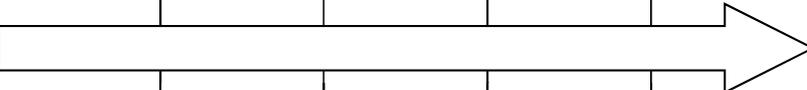
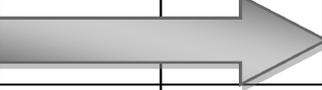
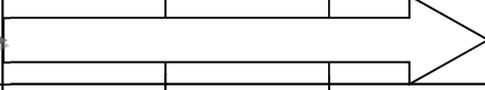
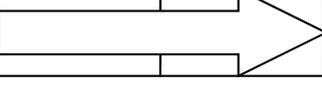
重点的な取組項目	人権意識の啓発				
重点的な取組項目における主な取組内容	H27	H28	H29	H30	H31
①障害などについての理解啓発					
②支え合いやつながりの大切さについての理解啓発のための研修会などの実施					
③地域における研修会などの支援					

※表中のは実施年度、は重点的に実施する年度を意味します。

目標値	「差別等がない」とする割合：50% [H31 年度] (まちづくり市民アンケート調査)
-----	--

【参考】 H26 は 40.2%

### (2) 担い手育成

重点的な取組項目	各種ボランティアの養成				
重点的な取組項目における主な取組内容	H27	H28	H29	H30	H31
①ボランティアセンターの充実・強化					
②ボランティア養成講座の実施					
③ボランティアの組織化支援					

※表中のは実施年度、は重点的に実施する年度を意味します。

目標値	おおむたキャロットサービス協力会員及び各地域における生活支援ボランティアの数 60 人[H31 年度]
-----	---

【参考】 H26 は 30 人

## 第5章

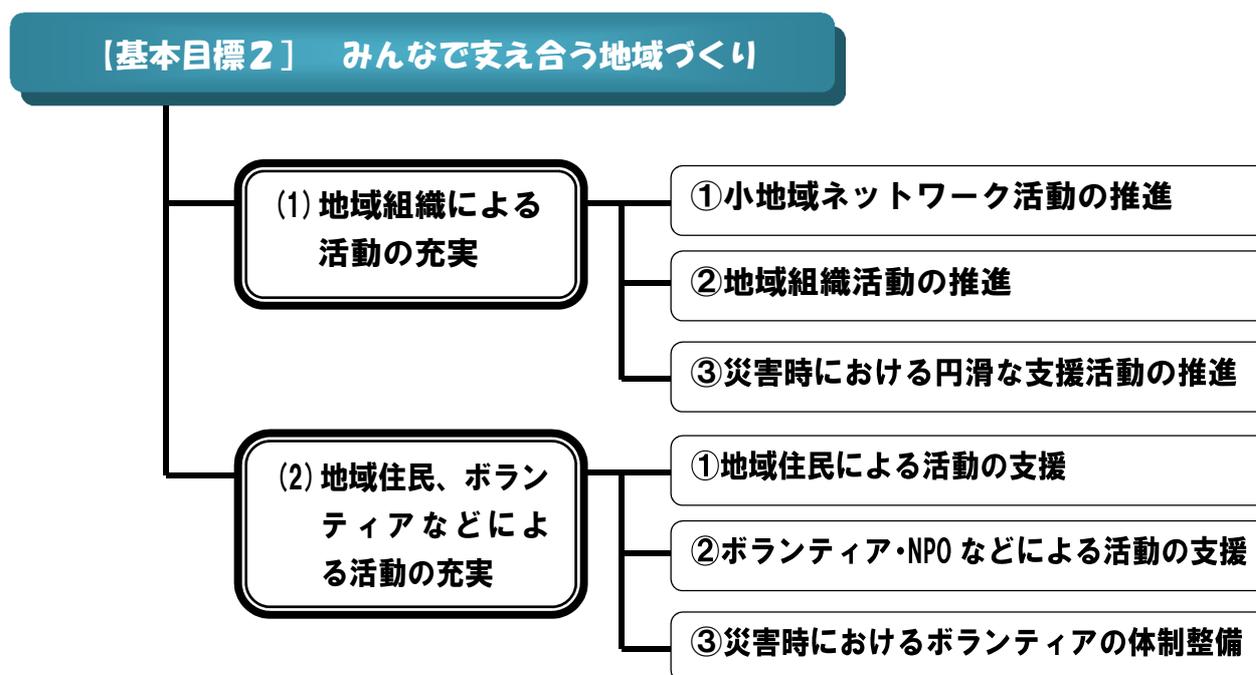
### [基本目標2] みんなで支え合う地域づくり



地域福祉活動が充実するためには、人と人、人と地域、地域と地域などのつながりが深まるような取組みが必要です。そのために、地域住民一人ひとりの理解と協力を求めながら、声かけや見守りなどの活動を推進したり、地域における話し合いの場を設けるなど、地域組織活動の活性化に向けた取組みを進めます。

地域の中で「支え合い」が有効に働くためには、既存の地域組織だけではなく、地域住民やボランティア、NPOなどが協力し合うことが必要です。それらの活動が充実したものとなるよう、活動支援やネットワークづくりを進めます。また、災害発生時に円滑な支援ができるよう、災害ボランティア<sup>28</sup>の体制を整備します。

## 【施策体系】



<sup>28</sup> p.128 参照

## (1) 地域組織による活動の充実

### 【現状と課題】

- 地域の要援護者に対する見守り・訪問活動やふれあいサロン活動については、各校区において活発に取り組まれています。活動の頻度や関係者同士の連携の度合いに差があります。
- ヒアリングでは、お互いを見守りあったり、共感を受け止める場として、当事者組織が大きな役割を担っていることが分かりました。
- 同じくヒアリングにおいて、障害者は色々な社会参加をしたいと思っても、行動できる範囲が限られているために、参加につながっていないことがあるという点も指摘されました。
- ワークショップでは、災害があっても「何をすれば良いのか分からない」「災害時にお互いが声かけできるような体制がない」などの意見が出されました。
- 災害対策については、各校区において防災訓練などに取り組まれています。避難時における要配慮者への声掛けや避難誘導時の心構えなどについて、周知が十分ではありません。

### 【求められる方向性】

- 各校区で実施されている福祉座談会や民生委員・児童委員、福祉委員などに対する研修会を通して、活動者同士の関係性を育み、活動上の問題や課題を共有し、相談しながら進めることで、活動しやすい環境をつくる必要があります。
- 地域行事において、障害者や高齢者、子どもなどが参加しやすくなるよう工夫する必要があります。
- 災害時において円滑な避難誘導などができるよう、地域における防災訓練を定期的実施するとともに、日頃から住民同士が声をかけ合えるような関係をつくっておく必要があります。

## ①小地域ネットワーク活動の推進

※小地域ネットワーク活動とは、一人暮らし高齢者や障害者、子育て世帯などが、地域で孤立することなく安心して生活することができるよう、地域住民が連携・協力して進める見守り・訪問活動などのことです。そのための地域における活動状況を共有する会合や、近隣の住民同士が集まって交流を深めるふれあいサロン活動などを広く含みます。

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員や福祉委員などが行っている地域福祉活動の理解を深めるよう努めます。</li> <li>●小地域ネットワーク活動の意義を理解し、積極的に協力するようにします。</li> <li>●自分が住んでいる地域の孤立した人に対する見守りを心がけます。【WS】</li> <li>●一人暮らし世帯の人が郵便物や新聞が溜まっていないか、日頃から気にかけるよう努めます。【WS】</li> <li>●回覧板を手渡しするなど、直接顔の見える関係をつくります。【WS】</li> </ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日々出てくる課題に対して、新たな活動を生み出す柔軟性と、実行に移す行動力を持つよう努めます。</li> <li>●地域の要援護者に対する見守り・訪問活動やふれあいサロン活動に取り組みます。</li> <li>●複数の地域住民で巡回するなど、地域のネットワークを活かした見守りを行うよう努めます。【WS】</li> <li>●地域の会合の際に障害者などの参加が図られるよう、手話通訳などの利用を検討します。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各校区に福祉委員を配置し、民生委員・児童委員などとの連携のもと、要援護者への見守り・訪問活動を推進します。</li> <li>●福祉委員に対する研修会を実施し、福祉委員活動を支援します。</li> <li>●校区社会福祉協議会や地域包括支援センターなどと連携し、地域における生活課題や福祉課題の解決に努めます。</li> <li>●地域の集まり場・お茶のみ場であるふれあいサロン活動を支援します。</li> <li>●高齢者や障害者などの見守りが必要な人に対して、生活関連事業者との連携による見守り活動体制を検討します。</li> </ul>

行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員との連携により「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施します。</li> <li>●要援護者への見守り・訪問活動やふれあいサロン活動を支援します。</li> <li>●障害者の地域におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳などの利用に関する周知を図ります。</li> </ul>
---------------	--

## ②地域組織活動の推進

（主体）	（主な取組み）
自分や家族 ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校区社会福祉協議会や校区まちづくり協議会<sup>29</sup>などの地域組織の活動に参加・協力します。</li> <li>●生活課題や福祉課題の解決に向け、地域の担い手として協力します。</li> </ul>
地域において できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域に関わる生活課題を積極的に情報共有するよう努めます。</li> <li>●校区社会福祉協議会や校区まちづくり協議会などにおいて、地域の状況や課題を共有し、解決策を検討します。</li> <li>●校区社会福祉協議会や校区まちづくり協議会などにおいて、住民同士が交流を深めることができるような行事などを企画・実施します。</li> <li>●地域に存在する資源を洗い出し、情報共有するよう努めます。</li> <li>●地域行事を企画する段階から、障害者などの参画を図り、誰もが参加しやすくなるよう工夫します。</li> <li>●ふれあいサロン代表者会を実施し、校区内の活動に関する情報交換や運営方法などを検討します。</li> </ul>
社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防の拠点としてのふれあいサロン活動の充実に努めます。また、活動の冊子を作成することにより、活動事例の共有化を図ります。</li> <li>●地域福祉大会において、先進的な地域福祉活動を行っている校区、団体などを表彰し、その取組内容を紹介します。</li> <li>●地域福祉の充実につながる地域組織活動を支援し、地域の活性化を図ります。</li> <li>●地域福祉活動を推進するうえで中核となる校区社会福祉協議会の活動を支援します。</li> <li>●地域リーダー研修会を実施し、地域福祉活動の推進方法などについて研鑽を図ります。</li> <li>●市内外の先進的な地域福祉活動事例などを紹介し、地域づくりの充実につなげるための研修会を実施します。</li> </ul>

<sup>29</sup> p.128 参照

行政が  
取り組むこと

- 地域に出向いて市民の生の声を聞き、地域課題を把握します。
- 地域組織に対し行政から依頼する際は、予め庁内で調整を図るなど負担の軽減を図ります。
- 社会福祉協議会が進める地域組織の育成に関する取組みを支援します。
- 各地域組織の活動を支援します。
- 「地域コミュニティ基本指針」に基づき、校区まちづくり協議会の設立や活動を支援するとともに、地域活動の拠点整備を進めます。
- 「地域健康力アップ推進事業」を通じ、校区まちづくり協議会などの関係団体との連携のもと、地域の健康力アップを図ります。
- 世代間交流・多分野交流による地域住民向け研修会や徘徊模擬訓練などの実施により、認知症の人とともに暮らす地域づくりを推進します。
- 「地域魅力アップ支援事業」を通じ、地区公民館や地域組織などの連携により、地域におけるネットワークづくりや地域の魅力の掘り起こしを行います。



### ③災害時における円滑な支援活動の推進

(主体)	(主な取組み)
自分や家族 ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害が起きたときなどに自分だけでは避難したり身を守るのが難しく、誰かの手助けが必要な場合、地域や行政に手助けを求めます。</li> <li>●普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めます。【WS】</li> <li>●災害時に、避難する場所を家族で決めておきます。【WS】</li> <li>●避難訓練などに積極的に参加するようにします。【WS】</li> <li>●防災に対する意識を常に持つようにします。【WS】</li> <li>●非常用持ち出し品の準備をしておきます。【WS】</li> </ul>
地域において できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に支援ができるよう、日頃から地域の中でコミュニケーションを図り、要配慮者を把握するよう努めます。</li> <li>●災害時に要配慮者の安否確認などが円滑にできるよう、地域における防災訓練などの実施を検討します。</li> <li>●実際に災害が起きたことを想定し、公民館単位などで避難経路、避難場所を確認します。【WS】</li> <li>●災害時に必要な備えについて話し合う機会を持ちます。【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に迅速に行動できるよう、大牟田市総合防災訓練の一環として、災害ボランティアセンター<sup>30</sup>設置訓練を実施します。</li> <li>●大牟田市と協定を締結している福祉避難所<sup>31</sup>について、その設置訓練を実施し、要配慮者の円滑な避難誘導につなげます。</li> </ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災意識の啓発を図ります。</li> <li>●災害時において、避難所開設などの情報伝達を効率的に行います。</li> <li>●各避難所において、民生委員・児童委員などとの連携により、住民の避難状況を把握し、円滑な避難誘導に努めます。</li> </ul>



<sup>30</sup> p.128 参照

<sup>31</sup> p.131 参照

## （２）地域住民、ボランティアなどによる活動の充実

### 【現状と課題】

- 地域とNPOの連携によるコミュニティバスの運行など、各校区において地域住民やボランティア、NPOなどの連携による生活支援の取組みが活発になっています。
- 一方で、ボランティアをしたいと思っても、活動するきっかけがなかったり、どこに行けばいいかわからないという声もあります。
- 市民意識調査結果では、「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたい」と考えている人の割合が半数以上となっていました。それらの人たちが地域活動やボランティア活動に参加できるような環境の整備が課題です。
- ワークショップでは、地域との関わりが減ったことで、「何か困ったことがあっても近くに頼る人がいない」などの意見が出されました。
- ヒアリングを通して、「おおむたキャロットサービス」の協力会員が一人暮らし高齢者世帯などを見守る大きな役割を担っていることが分かりました。

### 【求められる方向性】

- 地域組織やボランティア団体などには登録していないものの、地域への貢献意欲を持っている人たちが多くいます。その人たちが活動を始めるきっかけをつくる必要があります。
- 生活支援ボランティアに関心のある人の参加を促し、活動機会を提供するとともに、市民ニーズとボランティアの意欲や技能とを結びつけるマッチング<sup>32</sup>機能のさらなる強化が求められます。
- ボランティア、NPOなどと地域とのネットワークづくりを促進し、生活支援の充実を図ります。
- 災害時において被災地や避難所などで支援活動を行う災害ボランティアの体制を整備します。

---

<sup>32</sup> p.132 参照

## ①地域住民による活動の支援

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の課題は地域で解決するという意識を持ち、生活課題の解決に向けて積極的に地域活動に参加するよう努めます。【WS】</li> </ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の課題について情報共有し、地域が主体となってその解決を図るよう努めます。</li> <li>●地域の困り事を地域の中で解決しようとする雰囲気づくりに努めます。【WS】</li> <li>●団塊の世代<sup>33</sup>の知識、知恵を活かす取組みを検討します。【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種生活課題を解決するための手段の一つである「おおむたキャロットサービス」をはじめとした住民参加型福祉サービスを周知啓発します。</li> <li>●ふれあいサロン連絡会を実施し、団体同士のつながりを育みます。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広報おおむた」などを通じ、地域への貢献意欲を持っている人に対し、地域情報やボランティアに関する情報を発信します。</li> </ul>

## ②ボランティア・NPOなどによる活動の支援

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアや NPO などの活動に積極的に関わり、主体的に参加します。【WS】</li> </ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動をする際に、ボランティアや NPO などへ参加を呼びかけます。</li> <li>●子育てが終わった人などに、ボランティアへの参加を働きかけます。【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人を結び付けます。</li> <li>●ボランティアに関心がある人に、活動機会が提供できるよう努めます。</li> <li>●地域における生活課題と、ボランティアの意欲や技能を結びつける機能を強化します。</li> <li>●ボランティア活動・行事保険の周知啓発に努めます。</li> <li>●ボランティアや NPO などが行っている全市的、先駆的な福祉活動に対し、共同募金会を通じた運営の支援を行います。</li> <li>●各種ボランティア養成講座終了後の活動・実践の場を提供します。</li> <li>●各校区におけるボランティア活動の組織化を支援します。</li> </ul>

<sup>33</sup> p.129 参照

行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「広報おおむた」やホームページなどで各種ボランティア団体の活動紹介などの情報提供に努めます。</li> <li>● ボランティアの募集や、ボランティア参加のきっかけづくりにつながる啓発活動を行います。</li> <li>● 市民の学習を支援するボランティアを登録し、要請に応じてコーディネート<sup>34</sup>を行う「生涯学習ボランティア登録派遣事業」を実施します。</li> <li>● 市民活動等多目的交流施設「えるる」<sup>35</sup>において、ボランティアの活性化や市民活動団体間のネットワーク構築などに取り組みます。</li> <li>● 市民活動への理解を深めるための情報発信や、団体運営に関する研修などを行う「市民活動サポート事業」を実施します。</li> <li>● 市民活動団体の活動促進を目的に、市民活動補助制度を実施します。</li> <li>● 市民活動補償制度により、公共的・公益的な市民活動時の事故を補償します。</li> </ul>
---------------	--

### ③災害時におけるボランティアの体制整備

(主体)	(主な取組み)
自分や家族 ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域での避難訓練や災害ボランティア活動に参加し、災害が起きても迅速に対応することができるよう努めます。</li> </ul>
地域において できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアの活動を地域住民に周知し、参加を募ります。 【WS】</li> <li>● 防災訓練などに学生も参加してもらうような働きかけを検討します。 【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時におけるボランティアの役割などの研修会の実施を検討します。</li> <li>● 市や地域住民と連携し、災害時における避難誘導の支援を行います。</li> <li>● ボランティア連絡協議会などとの協働により防災運動会を実施し、日頃から災害に備えることの大切さなどについて啓発します。</li> <li>● 災害ボランティアセンターの設置について近隣の市町村社会福祉協議会や県社会福祉協議会と災害時相互支援の協定を結び、災害時においてボランティア活動が円滑に展開できる体制をつくります。</li> </ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアセンター設置運営の支援を行います。</li> <li>● 避難所において被災状況を確認し、必要な機関などに情報提供を行います。</li> <li>● 避難所において、災害ボランティアを通じた支援物資の円滑な配布などに努めます。</li> </ul>

<sup>34</sup> p.128 参照

<sup>35</sup> p.128 参照

## 《 [基本目標 2] の各施策における重点的な取組項目 》

### (1) 地域組織による活動の充実

重点的な取組項目	地域組織活動の推進				
重点的な取組項目における主な取組内容	H27	H28	H29	H30	H31
①先進的な活動事例の紹介					▶
②地域組織活動の充実に向けた研修会などの実施					▶
③地域組織の取組みの支援					▶

※表中の◻▶は実施年度、▶▶は重点的に実施する年度を意味します。

目標値	地域活動や行事への参加割合：50% [H31 年度] (まちづくり市民アンケート調査)
-----	--

【参考】H26 は 25.0%

### (2) 地域住民、ボランティアなどによる活動の充実

重点的な取組項目	ボランティア、NPO などによる活動の支援				
重点的な取組項目における主な取組内容	H27	H28	H29	H30	H31
①各種ボランティアの活動に関する情報提供					▶
②ボランティアを必要とする人 としたい人のコーディネート		▶▶			▶
③ボランティア・NPO のネット ワーク形成支援			▶▶		▶

※表中の◻▶は実施年度、▶▶は重点的に実施する年度を意味します。

目標値	ボランティア活動をしやすい環境が整っていると答えた人の割合：37% [H31 年度] (まちづくり市民アンケート調査)
-----	---

【参考】H26 は 30.4%

## 第6章

### [基本目標3] 生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり



生活課題の解決を図るには、公的機関による解決機能の強化と地域における解決の仕組みづくりの両方を充実させることが大切です。

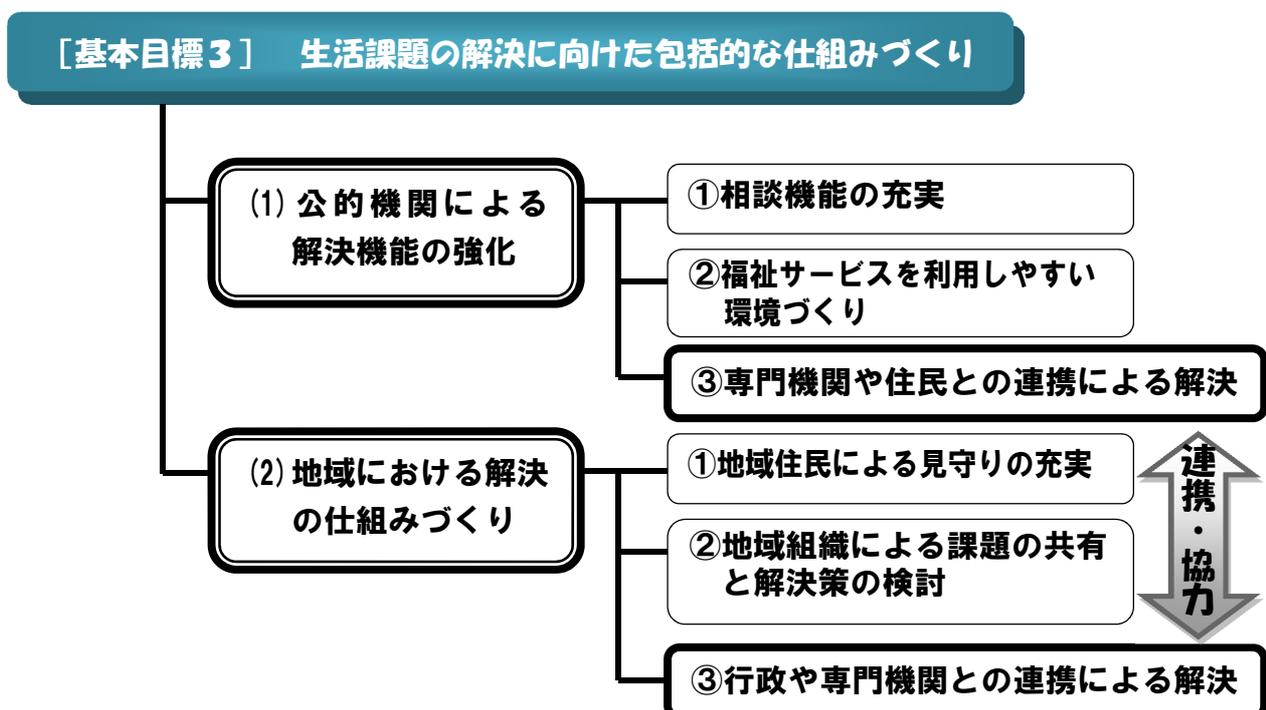
「公的機関による解決機能の強化」では、高齢者、障害者、子どもなど、福祉を必要とするあらゆる人たちの相談に対応したり、各種制度を分かりやすく説明するといった福祉サービスを利用しやすい環境をつくっていく必要があります。個別課題の解決を図る段階では、専門機関や住民と連携していくことが重要です。

「地域における解決の仕組みづくり」では、生活課題を抱えている人の近くに住んでいる地域住民の日ごろからの見守りをはじめ、そこで発見した課題を校区社会福祉協議会や校区まちづくり協議会などの地域組織の中で共有したり、解決策を検討するなど、住民同士のネットワークを活かした取組みが重要です。解決策を検討・実施する段階では、行政や専門機関と連携して取り組むことで、支援の実効性を高めることができます。

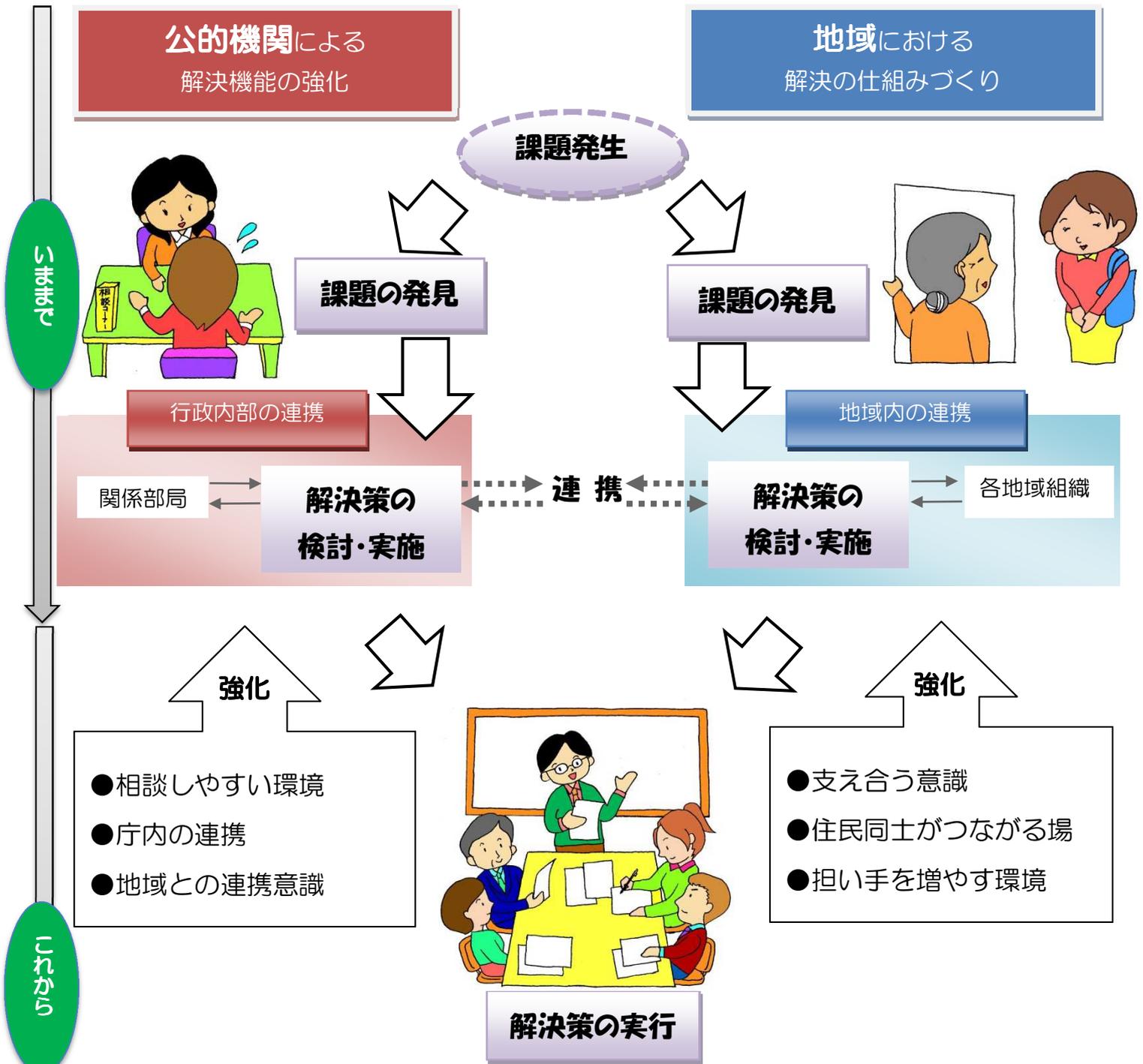
「公的機関による解決機能の強化」と「地域における解決の仕組みづくり」は、独立して取り組むのではなく、専門性や継続性、即時対応性や柔軟性など、それぞれの長所を活かしながら、連携・協力していくことが重要です。

また、高齢者や障害者、子どもだけではなく、買い物難民や経済的困窮者、引きこもりなど、これまで必ずしも見守りの対象とならなかった人にも目を向け、それらの人々への支援の充実を図っていく必要があります。

## 【施策体系】



# 【「包括的な仕組みづくり」のイメージ】



## 生活課題解決ネットワーク（仮称）

- 住民、専門機関、行政が参画し、課題解決に向け交流や連携を図る場（プラットフォーム）を形成する。
- 解決困難な課題や、複合的な課題に対する解決策を、既存の枠を越えて検討・実施する。

## (1) 公的機関による解決機能の強化

### 【現状と課題】

- 介護保険をはじめとした各種福祉制度は、仕組みが複雑で内容が分かりにくいという声があります。
- 福祉サービスの内容に関する情報が得にくく、利用可能なサービスを受けることができていない人もいることが懸念されます。
- ワークショップでは、「70歳代の男性が通いやすいデイサービスが無い」などの意見が出されました。

### 【求められる方向性】

- 各種福祉サービスの内容を積極的に周知し、ニーズキャッチや課題の掘り起こしにつなげる必要があります。
- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- 今後は、行政や社会福祉協議会などの公的機関と専門機関、住民が連携し、生活課題の解決につなげていく体制を構築する必要があります。

### ①相談機能の充実

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>●分からないことがあれば、恥ずかしがらずに、身近な人や相談窓口の担当者に相談します。【WS】</li><li>●一人で抱え込まずに相談したり、話したりします。【WS】</li></ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"><li>●困っている人に対し相談に乗ったり、関係機関につなげたりすることで、生活課題の解決につながるよう努めます。</li><li>●地域活動で困った時は、行政や社会福祉協議会へ相談します。【WS】</li></ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●複雑多様化している住民の相談に対し、地域組織や地域包括支援センターなどと連携し、小さな声にも応えることができるようニーズキャッチに努めます。</li><li>●心配ごと相談や法務相談、生活福祉資金貸付相談などを実施し、そ</li></ul>

	<p>の人に合った支援やサービスが利用できるよう、福祉に関するあらゆる相談事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じて行政などと連携し、専門家などにつながります。</li> <li>●生活困窮者対策のための総合生活相談の充実を図ります。</li> <li>●生活困窮者などを重層的に支えるセーフティネットの構築に向け、専門機関や生活関連事業者などとの連携強化に努めます。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民が相談しやすい公的な相談窓口のあり方について検討します。</li> <li>●複合的な生活課題の解決に向け、行政内部の連携を強化します。</li> <li>●大牟田市女性センターにおいて、女性に対する暴力など、女性を取り巻く様々な問題に関する相談支援を充実します。</li> <li>●「もの忘れ予防・相談検診」や「認知症なんでも相談窓口」などの実施により、認知症の早期発見と対応に努めます。</li> <li>●市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図ることを目的につくられた「あんしん介護相談員」などのボランティアの活動を支援します。</li> <li>●子育てに関する相談支援事業を実施します。</li> <li>●障害者などの福祉に関する相談支援事業を実施します。</li> </ul>

## ②福祉サービスを利用しやすい環境づくり

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種福祉制度の理解に努め、分からないことは自分で調べたり、行政などに聞いたりします。【WS】</li> </ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活課題を抱える人に対して、各種福祉サービスを紹介し、利用を促すようにします。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「社会福祉協議会広報紙『きらり』」などを通じて、各種福祉サービスについて周知啓発します。</li> <li>●様々なサービスが必要な人に対し、その人にあったフォーマル・インフォーマルサービス<sup>36</sup>を組み合わせた支援を行います。</li> <li>●地域において、住民相互による簡易な生活支援ができるよう、住民参加型福祉サービスを拡充します。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広報おおむた」などを通じ、各種福祉制度に関する情報提供の充実を図ります。</li> <li>●高齢者、障害者向けに文字を大きくしたり、点訳するなど、情報の受け手の特性に合った福祉サービスを提供します。</li> <li>●福祉サービスの内容や利用の手続・窓口などに関する情報を分かりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、周知啓発します。</li> </ul>

<sup>36</sup> p.131 参照

### ③専門機関や住民との連携による解決

(主体)	(主な取組み)
自分や家族 ができること	●自分で解決できないことは、ひとりで抱え込まずに、行政や専門機関などに相談するようにします。【WS】
地域において できること	●生活課題を抱える人に対して、行政や専門機関などを紹介し解決につながるよう努めます。【WS】
社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民の参加による支援の仕組みづくりを行います。</li> <li>●社会福祉協議会が有する専門機関や地域活動者との連携により、課題別のプロジェクト会議を設置し、解決策を検討します。</li> <li>●校区にある地域資源を活用し、地域住民・組織との連携による課題解決を図ります。</li> </ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民、専門機関、行政との連携による解決を図るためのプラットフォームの機能を担う、「生活課題解決ネットワーク（仮称）」を構築します。</li> <li>●不動産・福祉・医療などの関係団体とともに設立した「大牟田市居住支援協議会」において、高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援と、空き家を活用した地域コミュニティの形成などを支援します。</li> </ul>



## (2) 地域における解決の仕組みづくり

### 【現状と課題】

- 社会福祉協議会で取り組んでいる生活支援サービス「おおむたキャロットサービス」をはじめ、生活課題を解決するための仕組みはつくられてきましたが、依頼件数が急増しており、供給体制が追いついていません。
- 買い物難民や経済的困窮者、引きこもりなどの生活課題を抱えた人に対する地域の見守りや課題を共有する仕組みが十分整っているとはいえません。

### 【求められる方向性】

- 生活課題の解決に向けて、地域住民による見守りや地域組織による課題の共有と解決策の検討など、非制度的な取組みを充実させる必要があります。
- また、行政や専門機関などと連携することで、効率的に課題解決に結び付けていく必要があります。

### ①地域住民による見守りの充実

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活課題を抱えたら、自分だけで解決しようとせず、必要に応じて助けを求めるようにします。【WS】</li> </ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活が困難な家庭など、支援を必要としている人に対して見守りを行うようにします。【WS】</li> <li>●ふれあいサロンなどで出てきた困りごとに対して、行政や専門機関に相談するなどの「つなぎ」を行うようにします。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援が必要な人などから寄せられる相談への対応を充実します。</li> <li>●公的な支援制度の活用のみでは生活課題の解決が困難な人に対し、必要に応じ、「おおむたキャロットサービス」などの仕組みを紹介し、コーディネートします。</li> <li>●地域における潜在的かつ複雑化しているニーズに対応するため、小地域ネットワーク活動を推進し、住民同士の声掛けや見守り活動を支援します。</li> <li>●ふれあいサロン活動を通じた要援護者の安否確認を推進します。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会が推進する「小地域ネットワーク活動」を支援します。</li> <li>●福祉座談会などの地域住民が集まる場に出向き、地域の中にある様々な生活課題について住民に伝え、支援が必要な人に対する見守りを促進します。</li> </ul>

## ②地域組織による課題の共有と解決策の検討

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活課題を抱えている人に目を向け、必要に応じ、民生委員・児童委員や福祉委員などの活動者につなぐようにします。</li> <li>●困りごとなどの情報を地域組織と共有することで、円滑な解決につなげるようにします。</li> </ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活課題を抱えている人の状況を把握し、必要に応じ社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの専門機関や行政との連携を図ります。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域組織の活動が円滑にできるように、情報提供します。</li> <li>●各校区の福祉座談会などへ参加し、地域が抱える課題を把握し、その解決策を住民とともに検討します。</li> <li>●校区社会福祉協議会関係者に対し、ヒアリングなどを実施し、校区の「強み」「弱み」の把握に努めます。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各校区で実施されている民生委員・児童委員協議会定例会などに参加し、地域が抱える課題の共有と解決策を検討します。</li> </ul>

## ③行政や専門機関との連携による解決

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分で解決できないことは、ひとりで抱え込まずに、行政や専門機関などに相談するようにします。【WS】</li> </ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活課題を抱える人に対して、行政や専門機関などを紹介し解決につながるよう努めます。【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き家を活用しながら安心して居住できる仕組みをつくるため、「大牟田市居住支援協議会」の機能充実に努めます。</li> <li>●地域における様々な福祉課題を共有できるよう、定期的に校区社会福祉協議会や地域包括支援センターなどとの情報交換の場を設定します。</li> <li>●市民後見人や日常生活自立支援事業支援員などと連携して生活課題の解決につなげます。</li> <li>●社会福祉法人の地域貢献事業について検討します。</li> <li>●小地域で生活課題を話し合う場づくりを支援します。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者に対する支援の必要性について啓発します。</li> <li>●住民や地域組織から寄せられた生活課題を共有し、解決に向けた取組みを行います。</li> </ul>

## 《 [基本目標3] の各施策における重点的な取組項目》

### (1) 公的機関による解決機能の強化

<b>重点的な取組項目</b>	<b>専門機関や住民との連携による解決</b>
-----------------	-------------------------

重点的な取組項目における 主な取組内容	H27	H28	H29	H30	H31
①公的な相談窓口についての 周知啓発					
②課題別プロジェクト会議の 実施					
③住民参加による個別課題解 決に向けた支援の実施					

※表中のは実施年度、は重点的に実施する年度を意味します。

<b>目標値</b>	「生活課題解決ネットワーク（仮称）」における検討 ：12回／年 [H31年度]
------------	--

### (2) 地域における解決の仕組みづくり

<b>重点的な取組項目</b>	<b>行政や専門機関との連携による解決</b>
-----------------	-------------------------

重点的な取組項目における 主な取組内容	H27	H28	H29	H30	H31
①小地域で生活課題を話し合 う場づくり					
②社会福祉法人の地域貢献事 業に関する検討					
③住民と行政や専門機関が地 域課題を共有する場の設定					

※表中のは実施年度、は重点的に実施する年度を意味します。

<b>目標値</b>	「生活課題解決ネットワーク（仮称）」における検討 ：12回／年 [H31年度]
------------	--

## 第7章

## 重点課題

重点課題1 災害時における要配慮者に対する支援

重点課題2 生活困窮者への自立支援



## 重点課題 1 災害時における要配慮者に対する支援

### (1) 現状と課題

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害を受けました。その後においても、平成 24 年 7 月に九州北部豪雨災害が発生し、近隣自治体では多数の被災者、家屋破損などの被害がでました。その後も、全国各地で災害が頻繁に発生しています。

このような災害発生時の被災者の多くは高齢者や障害者、子どもなど、特別な支援を必要としている「要配慮者」であることから、それらの人たちに対する支援が緊急の課題となっています。

そのような中、東日本大震災から得られた教訓を今後を活かし、災害対策の強化を図るため、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、各市町村において地域の特性や実情を踏まえた、実効性のある避難支援体制を構築していくことが求められるようになりました。

大牟田市では、要配慮者が日頃から孤立しないよう、平成 21 年 2 月より「大牟田市災害時等要援護者支援制度<sup>37</sup>（通称：ご近所支え合いネット）」を運用し、要配慮者などの登録や、地域との情報共有を進めてきましたが、今後は、災害対策基本法改正の趣旨を踏まえ、災害対策としての機能をさらに強化する方向で、見直していく必要があります。

### (2) 求められる方向性

災害発生時において要配慮者の円滑な避難誘導を行うには、日頃から住民同士がコミュニケーションを取り、助け合う関係をつくっておくことが大切です。そのために、地域における防災訓練などを通して、要配慮者の避難誘導方法などを共有しておく必要があります。

また、防災意識の啓発をはじめ、要配慮者を対象とした福祉避難所の拡充、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場

<sup>37</sup> p.127 参照

合に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿の作成など

（※）、行政主体の取組みの充実を図ります。

（※）災害対策基本法には、以下のように規定されています。

**第八条第二項第十五号**

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）

※以下略

**第四十九条の十第一項**

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「**避難行動要支援者名簿<sup>38</sup>**」という。）を作成しておかなければならない。

なお、具体的な「避難行動要支援者」の範囲については、今後、大牟田市地域防災計画で定めることとしています。

**（3）今後の取組み**

（主体）	（主な取組み）
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる関係づくりに努めます。</li> <li>●避難に必要な物品を予め準備しておくなど、災害時の備えをします。【WS】</li> </ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時には、避難所などにおいて、要配慮者の情報を行政などにつなぐよう努めます。</li> <li>●災害に対する意識を高めるとともに、要配慮者が円滑に避難できるよう、防災訓練の実施を検討します。【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者や障害者などに配慮した福祉避難所運営を行います。</li> <li>●災害ボランティアセンターを設置し、災害発生後の円滑な支援体制をつくります。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、市民に正確な情報を提供する体制を整備します。</li> <li>●要配慮者を対象とした福祉避難所の拡充を行うとともに、計画的な災害用物資の備蓄を行います。</li> <li>●「大牟田市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成をはじめとした避難行動要支援者に対する避難行動支援の取組みを進めます。</li> </ul>
<b>H31 年度の目標</b>	<b>避難行動要支援者名簿の作成：全校区</b>

<sup>38</sup> p.130 参照

## 重点課題 2 生活困窮者への自立支援

### (1) 現状と課題

近年の経済の伸び悩みや非正規雇用の増大など雇用形態の変化に伴い、若い世代も、仕事につくことができなかったり、働いていても収入が少ないなど、生活困窮に直面している人が増加しています。

このようなことを背景に、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年 4 月から施行されます。

生活困窮者の中には、単に仕事につけただけでなく、疾病や障害、家庭環境など複合的な課題を抱えており、既存の福祉施策ではすべてに対処することが難しい状況となっています。

本市の生活保護の状況は、平成 25 年度平均で、3,284 世帯、4,509 人となっており、保護率は、37.3%（パーミル。平成 25 年度平均）と、県内の 26.1% に比べ、高い割合となっています。また、生活福祉資金貸付相談件数も増加傾向にあり、潜在的な生活困窮者は増えていると考えられることから、生活保護に至る前の支援を強化する必要があります。

### (2) 求められる方向性

生活困窮者が抱える複合的な問題に対応するには、一人ひとりの状況やニーズに応じ、自立に向けた支援を、地域住民や関係機関などとの連携により実施することが必要となります。

「家庭」「職場」「地域」などのコミュニティ<sup>39</sup>との関わりが希薄になっている人は、失業したり病気になったりした際に、頼れる人がなく、孤立したまま生活に困窮してしまうことが懸念されます。

このことから、できるだけ早い段階で生活困窮者を取り巻くコミュニティを構築するとともに、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを持てるよう、継続的に支援していくことが求められます。

さらに、福祉分野での対応のみならず、教育や住宅など他の分野との連

<sup>39</sup> p.128 参照

携・協力を図るとともに、地域住民の参画を得ながら、これまでの公的な制度では対応できなかった人たちに対する支援の受け皿（セーフティネット）を拡大していく必要があります。

以上をふまえ、生活困窮者に対し、以下のような方向で自立支援を行います。

### ●包括的・個別的な支援

生活困窮者が抱える複合的な問題に対し、関係機関が連携し、包括的な対応を図るとともに、一人ひとりの状況を把握し、個別に目標を設定したうえで、ニーズに応じた制度の活用を検討します。

### ●早期的・継続的な支援

生活困窮者は、支援を求める気力を失い、自ら声をあげることができなくなっていることも懸念されます。そのため、抱える問題が深刻化・複雑化する前に、早期的かつ継続的な把握・対応を図る必要があります。

また、生活困窮に陥ってから対応するのではなく、そのおそれのある段階からの支援を考えるという視点も重要です。

### ●創造的な支援

大牟田市社会福祉協議会や他の社会福祉法人などとの連携をさらに深めるとともに、これまでの枠組みにとらわれず、保健、雇用、教育、住宅、産業など福祉以外の分野及び地域住民の協力を得ながら、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを行います。

### (3) 今後の取組み

(主体)	(主な取組み)
自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮に至る前に、各種機関に相談します。</li> <li>●生活に困窮したら、手を挙げ地域や行政などに知らせます。【WS】</li> </ul>
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日ごろの見守りや地域活動などを通して生活困窮者の発見に努めます。</li> <li>●生活困窮者の情報を共有し、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支えるための取組みを検討します。</li> <li>●生活困窮者のニーズを十分に汲み取るよう努めます。【WS】</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業、成年後見制度<sup>40</sup>などによる支援を行います。</li> <li>●校区において住民参加型福祉サービスを拡充し地域組織と連携しながら、生活支援に取り組みます。</li> <li>●生活困窮者の社会参加の第一歩として、ふれあいサロンなど住民が集まる場への参加を促進します。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者自立支援法が定める、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な支援を実施します。</li> <li>●生活困窮者の相談窓口を設置・運営します。</li> <li>●生活困窮者自立支援制度について周知啓発します。</li> <li>●生活困窮者の実態と課題の把握に努め、分析を行い、支援の充実を図ります。</li> <li>●住民や専門機関との連携による自立支援を行います。</li> </ul>

**H31 年度の  
目標**

**生活困窮者の相談窓口を知っている人の割合：50%**

<sup>40</sup> p.129 参照



## 第8章

## 計画の推進

1. 関係機関などとの連携・協働
2. 計画の進行管理



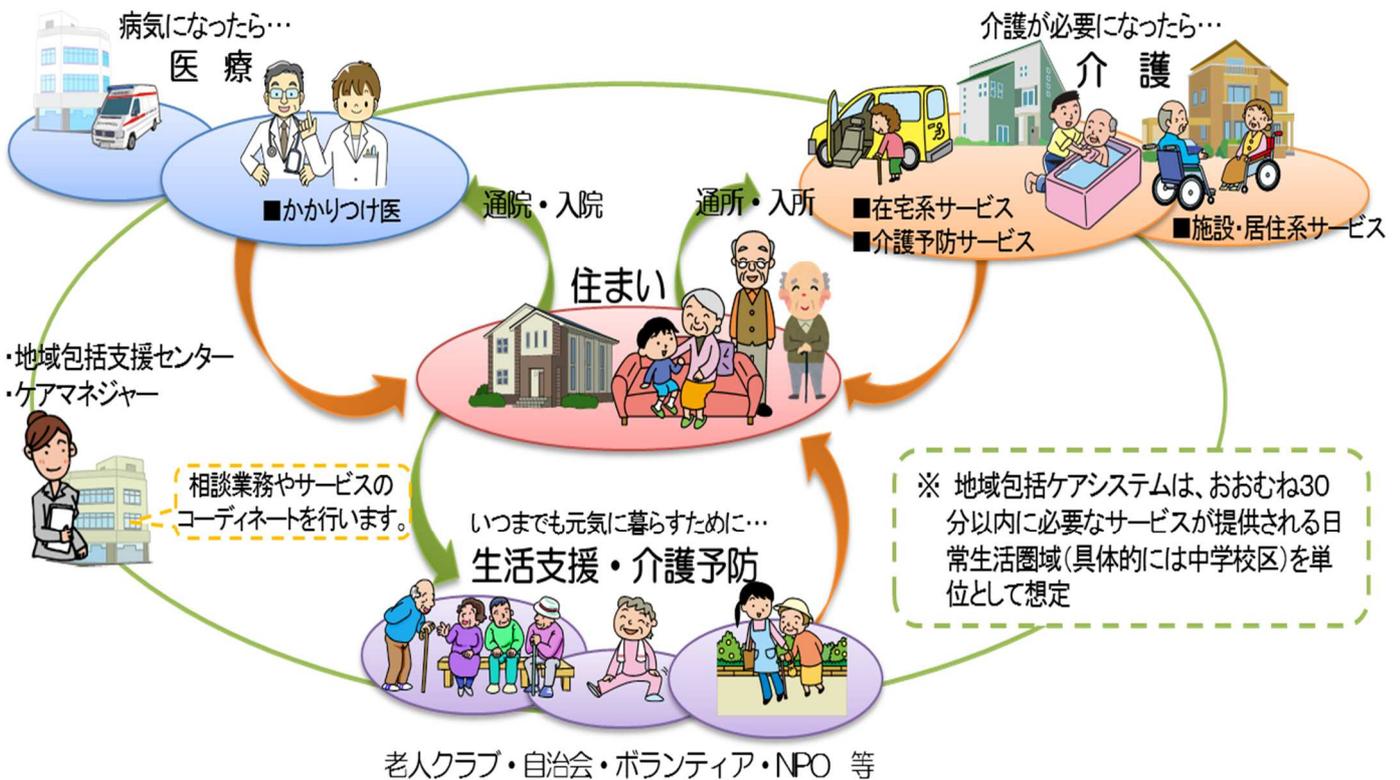
# 1. 関係機関などとの連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進します。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である大牟田市社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、校区まちづくり協議会や、民生委員・児童委員協議会、校区社会福祉協議会、町内公民館、老人クラブ、福祉事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校、PTA、NPO、ボランティア団体その他各種団体とも連携・協働しながら、地域福祉を推進します。

連携・協働を具体的に進める一例として、現在、介護保険法の中で位置付けられている「地域包括ケアシステム」が挙げられます。（下図）

## 地域包括ケアシステムの姿



【厚生労働省ホームページを基に作成】

「地域包括ケアシステム」は、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らし続けるために、生活の基盤となる「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」が一体的に提供される仕組みです。その中でも、特に「生活支援」や「介護予防」は、本計画の[基本目標3]で示したように、相談機能の充実など、行政が主となる「公的機関による解決機能の強化」と、ふれあいサロン活動や地域における見守りなど、住民が主となる「地域における解決の仕組みづくり」の両方を充実させていくことが大切であり、今後より一層、行政と専門機関や住民が連携・協働していく必要があります。

この「地域包括ケアシステム」の考え方は、高齢者施策のみならず、子どもや障害者、生活困窮者などの支援にも重要であるとの認識のもと、本計画の基本目標や重点課題に掲げた取組内容を推進します。

## 2. 計画の進行管理

本計画は、市民、福祉関係者、学識経験者から成る「大牟田市地域福祉計画推進委員会」において、情報の共有と連携を図りながら総合的に推進するとともに、基本目標の施策ごとに設定した「重点的な取組項目」を中心に、進行管理します。

重点的な取組項目や目標値については、社会情勢の変化や事業の進捗状況などにより変更した方がよい場合があります。その場合は、大牟田市地域福祉計画推進委員会にて協議し、新たに設定するなど、柔軟に対応します。

また、市役所内部においては、「大牟田市地域福祉計画推進庁内会議」を設置し、随時、庁内の連携による円滑な計画の推進を図り、必要に応じて各種施策を見直します。

1. 基本目標（再掲）
2. 基本目標体系図
3. 【基本目標1】つながりを育む人づくり
4. 【基本目標2】みんなで支え合う地域づくり
5. 【基本目標3】生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり



「地域福祉実践計画」は、『わがまちの社会福祉協議会がどのような福祉のまちづくりをめざしているか』を地域住民に明らかにするものです。

地域住民やボランティア、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画であり、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を共通の基本理念として掲げ、施策体系を共有しながら、地域福祉を推進します。

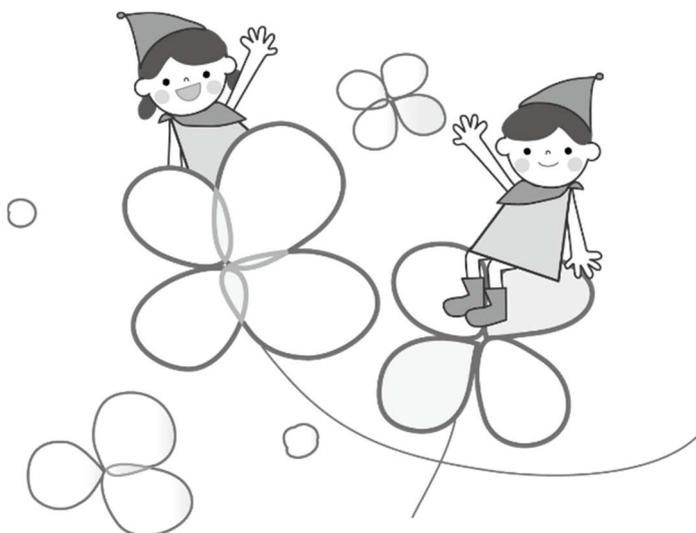
## 1. 基本目標（再掲）

基本理念「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」の実現に向けて、3つの基本目標を定めました。

**基本目標1** つながりを育む人づくり

**基本目標2** みんなで支え合う地域づくり

**基本目標3** 生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり



## 2. 基本目標体系図

### 【基本目標1：つながりを育む人づくり】

#### 1. 意識啓発

##### (1) 人権意識の啓発

- ①権利擁護の周知啓発
- ②大牟田市地域福祉大会～地域支えあい“絆”セミナー～の開催

##### (2) 地域福祉活動の周知啓発

- ①広報媒体による情報提供
- ②福祉座談会などの実施

##### (3) 寄付文化の醸成

- ①地域福祉活動のためのファンドレイジング（財源確保）
- ②共同募金運動の充実強化

#### 2. 担い手育成

##### (1) 地域活動者の発掘

- ①70歳現役社会づくりの推進
- ②企業など退職者向けボランティア活動のすすめ

##### (2) 各種ボランティアの養成

- ①市民サポーター・地域デビュー講座などの実施

##### (3) 福祉教育の推進

- ①全世代型「福祉教育プログラム」の作成
- ②小・中・高等学校への福祉教育支援



### 【基本目標2：みんなで支え合う地域づくり】

#### 1. 地域組織による活動の充実

##### (1) 小地域ネットワーク活動の推進

- ①福祉委員などによる見守り・訪問活動の推進
- ②地域協働による見守り活動の推進
- ③地域包括支援センターとの連携

##### (2) 地域組織活動の推進

- ①校区社会福祉協議会の育成支援
- ②地域リーダー研修会の開催
- ③ふれあいサロン活動の活性化

##### (3) 災害時における円滑な支援活動の推進

- ①災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

②総合福祉センターにおける福祉避難所運営

## 2. 地域住民、ボランティアなどによる活動の充実

### (1) 地域住民による活動の支援

- ①ふれあいサロン連絡会の実施
- ②住民参加型福祉サービスの充実

### (2) ボランティア・NPOなどによる活動の支援

- ①各種ボランティアなど養成講座修了者に対する活動・実践の場の提供
- ②共同募金配分金などによる財政的支援

### (3) 災害時におけるボランティアの体制整備

- ①災害ボランティアセンター設置に向けた相互支援の協定の締結
- ②ボランティア連絡協議会などとの協働による防災運動会の実施

## 【基本目標3：生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり】



### 1. 公的機関による解決機能の強化

#### (1) 相談機能の充実

- ①生活困窮者対策のための総合生活支援相談の充実
- ②専門機関とのネットワーク強化

#### (2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

- ①各種福祉事業の周知
- ②福祉サービス利用者への包括的な支援

#### (3) 専門機関や住民との連携による解決

- ①専門機関・団体などの多職種協働による福祉課題の解決
- ②校区内の地域資源などの活用

### 2. 地域における解決の仕組みづくり

#### (1) 地域住民による見守りの充実

- ①小地域ネットワーク活動の強化
- ②ふれあいサロン活動を活用した要援護者の安否確認

#### (2) 地域組織による課題の共有と解決策の検討

- ①校区福祉力アンケート調査の実施
- ②校区診断ヒアリングの実施

#### (3) 行政や専門機関との連携による解決

- ①居住支援協議会（住みよかネット）の機能充実
- ②NPO活動との連携
- ③社会福祉法人の地域貢献事業についての検討
- ④市民後見人などの養成

### 3. 【基本目標1】つながりを育む人づくり

#### 1. 意識啓発

##### (1) 人権意識の啓発

###### ① 権利擁護の周知啓発

- 日常生活自立支援事業の周知啓発に努めます。
- 成年後見制度の周知啓発に努めます。
- 生活困窮者（経済的困窮・社会的孤立・ひきこもり・虐待など）支援についての周知啓発に努めます。
- 虐待などからの権利擁護の周知啓発に努めます。

###### ② 大牟田市地域福祉大会～地域支えあい“絆”セミナー～の開催

- 地域福祉の向上に寄与した実践活動者の表彰を行います。
- 支え合いのまちづくりの先進地区における活動の取組みを紹介します。
- 運営におけるボランティアの参加を促進します。
- 生活困窮者自立支援法や障害者総合支援法の施行、介護保険制度の改正などについて、周知啓発に努めます。



##### (2) 地域福祉活動の周知啓発

###### ① 広報媒体による情報提供

- 広報紙「きらり」（全世帯配布用・年4回）を発行し、福祉情報を分かりやすく提供します。
- 事務局通信きらり（社会福祉協議会関係者向け・毎月）を発行し、タイムリーな情報を提供します。
- ホームページで、地域活動やボランティア活動、福祉サービス、イベントなど、最新の情報を提供します。
- フェイスブックやツイッターなどの SNS を活用し、共同募金運動や居住支援協議会活動などの情報を提供します。

## ②福祉座談会などの実施

- 「校区福祉力アンケート調査」を実施し、校区の『強み』『弱み』を把握します。
- 校区福祉力アンケート調査結果に基づき、各校区における福祉座談会の内容を検討します。
- 各種福祉制度見直しや法改正などをテーマに、福祉座談会を開催します。また、大牟田市などが実施する出前講座も積極的に取り入れます。

## (3) 寄付文化の醸成

### ①地域福祉活動のためのファンドレイジング（財源確保）

- 人々が豊かさや幸せを感じられる地域社会を築いていくためには、主体的に支えあう共助の精神による、活力あふれる共助社会づくりを進めていくことが重要です。そのためには、共助社会を担う活動への参加の拡大とそのような活動を支える寄付の充実が必要となります。今後も市民が安心して善意銀行に委ね、地域福祉活動の財源として活用できるよう、あらゆる機会を通じて、寄付に対する理解を啓発します。加えて、社協運営費としての賛助会員についても、協力を求めます。

### ②共同募金運動の充実強化

- 赤い羽根共同募金は、地域住民が互いに助け合い、地域福祉活動を財政面から支援していくという重要な役割を担っていることを、あらゆる広報媒体を活用して、広く市民に周知を図ります。
- 売上の一部が赤い羽根共同募金に寄付される、寄付金付き商品『募金百貨店プロジェクトおおむた』加盟店の拡大に努めます。加盟店と「Happy&Happy」の関係が構築できるよう努めます。
- 「赤い羽根寄付つき自動販売機」の新規開拓に努め、より安定的な募金の確保を目指します。
- 戸別募金が非常に厳しい状況にある中、法人募金に求められる役割は大きくなっています。各法人に対し、共同募金の用途を丁寧に説明し、理解を得たうえで協力を依頼します。



## 2. 担い手育成

### (1) 地域活動者の発掘

#### ① 70歳現役社会づくりの推進

- 福岡県が進める「70歳現役社会づくり」事業に伴い、高齢者がいきいきと働き活躍することができる70歳現役社会活動のステージをつくります。
- これまで培った経験豊富な知識や技術を地域社会に活かすため、高齢者の活躍できる仕組みづくりに積極的に取り組みます。

※ 福岡県が進める「70歳現役社会づくり」事業とは、65歳を過ぎての継続雇用の促進、再就職支援、派遣やシルバー人材センターといった多様な就労への支援など、高齢者がいきいきと働くことができる仕組みづくりを進め、高齢者の就業を促進するものです。  
「新しい公共」の担い手であるNPO・ボランティア団体の活動や地域活動、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスへの参加など、高齢者の共助社会づくりへの参加を促進します。  
これらの施策を効果的に進めるため、「いつまでも活躍し続けるための土台づくり」、「社会全体の意識改革」、「高齢者が活躍できる環境整備」の3つの施策にも取り組み、70歳現役社会の実現に向け総合的に施策を進めます。

#### ② 企業など退職者向けボランティア活動のすすめ

- 定年退職を迎えた団塊世代を中心とする方々は、社会人としての豊富な知識や経験、人脈を持ち地域の活性化に取り組む魅力的な世代として、地域活動やNPO・ボランティア活動への参加を促進します。

### (2) 各種ボランティアの養成

#### ① 市民サポーター・地域デビュー講座などの実施

- 現在、地域社会は、福祉、健康、子育て、環境などさまざまな課題が山積しており、その解決に向けた、地域の力が強く求められています。定年を迎え、地域社会に戻りつつある「団塊の世代」が、これまでに培ってきた知識や技術を活かして、地域づくりに参加することは、大変重要なことです。

そこで、市民サポーター養成講座や地域デビュー講座を実施する中で、地域活動などに参加することの意義を確認し、その具体的な方策について参加者と一緒に考えるなど、地域活動参加への動機づけを行います。

### (3) 福祉教育の推進

#### ① 全世代型「福祉教育プログラム」の作成

- 福祉教育には「子どもの豊かな成長を促すための福祉教育」と「地域福祉を推進するための福祉教育」という2つの側面があります。各世代を通じた段階的、継続的な福祉教育プログラムを作成し、年齢層や経験に応じた、多様な福祉教育が受けられる環境づくりを推進します。

## ②小・中・高等学校など学校への福祉教育支援

- 社会福祉の活動を通して、小・中・高等学校の児童、生徒に対して、福祉の心を育むことができるよう、高齢者や障がい者などのゲストティーチャーを派遣するなど、福祉の関心を深める授業を支援します。
- 中・高等学校の生徒や大学生を中心としたボランティアグループ、サークルなどの立上げを支援します。
- 福祉教育を推進するための支援活動費として、共同募金配分金を活用します。



### 基本目標 1：つながりを育む人づくり 【平成31年度までの重点的な取組項目】

- ❖ 校区社会福祉協議会をはじめとした地域組織や地域包括支援センター、NPO、ボランティア団体、障害者協議会、介護サービス事業者協議会、行政機関などと連携し、地域福祉に関する情報や権利擁護などについて、様々な媒体を通して情報発信します。
- ❖ 校区社会福祉協議会アンケート調査結果に基づき、校区診断を行い、校区社会福祉協議会の福祉活動を強化します。
- ❖ 善意銀行や共同募金運動を通じて、寄付文化の醸成に努めます。
- ❖ 福祉教育プログラムを作成し、全世代に対して、多様な福祉教育が受けられるようなシステムを構築します。

## 4. 【基本目標2】みんなで支え合う地域づくり

### 1. 地域組織による活動の充実

#### (1) 小地域ネットワーク活動の推進

##### ①福祉委員などによる見守り・訪問活動の推進

- 各校区の世帯数に応じて、概ね 100～150 世帯に 1 人の割合で配置された「福祉委員」や、要援護者の近所に住む「ふれあい活動推進員」が行う、声かけ・見守り・訪問活動を推進します。
- 「福祉委員活動の手引き」を用いた活動の意義・役割に関する研修や、実践活動報告会の実施などにより、福祉委員のスキルアップを図ります。
- 各校区が、それぞれの実態に合った見守り・訪問活動ができるよう、各校区主催の民生委員・児童委員と福祉委員の合同研修会などを支援します。



##### ②地域協働による見守り活動の推進

- 高齢者・障がい者などの見守りが必要な人々に対する見守り活動体制を、地域における生活関連事業者と連携し、検討していきます。

##### ③地域包括支援センターとの連携

- 市内の6地区の地域包括支援センター及び10カ所の介護予防・相談センターと連携し、福祉ニーズを掘り起こします。解決困難な事例（社会的孤立・ひきこもり・虐待など）については、地域組織や専門機関を交えて検討し、課題解決につなげます。
- 6地区地域包括支援センターと定例会を開催し、福祉課題をテーマに調査研究を行います。

## (2) 地域組織活動の推進

### ① 校区社会福祉協議会の育成支援

- 支援を必要とする高齢者や障がい者などが地域で孤立しないよう、校区社会福祉協議会が主体となって取り組む小地域ネットワーク活動や、ニーズキャッチのための福祉座談会などの実施を支援します。
- 各校区社会福祉協議会の会長で構成される校区社会福祉協議会会長連絡協議会（以下「校区社協会長会」）が主体となって取り組む様々な地域福祉活動について支援を行います。
- 校区社協会長会の研修部会や広報部会と協力し、市内外の先進地の活動事例を視察するとともに、各校区社会福祉協議会の広報紙の発行を支援します。
- 校区社協会長会との協働により、小地域ネットワーク活動の啓発用DVD「小地域ネットワーク活動～見守り・訪問活動～（仮称）」を作成します。

### ② 地域リーダー研修会の実施

- 地域リーダーである校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、町内公民館連絡協議会、まちづくり協議会の各会長が一堂に会し、多岐にわたる福祉課題・生活課題や地域活動の推進方法などを研鑽する「地域リーダー研修会」を実施します。



### ③ ふれあいサロン活動の活性化

- 現在、約 130 カ所に設置されている、ふれあいサロンが、活動日数の増加などにより地域支援の拠点として充実するよう支援します。
- 各ふれあいサロンの活動を紹介した冊子を作成し、活動内容の共有や周知に努めます。
- 常設型ふれあいサロン活動のモデルを設け、生きがいづくりや居場所づくり、介護予防としての機能強化に努めます。

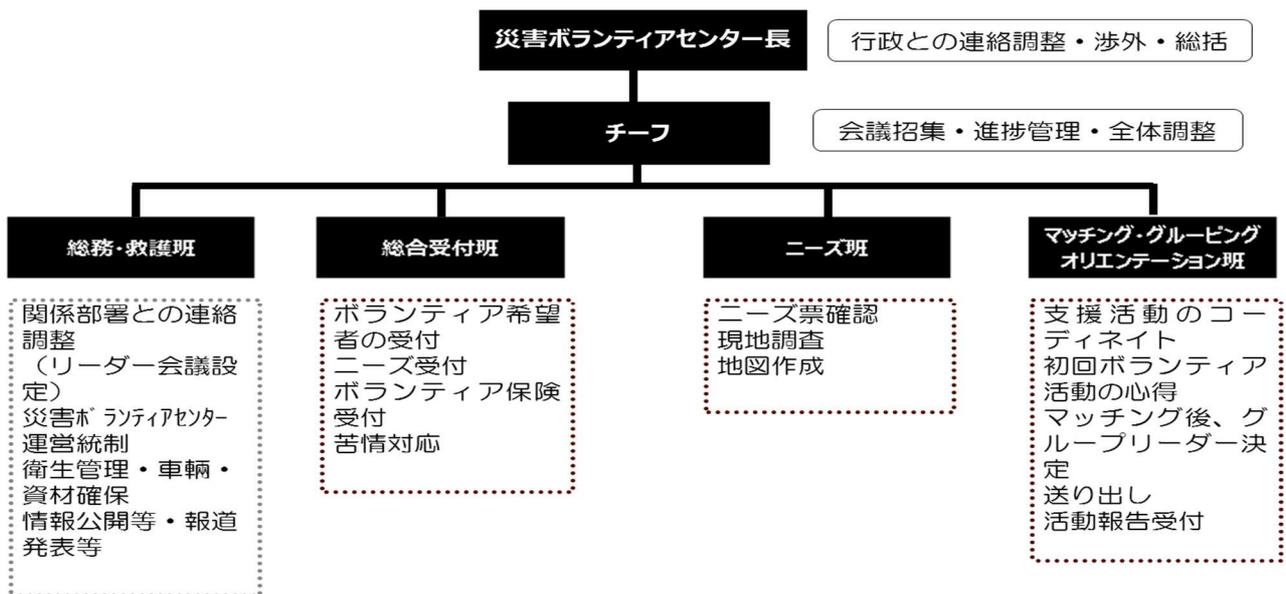


### (3) 災害時における円滑な支援活動の推進

#### ①災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

- 毎年、大牟田市で実施される大牟田市総合防災訓練に参加し「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を実施します。訓練会場によっては、サテライト型災害ボランティアセンターを設置します。
- 大牟田市と災害ボランティアセンター設置のための協定を締結します。

### 災害ボランティアセンター体制図



#### ②総合福祉センターにおける福祉避難所運営

- 地震、風水害その他が発生し、又は発生するおそれがある場合など、避難所生活において特別な配慮を要する者を受入れる「福祉避難所」の設置運営に関し、大牟田市と協定を締結しています。市内で災害が発生し、大牟田市より避難勧告、避難指示が発令され、指定避難所開設の指示が出た際には、速やかに総合福祉センター内に福祉避難所を開設します。
- 災害ボランティアセンター同様、毎年、実施される大牟田市総合防災訓練の一環として福祉避難所設置訓練（要配慮者受入れ訓練）を実施します。



## 2. 地域住民、ボランティアなどによる活動の充実

### (1) 地域住民による活動の支援

#### ①ふれあいサロン活動の支援に向けたサロン連絡会の充実

- ふれあいサロン連絡会を開催し、各団体の活動内容を共有し、運営方法について研鑽を図ることで、無理なく、スムーズな活動ができるよう支援します。
- ふれあいサロン連絡会で、サロンメニューの充実につながる様々なレクリエーションを用いた健康づくりのための研修を実施します。

#### ②住民参加型福祉サービスの充実

- 介護保険制度の大幅な見直しで、予防給付訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行することから、住民参加型福祉サービス（おおむたキャロットサービス）の更なる充実が期待されます。そのため、生活支援サービス利用件数の増加に対応する多様な担い手を養成し、サービスの供給体制を確立させます。
- おおむたキャロットサービスの利用件数増加に対応するため、サブリーダーの増強に努めます。

### (2) ボランティア・NPOなどによる活動の支援

#### ①各種ボランティア養成講座修了者に対する活動・実践の場の提供

- 登録したボランティアに必要な活動・実践の場を提供します。
- ニーズに応じたボランティア養成講座を開催し、活動につなげます。



#### ②共同募金配分金などによる財政的支援

- 市民の皆さんから寄せられた善意の共同募金を、住民福祉向上の観点から寄付者の理解が得られるように配分することを目的として、共同募金配分委員会を設置しました。全市的・先駆的に保健、医療、介護、福祉、まちづくりなどに寄与する団体に対して、申請に基づき、共同募金配分委員会で審査・配分のうえ、財政支援していきます。

### (3) 災害時におけるボランティアの体制整備

#### ①災害ボランティアセンター設置に向けた相互支援など協定の締結

- 大牟田市と災害ボランティアセンター設置のための協定を締結します。(再掲)
- 災害ボランティアセンター設置が必要な災害に備え、近隣の社会福祉協議会と相互支援の協定を締結します。



#### ②ボランティア連絡協議会などとの協働による防災運動会の実施

- ボランティア連絡協議会や障害者協議会、校区社会福祉協議会などと連携し、校区において、防災運動会を実施します。
- 障がいのある人や子どもから大人まで、誰もが楽しみながら防災に関する知識や技術を身に付けられるよう防災運動会の内容の充実に努めます。



## 基本目標 2：みんなで支え合う地域づくり 【平成31年度までの重点的な取組項目】

- ❖ 深刻な生活課題や福祉課題ほど潜在化していることから、地域協働による見守り・訪問活動を強化し、生活困窮者のニーズ把握に努めます。
- ❖ 解決困難な事例（社会的孤立・ひきこもり・虐待など）については、地域包括支援センターなどと協働し、地域組織・専門機関を交えて、ケース会議を実施します。
- ❖ 介護保険制度の改正に対応できるよう、ふれあいサロンや住民参加型福祉サービスをはじめとした地域支援事業の充実を図ります。
- ❖ 災害に備えて、災害ボランティアセンター設置訓練や防災運動会を毎年実施しま

## 5. 【基本目標3】生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

### 1. 公的機関による解決機能の強化

#### (1) 相談機能の充実

##### ①生活困窮者対策のための総合生活支援相談の充実

■既存の制度や機関が、潜在化する多様な生活困窮者へアプローチするのは難しいため、社会福祉協議会が窓口となり、地域組織や地域包括支援センターなどと連携し、早期かつ包括的な相談を受け入れます。

##### ②専門機関とのネットワーク強化

■生活困窮者の生活を重層的に支えるセーフティネットを構築する必要があることから、様々な専門機関や生活協同組合や地域の生活関連事業所などと連携強化に努めます。

#### (2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

##### ①各種福祉制度の周知

■介護保険制度・成年後見制度・日常生活自立支援事業や住民参加型福祉サービスなど、様々な福祉制度内外の事業について、社会福祉協議会広報紙「きらり」やホームページをはじめ、福祉座談会など、あらゆる媒体・機会を通じて、周知啓発します。

##### ②福祉サービス利用者への包括的な支援

■福祉サービス利用者の中には、複数のサービスを必要としている人が多く、その人にあつたフォーマル・インフォーマルサービスを組み合わせた支援が必要です。そのため、社会福祉協議会が実施するインフォーマルサービス（例：ふれあいサロン活動や見守り・訪問活動、住民参加型福祉サービス）などを効果的に組み合わせ、支援します。

#### (3) 専門機関や住民との連携による解決

##### ①専門機関・団体などとの多職種協働による福祉課題の解決

■社会的孤立、買い物難民、ゴミ屋敷などの生活課題・福祉課題については、多職種・多分野協働でプロジェクトを組織し、課題解決に努めます。

## ②校区内の地域資源などの活用

- 校区内にある地域資源がもつ専門的な人材の活用ができるように、校区社会福祉協議会へ橋渡しを行います。
- 福祉施設を運営する社会福祉法人の地域貢献策（福祉避難所、フードバンクなど）を、地域組織とともに検討します。



## 2. 地域における解決の仕組みづくり

### (1) 地域住民による見守りの充実

#### ①小地域ネットワーク活動の強化

- 民生委員・児童委員と連携し、福祉委員による一人暮らし高齢者などに対する「見守り・訪問活動」を行います。
- 近隣住民や地域の生活関連事業所と連携し、要援護者が発信するSOSをキャッチし、民生委員・児童委員や福祉委員につなぐとともに、必要に応じて、地域包括支援センターなどの関係機関へつなぎます。

#### ②ふれあいサロン活動を活用した要援護者の安否確認

- 社会的孤立や引きこもりなどを防止するとともに、介護予防にもつながるよう、地域関係者や専門職などと連携して、ふれあいサロン活動の充実を図ります。
- 定期訪問の必要がある要援護者もふれあいサロン活動に多く参加されることから、ふれあいサロンにて、日頃の生活や健康状態のチェックを民生委員・児童委員や福祉委員の協力を得て行います。

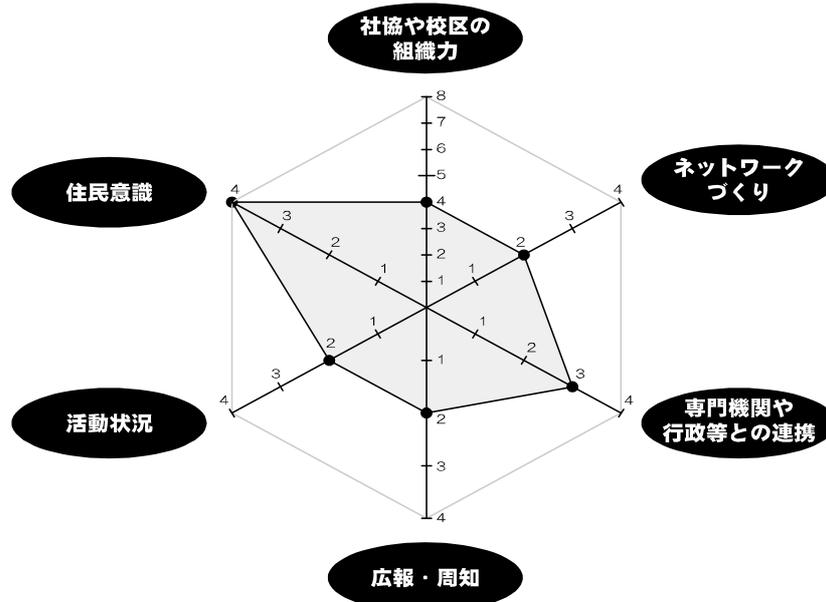


## (2) 地域組織による課題の共有と解決策の検討

### ① 校区福祉力アンケート調査の実施

- 校区社会福祉協議会の構成員約 1,000 人を対象に、校区福祉力アンケート調査を行います。
- 校区福祉力アンケート調査を行い、前回結果と比較分析し、各校区の福祉力向上に向けた取組みを検討します。

【校区福祉力アンケート調査集計結果（例）】



### ② 校区診断ヒアリングの実施

- 校区社協会長会と協働し、各校区社会福祉協議会の関係者に対して、ヒアリングを実施し、校区の現況把握に努めます。

## (3) 行政や専門機関との連携による解決

### ① 居住支援協議会（住みよかネット）の機能充実

- 市内の空き家・空き室・空き店舗などの有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供を促進します。
- 市内の空き家や高齢者向けの住まいに関する検索サイト「住みよかネット」の機能充実を図ります。



## ②NPO 活動との連携

■地域にとらわれず、特定の課題解決に取り組んでいるNPOなどのテーマ型市民活動団体と連携していきます。

## ③社会福祉法人の地域貢献事業についての検討

■社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人で、制度や市場原理では満たされないニーズについて率先して対応していく取組みが求められています。今後、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度の見直しなど、時代に見合った、心ざわしい社会福祉法人を目指すために、市内の社会福祉法人に呼びかけ、社会福祉法人の地域貢献事業のあり方について検討します。その後「社会福祉法人地域貢献事業連絡協議会（仮称）」を設立し、社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進します。

## ④市民後見人などの養成

■成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、自ら福祉サービス利用契約や財産管理を行うことが困難な人を、消費者被害などから守り、本人らしい生活ができるようサポートするための公的な制度です。これまでの成年後見人は、親族、弁護士などの専門職が担ってきましたが、新たに市民後見人が加わり、権利擁護を推進することになりました。

市民後見人の役割は、専門職による後見人には期待できない「市民という専門性」を発揮しながら寄り添うことです。地域住民同士の支えあいによる報酬を前提としない新たな地域福祉活動として注目されています。今後増加が見込まれる利用者の支援のために、市民後見人の養成に努めていきます。

■判断能力が十分でないために、日常生活に困っている人々に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業を拡充し、援助を行う生活支援員の養成に努めます。



大牟田市成年後見センター開所



社協で支える成年後見研修会

### 基本目標 3：生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

#### 【平成31年度までの重点的な取組項目】

- ❖ フォーマル・インフォーマルを組み合わせた、生活困窮者支援を実施します。
- ❖ 小地域ネットワーク事業（見守り・訪問活動、ふれあいサロン活動など）がより活発に行われるよう、校区社会福祉協議会への支援を強化します。
- ❖ 校区社会福祉協議会に対して、「校区福祉力アンケート調査」やヒアリングを実施し、現状分析を行い、校区の福祉力向上につなげます。
- ❖ 「社会福祉法人地域貢献事業連絡協議会（仮称）」を設立し、社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進します。
- ❖ 成年後見センターにおいて、後見活動の担い手となる市民後見人を養成します。





資料編



# 1. 地域資源マップ

(平成 26 年 4 月 1 日現在 概略図)



基本図

公共施設(マップの表示:●)

施設名	所在地	電話	FAX
大牟田市役所	有明町2丁目3番地	41-2222	41-2552
総合福祉センター	瓦町9番地3	57-2519	57-2528
生涯学習支援センター	黄金町1丁目34番地	41-2864	41-2210
カルタックスおおむた	宝坂町2丁目2番地3	図書館 55-4504	43-1167
		三池カルタ・歴史資料館 53-8780	53-8780
市民活動等多目的交流施設「えるる」	新栄町6番地1	52-5285	43-1214
多目的活動施設リフレスおおむた	大字四ヶ1221番地	58-7777	41-7300
市民体育館	宝坂町2丁目86番地	53-6003	59-0186
サン・アビリティーズおおむた	大字手鎌1380番地3	51-0876	51-0875
動物園	昭和町163番地	56-4526	56-9551
石炭産業科学館	岬町6番地23	53-2377	53-2340

地区公民館(マップの表示:▲)

施設名	所在地	電話	FAX
中央地区公民館	原山町13番地3	53-1502	59-0614
三川地区公民館	上屋敷町1丁目12番地3	52-5957	52-5998
勝立地区公民館	新勝立町4丁目1番地1	51-0393	43-4053
吉野地区公民館	大字白銀781番地3	58-3479	50-0494
三池地区公民館	大字三池629番地2	53-8343	43-6814
手鎌地区公民館	大字手鎌1300番地42	56-6008	56-6824
駿馬地区公民館	馬込町1丁目20番地1	57-5443	57-5444

小学校(マップの表示:◆)

施設名	所在地	電話	FAX
みなと	上屋敷町2丁目3番地1	53-6004	56-0914
天領	天領町1丁目145番地1	53-6006	56-0912
駿馬南	沖田町236番地1	53-6007	56-0904
駿馬北	馬場町17番地	53-6008	56-0901
天の原	笹原町3丁目116番地	53-6009	56-0895
玉川	大字櫛野2710番地1	53-6011	56-0885
上官	宮坂町6番地3	53-6012	56-0865
大牟田	笹林町1丁目1番地3	53-6014	59-0864
大正	大正町5丁目5番地9	53-6015	59-0863
中友	中友町1番地20	53-6016	56-0497
明治	明治町2丁目21番地1	53-6017	59-0859
白川	中白川町1丁目183番地	53-6018	59-0856
平原	平原町333番地	53-6019	56-9044
高取	大字歴木1807番地58	53-6020	59-0854
三池	大字新町289番地1	53-6021	59-0853
羽山台	大字草木587番地3	53-6013	59-0857
銀水	大字田隈239番地	53-6022	59-0849
上内	大字上内1575番地1	58-0103	50-0497
吉野	大字白銀967番地17	58-1037	58-7990
倉永	大字倉永1307番地	58-1038	58-7987
手鎌	大字唐船395番地	53-6025	59-0848

中学校(マップの表示:◎)

施設名	所在地	電話	FAX
船津	船津町1丁目6番地1	53-6030	57-7091
右京	右京町1番地	53-6031	57-7093
米生	米生町2丁目26番地	53-6032	57-7094
勝立	大字勝立282番地2	53-6033	57-7095
延命	昭和町240番地	53-6034	57-7098
松原	大正町5丁目4番地16	53-6035	57-7143
白光	椿黒町32番地	53-6036	57-7147
歴木	大字歴木1150番地	53-6037	57-7164
田隈	大字田隈338番地	53-6040	57-7169
橘	大字橘664番地1	58-0022	50-1359
甘木	大字甘木613番地1	53-0033	50-1373
特別支援学校	天道町24番地	56-9671	52-0111

県立高等学校(マップの表示:文)

施設名	所在地	電話	FAX
三池高等学校	大字草木245番地	53-2172	52-2572
三池工業高等学校	上官町4丁目77番地	53-3036	52-1832
大牟田北高等学校	大字甘木109番地	58-0011	58-7361
ありあけ新世高等学校	大字吉野1389番地1	59-9688	58-7362

高等専門学校(マップの表示:文)

施設名	所在地	電話	FAX
有明工業高等専門学校	東萩尾町150番地	53-8611	53-1361

私立中学校(マップの表示:文)

施設名	所在地	電話	FAX
明光学園中学校	大字倉永170番地	58-0907	58-2051
大牟田中学校	大字田隈436番地1	53-5335	41-1510

私立高等学校(マップの表示:文)

施設名	所在地	電話	FAX
大牟田高等学校	大字草木852番地	53-5011	53-8251
誠修高等学校	大字田隈956番地	55-2344	53-4891
明光学園高等学校	大字倉永170番地	58-0907	58-2051

私立大学(マップの表示:文)

施設名	所在地	電話	FAX
帝京大学福岡医療技術学部	岬町6番地22	57-8333	55-7703



介護 1

地域包括支援センター 介護予防・相談センター(マップの表示:□)

		施設名	所在地	電話	FAX
地域 包括 支援	1	中央地区地域包括支援センター	有明町2丁目3番地(大牟田市役所本庁舎1F)	41-2676	41-2662
	2	手鎌地区地域包括支援センター	大字手鎌1300番地42(手鎌地区公民館内)	59-6020	41-2021
	3	三池地区地域包括支援センター	大字三池629番地2(三池地区公民館内)	41-5506	59-6021
	4	駿馬・勝立地区地域包括支援センター	馬込町1丁目20番地(駿馬地区公民館内)	41-2020	41-5507
	5	吉野地区地域包括支援センター	大字白銀781番地3(吉野地区公民館内)	41-6025	41-6026
	6	三川地区地域包括支援センター	上屋敷町1丁目12番地3(三川地区公民館内)	41-5298	41-5299
介護 予防 ・ 相談 セン ター	7	大牟田市社会福祉協議会	瓦町9番地3(総合福祉センター内)	57-2541	57-2528
	8	天光園	大字橋1494番地1	50-0844	58-2866
	9	サン久福木	大字久福木894番地	55-2035	55-2013
	10	延寿苑	大字歴木1807番地1291	51-4340	51-4350
	11	サンフレンズ	沖田町510番地	43-1272	43-1273
	12	やぶつばき	青葉町130番地2	51-8880	54-3333
	13	大牟田医師会	不知火町2丁目144番地	41-5446	57-6130
	14	こもれび	中町1丁目4番地1	41-5321	55-5077
	15	済生会大牟田	大字田隈599番地18	53-2491	56-5811
	16	美さと	南船津町1丁目10番地	57-3310	54-5575

介護予防拠点・地域交流施設(マップの表示:○)

		施設名	電話	FAX
1	よらんかん	築町2番地9	59-8630	56-9417
2	延寿苑	大字歴木1807番地1291	51-4340	51-4350
3	やぶつばき	青葉町130番地2	51-8880	54-3333
4	たかとり	大字歴木4番地48	56-5240	56-5236
5	コムーネ	大字田隈820番地1	57-6636	56-6493
6	あじさい	大字今山1184番地18	59-3606	59-3608
7	いろは	大字三池160番地1	53-3168	53-3178
8	わたげ	大字倉永1652番地1	58-1111	58-1117
9	医師会	不知火町2丁目144番地	41-5330	57-6130
10	たんぼぼ	八本町100番地9	51-8807	51-8806
11	いこい	黄金町1丁目237番地9	52-8600	53-7853
12	かめざき	大字宮崎1710番地3	58-2835	58-2892
13	すまいる	明治町2丁目16番地4	53-5467	55-7527
14	くぬぎ	大字歴木977番地4	54-0055	43-0383
15	美さとひろば	南船津2番地9	57-3310	54-5575
16	さいせい(※H26年10月1日～)	大字田隈599番地18	52-8899	52-8898
17	あそぼーい	三里町2丁目10番地10	55-5500	55-5510
18	春日	一浦町6番地3	56-5432	53-3148
19	リビングアエル正山	正山町127番地1	85-6543	57-6579
20	きてみてテラス	沖田町491番地	43-1223	43-1273
21	じゃんぐるジム	中町1丁目4番地1	41-5321	55-5077
22	しらかわ	上白川町1丁目246番地	53-4191	56-1091
23	くすのき	大字手鎌897番地	51-7681	51-7684
24	恵愛の里	大字白川18番地46	55-3616	55-3642
25	尾尻	大字橋166番地2	58-2719	58-2719
26	アザレア地域交流広場	大字岬1202番地1	41-1121	41-1131
27	ひらばる	亀甲町30番地	85-5079	85-5079
28	槐	三里町1丁目4番地4	41-9077	41-9077
29	くぶき	大字久福木398番地	41-8188	41-8158
30	和	大字橋1494番地1	50-0844	58-2866
31	かたらいの森 ひばりヶ丘	大字襟野3260番地102	53-7778	53-7789
32	サロン・すいせん	野添町1番地8	57-2000	57-2020
33	さくら並木 ささはら	下池町36番地1	85-0185	85-0186
34	よしの	大字吉野2138番地	58-1186	58-1189
35	コパン	新地町14番地7	55-5802	55-5856
36	あゆみ	高砂町16番地	56-0811	56-0723
37	地域交流館南船津	南船津町1丁目9番地1	88-9127	59-3010
38	ほほ笑みガーデン	諏訪町3丁目60番地	41-4737	41-4738
39	ばるす	青葉町130番地4	51-8910	51-8910
40	みのりの里いちの	大字襟野1021番地	32-8001	32-8002
41	シャルールコパン	城町1丁目7番地	53-1370	53-1386
42	地域交流プラザゆいまーる	大字岩本2418番地1	58-3608	58-2325
43	リビングアエル小浜(※H26年5月1日～)	小浜町1丁目1番地8	85-6543	57-6579



介護 2

認知症対応型共同生活介護(マップの表示:○)

施設名	所在地	電話	FAX
1 青葉	青葉町12番地11	55-0777	55-0777
2 ユウワ	出雲町1番地15	55-1117	55-1128
3 総健	鳥塚町10番地1	41-9222	41-9225
4 ふあみりえ	沖田町492番地	43-1223	41-1273
5 フェニックス苑	大字新町395番地	56-5588	56-5588
6 天光園	大字宮崎1710番地3	58-2835	58-2892
7 ひまわり	西浜田町15番地3	56-3733	56-3733
8 虹の家きなっせ	大字吉野1364番地1	59-9540	59-9541
9 なかまちの家	中町1丁目5番地2	41-5315	41-5316
10 ファミュー	野添町20番地19	41-1171	41-1174
11 いろは	大字三池163番地	53-3168	53-3178
12 ふれあい	大字田隈766番地5	41-8210	41-8211
13 やまぼうし	大字櫛野3260番地102	53-7788	53-7789
14 きらめき	上白川町1丁目246番地	53-4185	56-1091
15 虹の家 たかさご	高砂町16番地	56-0811	56-0723
16 シャルールコパン	城町1丁目7番地2	53-1385	53-1386
17 蒼	大字岩本2418番地1	58-3608	58-3608
18 グループホーム 三丁目のわが家 (※H26年5月1日～)	諏訪町3丁目59番地	41-4737	41-4738

地域密着型特定施設(マップの表示:○)

施設名	所在地	電話	FAX
19 有料老人ホーム杏	大字倉永76番地1	58-0398	58-0398
20 すまいるホームいまやま	大字今山2200番地1	41-4800	41-4800
21 ケアハウスま・めぞん	中町1丁目5番地1	41-5335	41-5336
22 コージーヴィラ南船津	南船津町1丁目9番地1	88-9127	59-3010

地域密着型介護老人福祉施設(マップの表示:○)

施設名	所在地	電話	FAX
23 たちばな	大字橋1494番地1	50-0844	58-2866

小規模多機能型居宅介護(マップの表示:◇)

施設名	所在地	電話	FAX
1 ひらばるの家	大字歴木990番地19	53-5270	53-5270
2 あおぞら	神田町257番地	56-2373	56-2373
3 いまやまの家	大字今山1184番地23	59-3606	59-3608
4 わたぜ	大字倉永1652番地1	58-1111	58-1117
5 マイラポールハウス(明治校区)	城町2丁目51番地4	51-8899	56-5388
6 ぷらいえ	大字田隈827番地1	55-8721	55-8721
7 リビングアエル正山	正山町127番地1	85-6543	57-6579
8 ひだまり	上白川町1丁目246番地	53-4186	56-1091
9 花ごよみ	黄金町1丁目237番地1	52-4624	53-7853
10 てつお	大字手鎌897番地	51-7681	51-7692
11 恵愛の里	大字白川18番地31	55-3616	55-3642
12 ふかうらの家	大字岬1202番地1	41-1121	41-1131
13 みえあむ	沖田町491番地	43-1223	41-1273
14 美さと	南船津町2丁目9番地	57-3310	31-5770
15 槐	三里町1丁目4番地4	41-9077	41-9077
16 くぶき	大字久福木398番地	41-8188	41-8158
17 桜の家	大字橋1494番地1	50-0844	58-2866
18 たけとんぼ	櫛野3260番地102	53-7778	53-7789
19 つぼみ	下池町36番地1	85-0185	85-0186
20 よしの	大字吉野2138番地	58-1186	58-1189
21 ゆうもあ	諏訪町3丁目60番地	41-4737	41-4738
22 ぶどうの木	大字櫛野1021番地	32-8001	32-8002
23 こどう	青葉町130番地4	51-8910	51-8910
24 リビングアエル小浜 (※H26年5月1日～)	小浜町1丁目1番地8	85-6543	57-6579

認知症対応型通所介護(マップの表示:◇)

施設名	所在地	電話	FAX
25 (認知症専用)デイサービスセンターブルーム	大字三池1034番地13	53-8050	85-0106
26 ふらね コパン	新地町14番地7	55-5802	55-5856
27 認知症デイサービスセンター せせらぎ	上白川町1丁目246番地	53-4184	56-1091
28 認知症対応型通所介護 ぷらいえ	大字田隈827番地1	55-8721	55-8721
29 認知症対応型デイサービス 美さと	南船津町2丁目9番地	31-5770	31-5770
30 デイサービスセンター ゆず	大字橋1494番地1	50-0844	58-2866
31 生活応援工房&デイホーム こころね	沖田町495番地	43-1223	41-1273
32 デイサービス 杏	大字倉永76番地1	58-0398	58-0398
33 デイサービスセンター 里桜	下池町36番地1	85-0261	85-0262
34 デイサービス 蒼。	大字岩本2418番地1	58-3608	58-3608

夜間対応型訪問介護(マップの表示:◇)

施設名	所在地	電話	FAX
35 ヘルパーステーション こもれび	中町1丁目4番地1	55-5066	55-5077
36 ヘルパーステーション サンフレンズ	沖田町510番地	43-1223	41-1273
37 大牟田医師会ヘルパーステーション	不知火町2丁目144番地	41-9502	41-9503



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(マップの表示:○)

	施設名	所在地	電話	FAX
1	天光園	大字宮崎1695番地2	58-2835	58-2892
2	延寿苑	大字今山4345番地1	51-2942	51-2983
3	サン久福木	大字久福木894番地	55-2011	55-2013
4	サンフレンズ	沖田町510番地	43-1223	41-1273
5	サンフレンズ(個室ユニット)	沖田町510番地	43-1223	41-1273
6	こもれび	中町1丁目4番地1	55-5066	55-5077
7	美さと	南船津町1丁目10番地	57-3310	54-5575
8	サンホリデー	大字岬2860番地2	43-5077	43-5060
9	昌普久苑	上白川町2丁目31番地3	57-7378	57-7422
10	すぎの木	大字甘木44番地1	58-1112	58-1023

介護老人保健施設(マップの表示:◇)

	施設名	所在地	電話	FAX
1	大牟田ライフケア院	大字田隈599番地18	52-8899	52-8898
2	サンファミリー	大字甘木1158番地	58-7722	58-7742
3	くろさき苑	大字岬1254番地1	54-9639	54-9639
4	ハッピーランド	大字宮部171番地2	51-0556	51-1020
5	さんぽ	大字三池866番地	53-1001	53-4922
6	はなぞの	花園町64番地5	52-8600	52-1331
7	ぶらいえ	大字田隈830番地1	57-6636	56-6493

介護療養型医療施設(マップの表示:□)

	施設名	所在地	電話	FAX
1	重藤外科医院	日出町3丁目1番地21	57-2211	57-2232
2	白川病院	上白川町1丁目146番地	53-4173	56-1091
3	曾我病院	大字吉野859番地	58-1234	58-7631
4	木村内科医院	大字手鎌830番地	51-7680	51-7684
5	今野病院	末広町5番地2	52-5580	52-5515
6	大牟田共立病院	明治町3丁目7番地5	53-5461	56-5949
7	岩井外科胃腸科医院	大字久福木82番地1	52-6565	57-6677
8	有明病院	船津町440番地3	52-5245	52-5247



**障害者相談支援事業所(マップの表示:□)**

	施設名	所在地	電話	FAX
1	ハーツ※	上町1丁目2番地5-1	59-0803	59-0806
2	サンローレル	萩尾町1丁目389番地	53-0122	53-0122
3	あじさい※	原山町1番地6	55-8555	55-8570

※地域活動支援センターを兼ねる

**地域活動支援センター(マップの表示:○)**

	施設名	所在地	電話	FAX
1	むつごろう作業所	鳥塚町14番地5	54-2131	54-2131
2	ふれあい自立舎	大字歴木976番地24	54-2434	54-2434
3	もやい	上町2丁目4番地7 イッツビル102号	56-9142	56-9142

**障害者・児福祉施設(通所)(マップの表示:◇)**

	施設名	所在地	電話	FAX
1	アプリコットハウス	萩尾町1丁目2番地1	52-0022	59-5002
2	フィールド1	新栄町16番地5	59-2777	59-2778
3	たんぽぽ	八本町100番地9	51-8807	51-8806
4	恵愛ワークセンター	大字今山4368番地3	43-1202	43-1203
5	森の工房 どんぐり	下池町31番地2	52-7575	52-7560
6	大牟田恵愛園	大字今山4368番地3	51-8750	51-8749
7	多機能型事業所 エンゼル	大字新町343番地3	59-3033	59-3034
8	ふれんず	大字唐船264番地1	53-4896	32-9896
9	有明ホーム	大字櫛野2771番地	57-2130	57-2139
10	生活支援センター こすもす	大字櫛野2771番地5	51-5705	51-5709
11	大牟田ワークショップセンター	大字櫛野2824番地	56-7512	56-7512
12	あけぼの苑	萩尾町1丁目389番地	53-0122	53-0122
13	あけぼの学園	萩尾町1丁目389番地	53-0122	53-0122
14	りんどう学園	大字今山755番地	53-8204	41-1110
15	からふる	通町2丁目16番地3	51-7026	51-7026

**就労に関する相談先(マップの表示:◇)**

	施設名	所在地	電話	FAX
16	障害者就業・生活支援センター「ほっとかん」	新栄町16番地11-1	57-7161	57-7163

**市民活動団体(マップの表示:◇)**

	施設名	所在地	電話	FAX
17	NPO法人 大牟田市障害者協議会※	新栄町16番地11-1	57-7161	57-7163

※障害当事者、家族、支援者、関係施設をつなぐ活動を行っている。



児童

保育所(マップの表示:○)

施設名	所在地	電話	FAX
1	天領保育所	天領町1丁目113番地6	52-4142 52-4142
2	歴木保育所	大字歴木824番地1	52-7511 32-8484
3	白鷺保育所	大字岬2907番地3	51-5777 51-5782
4	小鳩保育園	駿馬町52番地	52-7457 52-7466
5	久福木保育所	大字久福木352番地	52-5169 85-1112
6	萩尾保育園	萩尾町1丁目316番地1	53-4955 53-4958
7	白銀保育所	大字白銀967番地29	58-0818 50-0636
8	みずほ保育園	通町2丁目2番地10	52-4762 52-6591
9	竹の子保育園	三川町2丁目85番地	56-0006 56-0025
10	高取保育園	大字歴木4番地168 (※H26年9月8日～)	56-5240 56-5236
11	小浜保育所	小浜町42番地28	53-5419 85-2911
12	日の出保育所	下白川町2丁目18番地2	54-1081 54-1082
13	不知火保育園	南船津町1丁目2番地2	53-6174 53-6231
14	青龍保育所	大字倉永117番地2	58-0231 58-0321
15	緑保育所	右京町45番地	53-5659 43-1126
16	光円寺保育園	浜田町12番地3	54-6362 54-6365
17	上官保育園	上官町1丁目7番地6	51-5778 51-5798
18	笹原保育所	新勝立町5丁目4番地	52-8936 52-8935
19	中町保育園	中町2丁目9番地5	52-4585 52-4587
20	くるみ園	沖田町234番地	52-8104 52-8103
21	三池保育園	大字新町185番地	52-5510 53-7333
22	草木保育園	大字草木363番地	52-2015 51-1700
23	わかば保育園	上官町3丁目105番地	52-4919 54-4474

幼稚園(マップの表示:□)

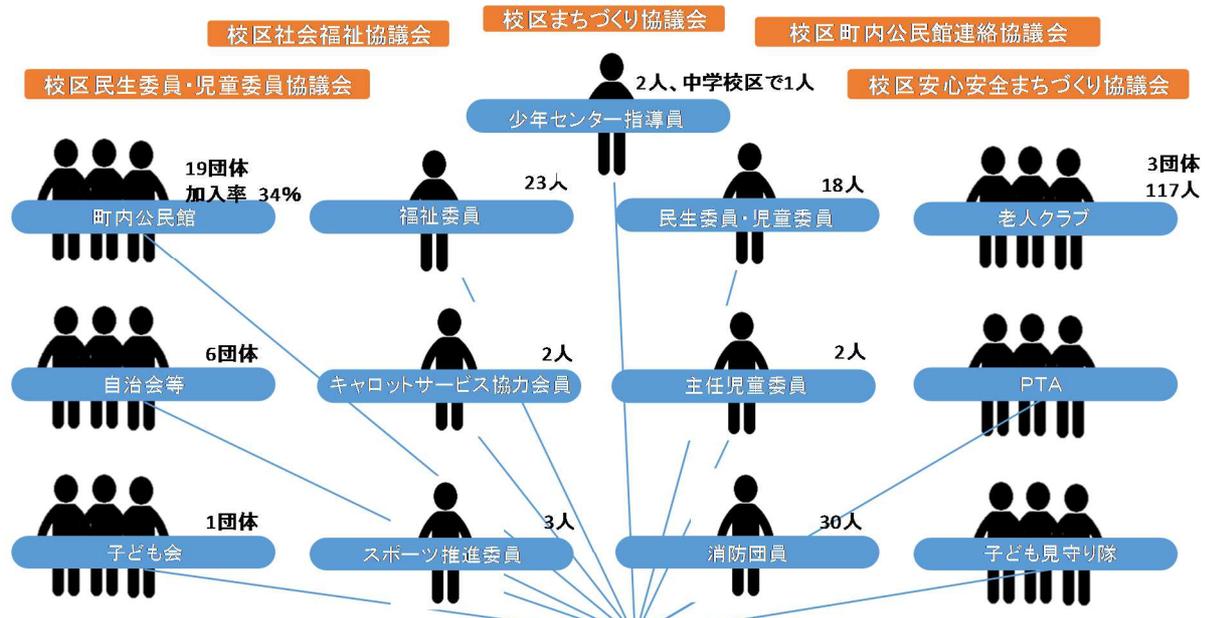
施設名	所在地	電話	FAX
1	銀水幼稚園	田隈507番地	52-7334 52-7370
2	白川幼稚園	中白川町2丁目1番地21	56-5601 56-5609
3	たから幼稚園	宝坂町1丁目63番地	52-8661 52-8672
4	はやめ幼稚園	黄金町1丁目406番地	53-4330 53-4340
5	光の子幼稚園	古町1番地3	54-3285 52-4304
6	平原幼稚園	平原町132番地	52-4169 52-4169
7	大鳥幼稚園	姫島町36番地8	53-6626 43-0579
8	明治幼稚園	中町2丁目3番地3	52-5325 52-5326
9	めぐみ幼稚園	正山町9番地	52-3198 52-3260
10	認定こども園 若草幼稚園	上官町3丁目101番地	52-4919 54-4474
11	大牟田たちばな幼稚園	大字橋569番地3	58-0435 58-7067
12	高取聖マリア幼稚園	大字歴木735番地1	53-5350 55-2080
13	天使幼稚園	有明町2丁目2番地12	55-1048 55-1049
14	吉野天使幼稚園	大字吉野1960番地	58-0032 58-0146

子ども関連施設(マップの表示:◇)

施設名	所在地	電話	FAX
1	つどいの広場(子育て支援センター)	新栄町6番地1	52-5656 55-3660
2	少年センター	新栄町6番地1	41-2610 41-2700
3	赤ちゃん110番(甘木山乳児院)	大字甘木1158番地	58-0952 58-0207
4	大牟田児童相談所	西浜田町4番地1	54-2344 54-2374
5	子ども家庭支援センターあまぎやま	大字甘木1158番地	58-6636 58-6662

## 2. 小学校区別の状況

(平成26年4月1日現在)



### みなと小学校区

人口：7,307人 (3,620世帯)  
(住民基本台帳)

高齢者：2,612人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：532人
- 一人暮らし高齢者：952人
- 高齢者のみ世帯：440世帯

年少者：719人  
※15歳未満人口

- 小学生：270人

被保護世帯数：295世帯  
被保護人数：408人

母子世帯：139世帯  
父子世帯：20世帯

拠  
点



**町内公民館(建物)**  
6ヶ所



**いきいきふれあいサロン**  
8ヶ所



**子どもの居場所**  
1ヶ所



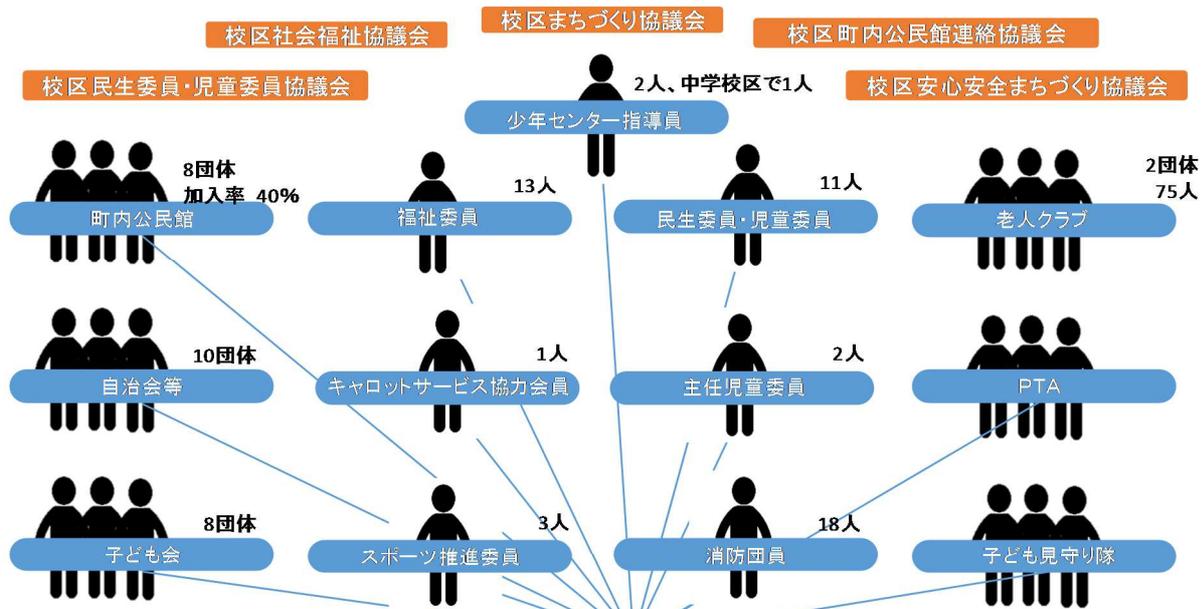
**地域交流施設**  
5ヶ所



**学校の地域交流室**  
2ヶ所



**コミュニティ消防センター**  
0ヶ所



天領小学校区

人口：5,493人（2,563世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,504人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：289人
- 一人暮らし高齢者：541人
- 高齢者のみ世帯：278世帯

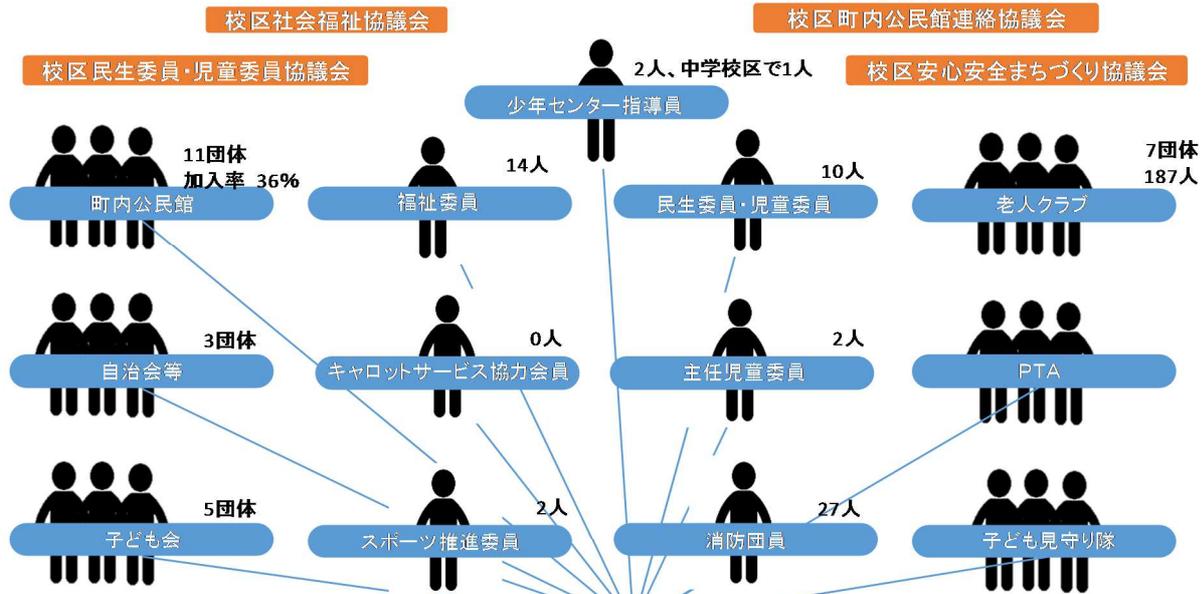
年少者：828人  
※15歳未満人口

- 小学生：293人

被保護世帯数：121世帯  
被保護人数：164人

母子世帯：92世帯  
父子世帯：23世帯

拠 点		<b>町内公民館(建物)</b> 0ヶ所		<b>地域交流施設</b> 1ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 3ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 1ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 0ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



駿馬南小学校区

人口：4,060人（1,879世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,483人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：284人
- 一人暮らし高齢者：453人
- 高齢者のみ世帯：288世帯

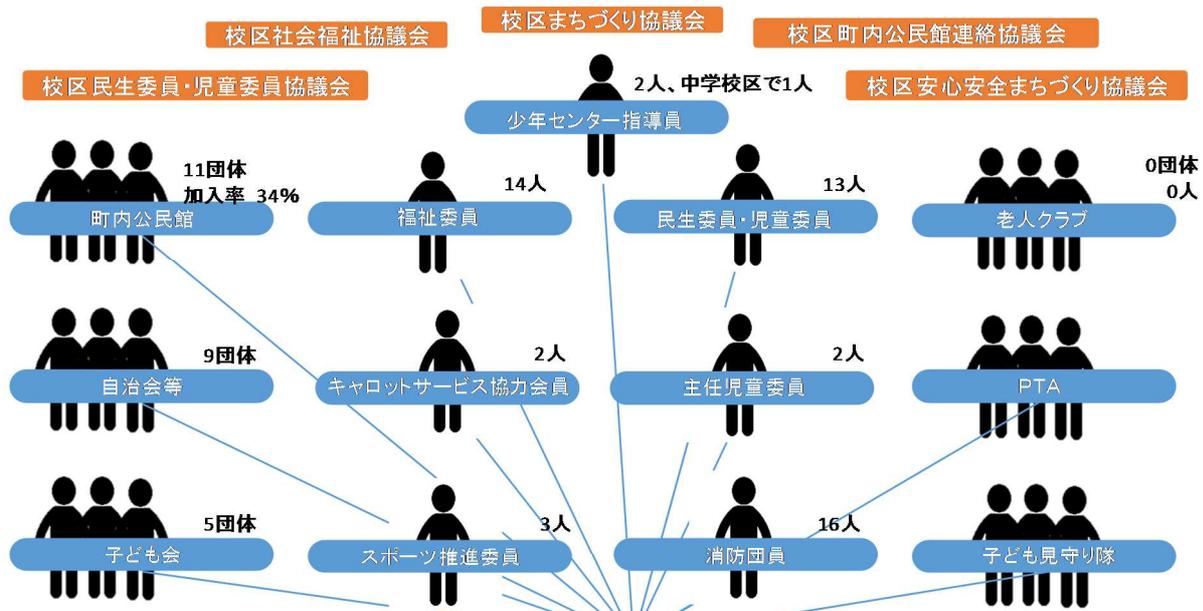
年少者：385人  
※15歳未満人口

- 小学生：151人

被保護世帯数：62世帯  
被保護人数：96人

母子世帯：65世帯  
父子世帯：11世帯

拠 点		<b>町内公民館(建物)</b> 7ヶ所		<b>地域交流施設</b> 2ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 1ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 0ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 0ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 1ヶ所



### 駿馬北小学校区

人口：4,305人 (2,189世帯)  
(住民基本台帳)

高齢者：1,711人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：353人
- 一人暮らし高齢者：613人
- 高齢者のみ世帯：303世帯

年少者：373人  
※15歳未満人口

- 小学生：142人

被保護世帯数：121世帯  
被保護人数：165人

母子世帯：77世帯  
父子世帯：12世帯

### 拠点



町内公民館(建物)  
7ヶ所



いきいきふれあいサロン  
2ヶ所



子どもの居場所  
1ヶ所



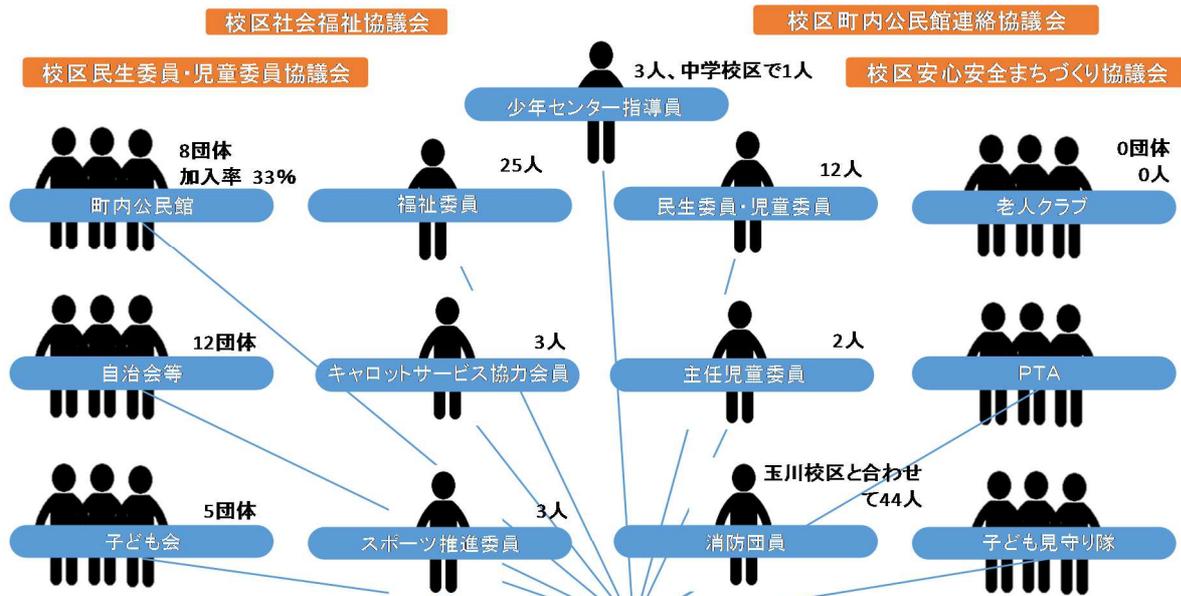
地域交流施設  
3ヶ所



学校の地域交流室  
0ヶ所



コミュニティ消防センター  
1ヶ所



天の原小学校区

人口：5,547人（2,599世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,932人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：380人
- 一人暮らし高齢者：581人
- 高齢者のみ世帯：367世帯

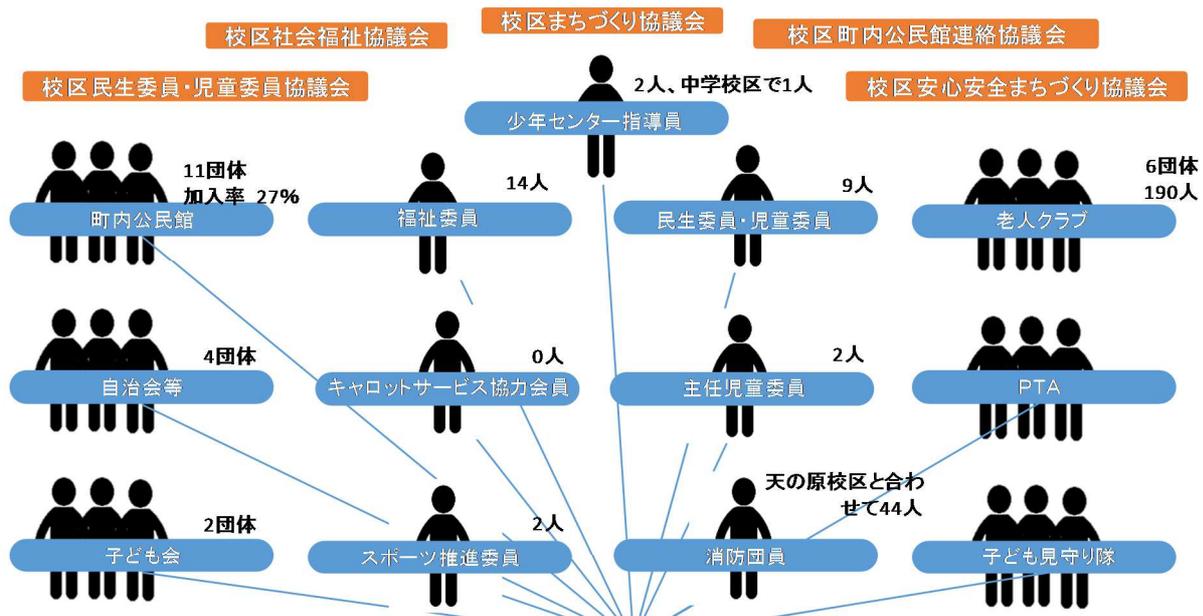
年少者：568人  
※15歳未満人口

- 小学生：256人

被保護世帯数：70世帯  
被保護人数：96人

母子世帯：87世帯  
父子世帯：17世帯

拠 点		<b>町内公民館(建物)</b> 5ヶ所		<b>地域交流施設</b> 1ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 10ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 2ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 2ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 玉川校区と合わせて1ヶ所



玉川小学校区

人口：3,105人（1,541世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,241人  
※65歳以上人口

年少者：240人  
※15歳未満人口

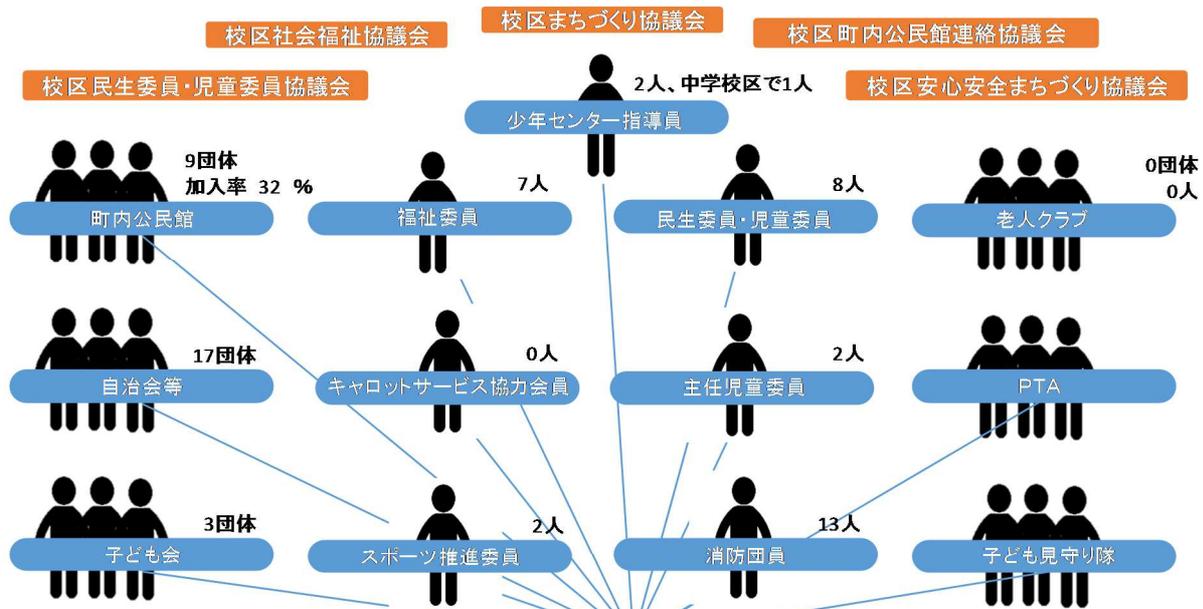
被保護世帯数：70世帯  
被保護人数：116人

- 要介護認定者：208人
- 一人暮らし高齢者：394人
- 高齢者のみ世帯：224世帯

- 小学生：106人

母子世帯：54世帯  
父子世帯：8世帯

拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 8ヶ所		<b>地域交流施設</b> 2ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 4ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 1ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 0ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 天の原校区と合わせて1ヶ所



### 上官小学校区

人口：2,467人（1,232世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：885人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：186人
- 一人暮らし高齢者：335人
- 高齢者のみ世帯：146世帯

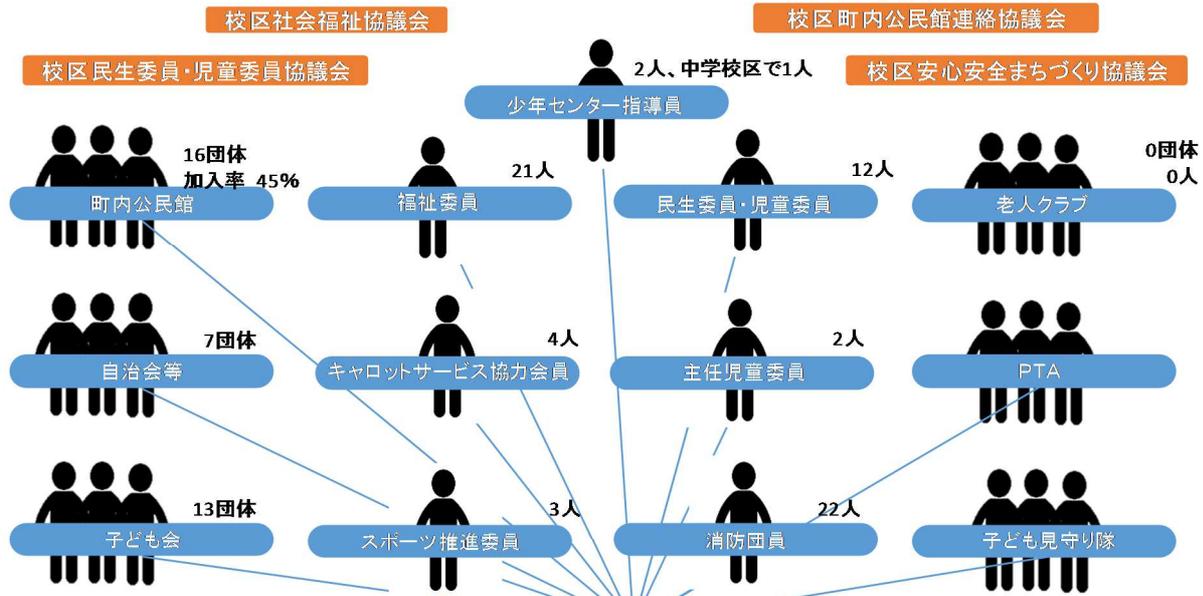
年少者：244人  
※15歳未満人口

- 小学生：104人

被保護世帯数：97世帯  
被保護人数：131人

母子世帯：47世帯  
父子世帯：7世帯

拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 1ヶ所		<b>地域交流施設</b> 0ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 3ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 0ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 1ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



### 大牟田小学校区

人口：6,767人（3,218世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,801人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：364人
- 一人暮らし高齢者：648人
- 高齢者のみ世帯：310世帯

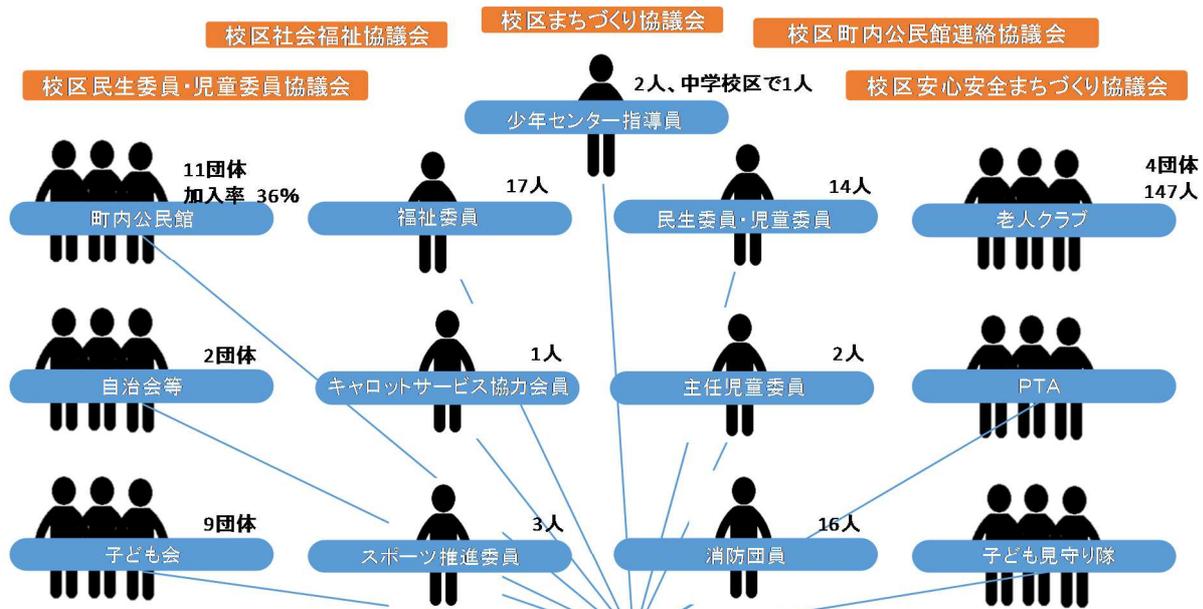
年少者：842人  
※15歳未満人口

- 小学生：360人

被保護世帯数：123世帯  
被保護人数：149人

母子世帯：106世帯  
父子世帯：16世帯

拠 点		<b>町内公民館(建物)</b> 3ヶ所		<b>地域交流施設</b> 4ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 6ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 0ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 4ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



### 大正小学校区

人口：6,248人（2,999世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,568人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：283人
- 一人暮らし高齢者：575人
- 高齢者のみ世帯：281世帯

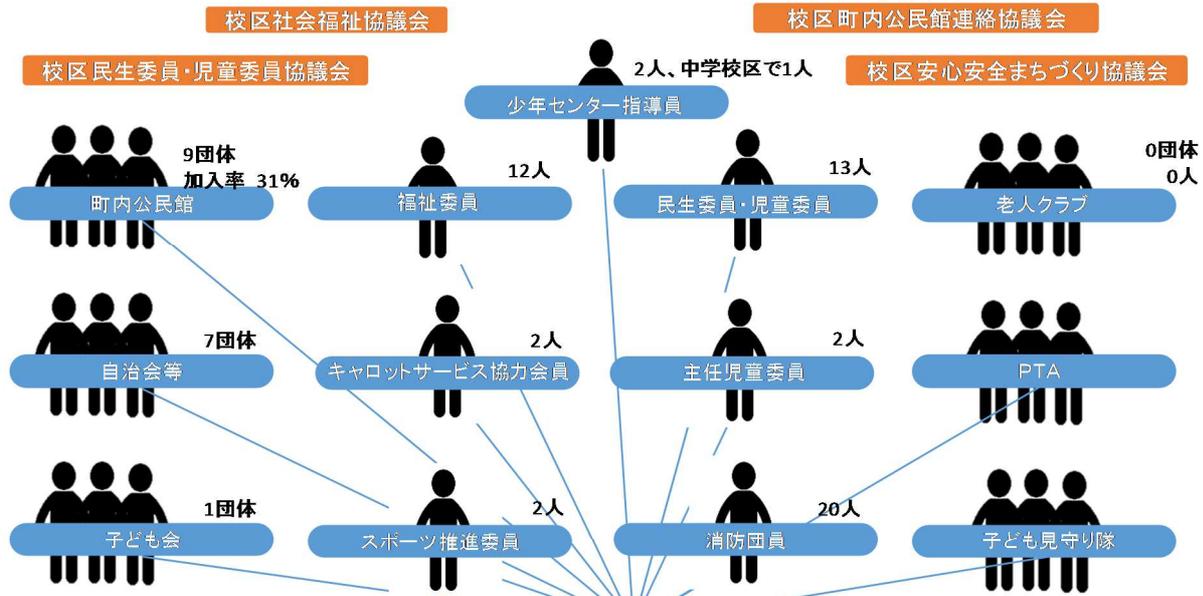
年少者：897人  
※15歳未満人口

- 小学生：336人

被保護世帯数：178世帯  
被保護人数：258人

母子世帯：155世帯  
父子世帯：21世帯

拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 5ヶ所		<b>地域交流施設</b> 0ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 9ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 1ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 1ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



### 中友小学校区

人口：4,204人（2,284世帯）  
 （住民基本台帳）

高齢者：1,389人  
 ※65歳以上人口

- 要介護認定者：291人
- 一人暮らし高齢者：625人
- 高齢者のみ世帯：180世帯

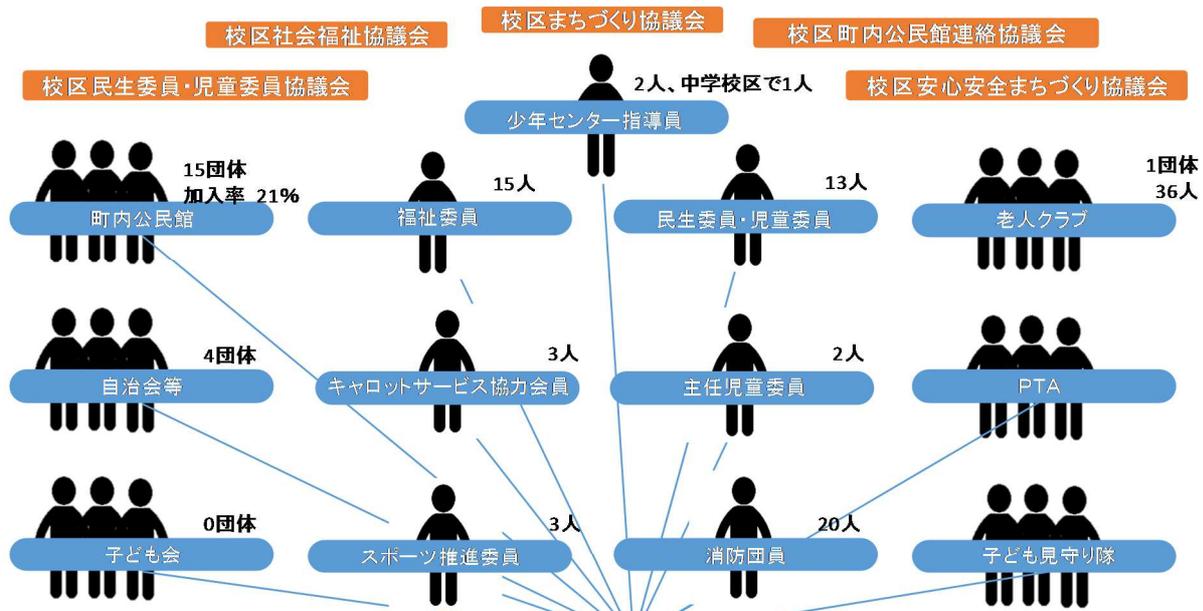
年少者：388人  
 ※15歳未満人口

- 小学生：150人

被保護世帯数：287世帯  
 被保護人数：339人

母子世帯：102世帯  
 父子世帯：18世帯

拠 点		<b>町内公民館(建物)</b> 8ヶ所		<b>地域交流施設</b> 1ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 4ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 1ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 0ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



### 明治小学校区

人口：5,109人（2,565世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,626人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：296人
- 一人暮らし高齢者：575人
- 高齢者のみ世帯：294世帯

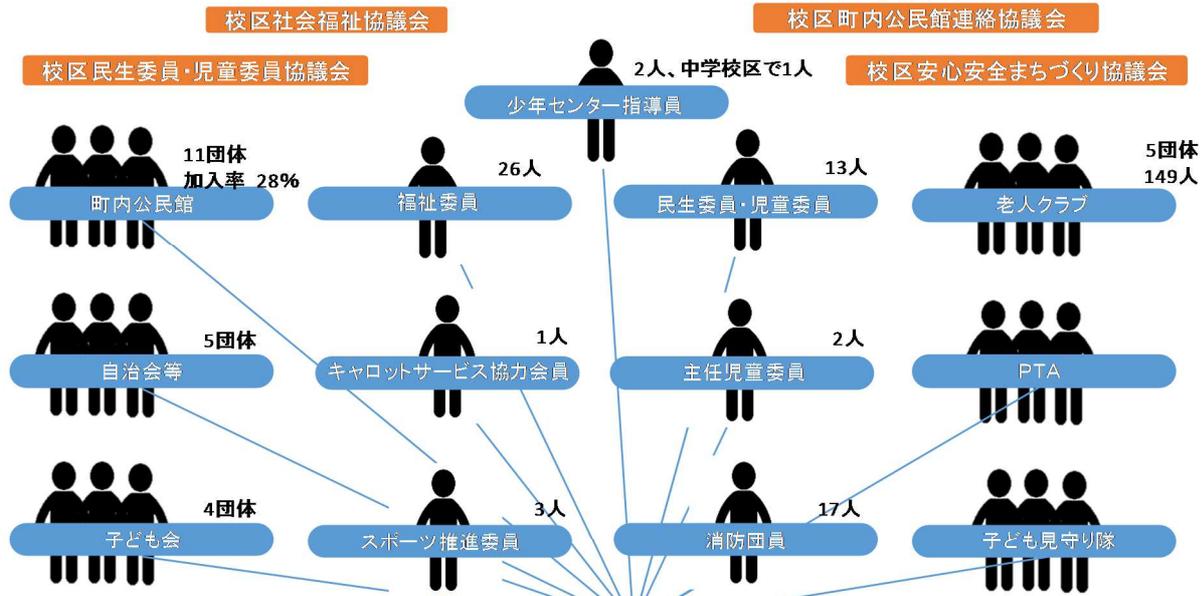
年少者：550人  
※15歳未満人口

- 小学生：195人

被保護世帯数：183世帯  
被保護人数：239人

母子世帯：117世帯  
父子世帯：12世帯

拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 10ヶ所		<b>地域交流施設</b> 3ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 0ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 2ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 0ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



### 白川小学校区

人口：6,892人（3,357世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：2,136人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：419人
- 一人暮らし高齢者：775人
- 高齢者のみ世帯：385世帯

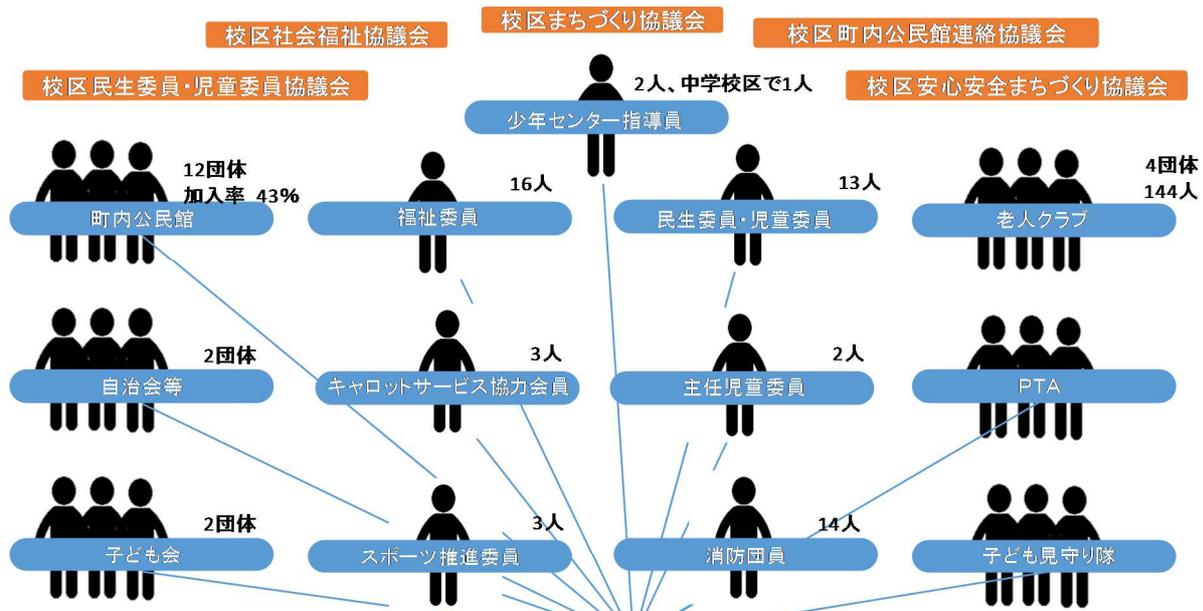
年少者：792人  
※15歳未満人口

- 小学生：334人

被保護世帯数：192世帯  
被保護人数：255人

母子世帯：137世帯  
父子世帯：18世帯

拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 9ヶ所		<b>地域交流施設</b> 1ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 4ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 1ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 1ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



平原小学校区

人口：4,604人（2,304世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,764人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：309人
- 一人暮らし高齢者：572人
- 高齢者のみ世帯：341世帯

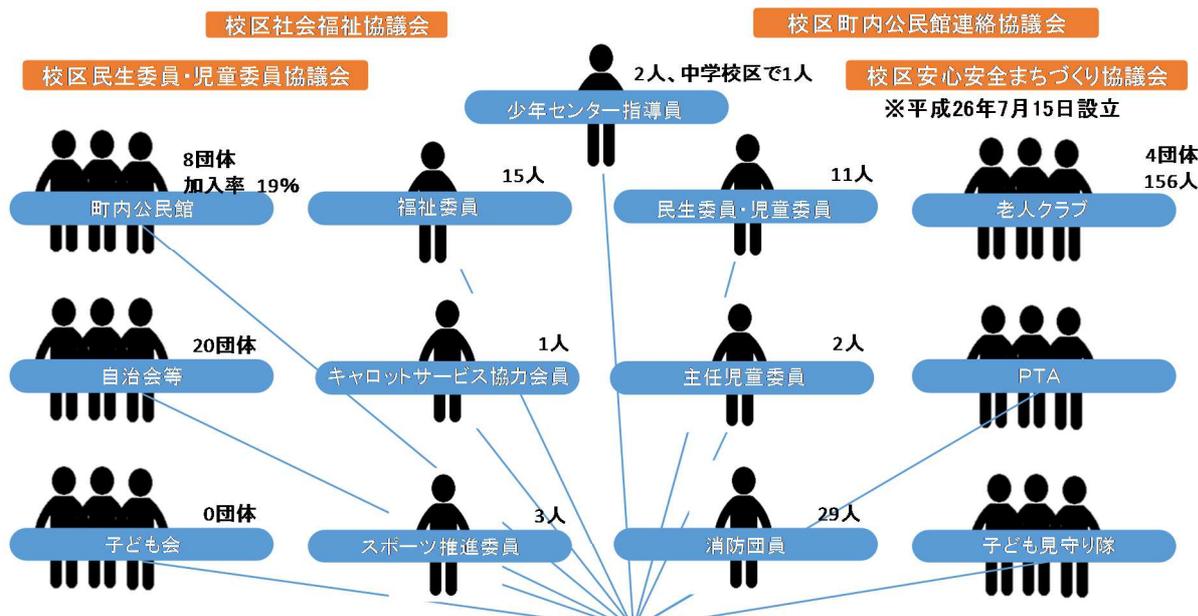
年少者：387人  
※15歳未満人口

- 小学生：140人

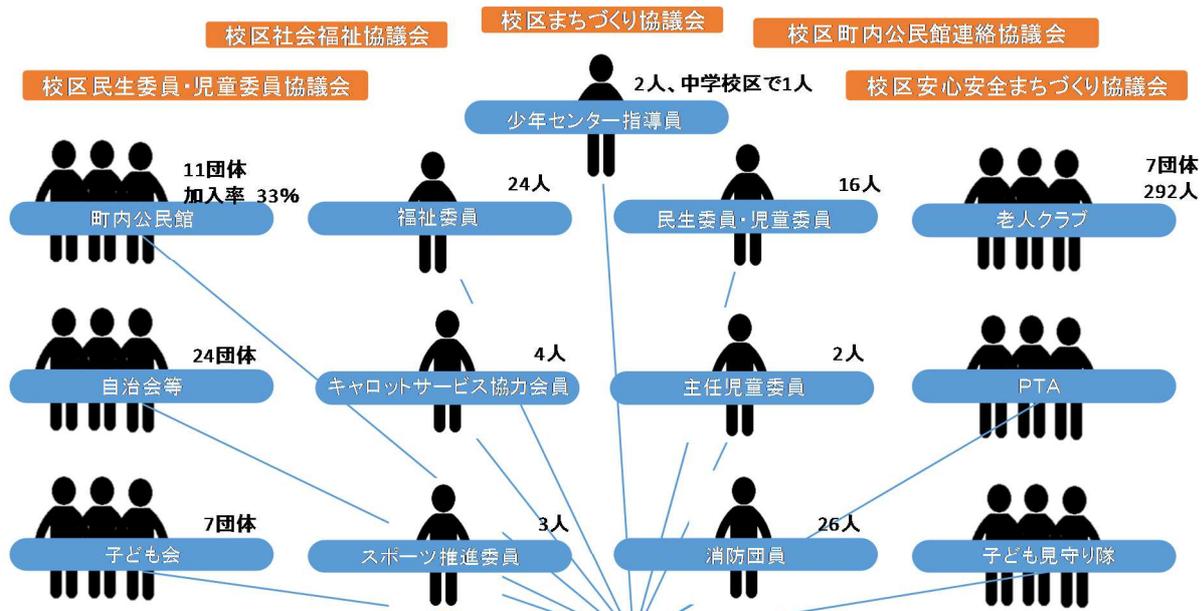
被保護世帯数：181世帯  
被保護人数：271人

母子世帯：104世帯  
父子世帯：11世帯

拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 8ヶ所		<b>地域交流施設</b> 3ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 8ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 1ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 1ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 5ヶ所		<b>地域交流施設</b> 2ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 2ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 0ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 1ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 1ヶ所



### 三池小学校区

人口：8,551人（3,950世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：3,052人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：570人
- 一人暮らし高齢者：934人
- 高齢者のみ世帯：601世帯

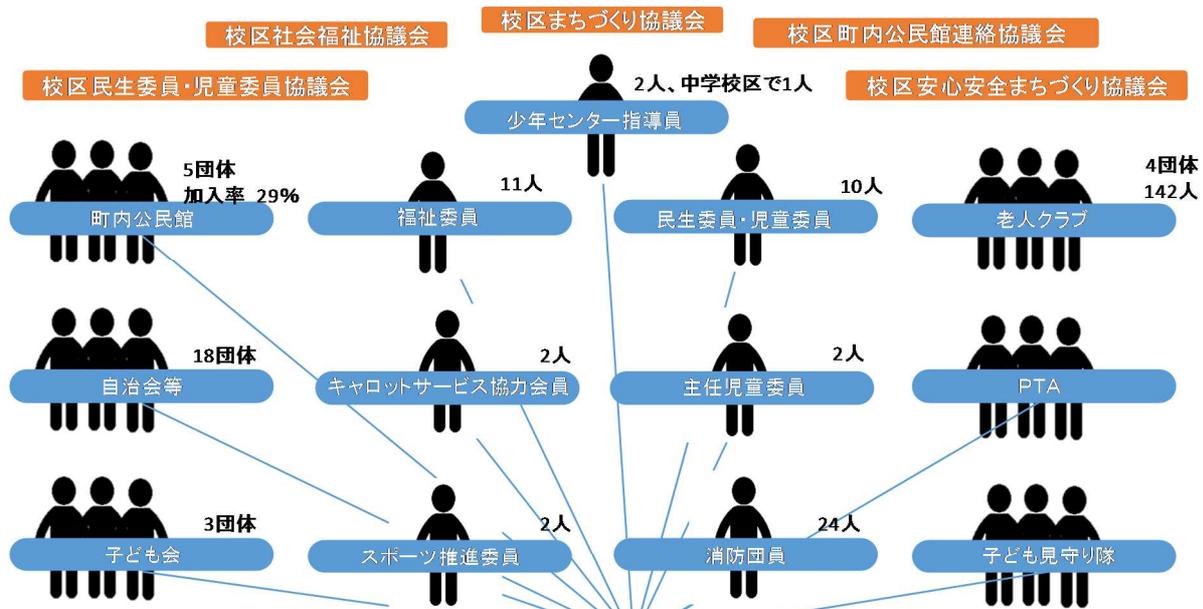
年少者：929人  
※15歳未満人口

- 小学生：398人

被保護世帯数：101世帯  
被保護人数：154人

母子世帯：134世帯  
父子世帯：23世帯

拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 9ヶ所		<b>地域交流施設</b> 2ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 6ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 1ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 2ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



### 羽山台小学校区

人口：6,258人（2,687世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,732人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：314人
- 一人暮らし高齢者：551人
- 高齢者のみ世帯：335世帯

年少者：916人  
※15歳未満人口

- 小学生：384人

被保護世帯数：71世帯  
被保護人数：119人

母子世帯：110世帯  
父子世帯：19世帯

拠  
点



町内公民館(建物)  
5ヶ所



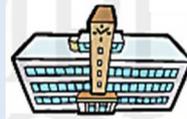
いきいきふれあいサロン  
6ヶ所



子どもの居場所  
1ヶ所



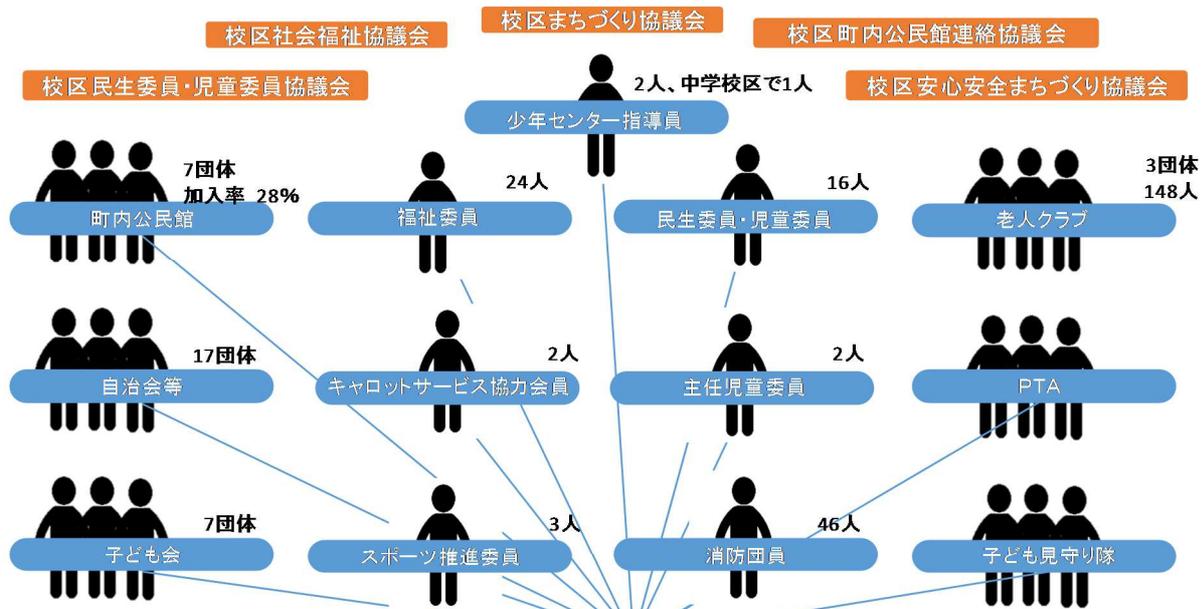
地域交流施設  
1ヶ所



学校の地域交流室  
0ヶ所



コミュニティ消防センター  
0ヶ所



### 銀水小学校区

人口：10,231人（4,412世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：3,081人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：558人
- 一人暮らし高齢者：875人
- 高齢者のみ世帯：563世帯

年少者：1,203人  
※15歳未満人口

- 小学生：487人

被保護世帯数：97世帯  
被保護人数：147人

母子世帯：188世帯  
父子世帯：26世帯

### 拠点



町内公民館(建物)  
6ヶ所



いきいきふれあいサロン  
6ヶ所



子どもの居場所  
1ヶ所



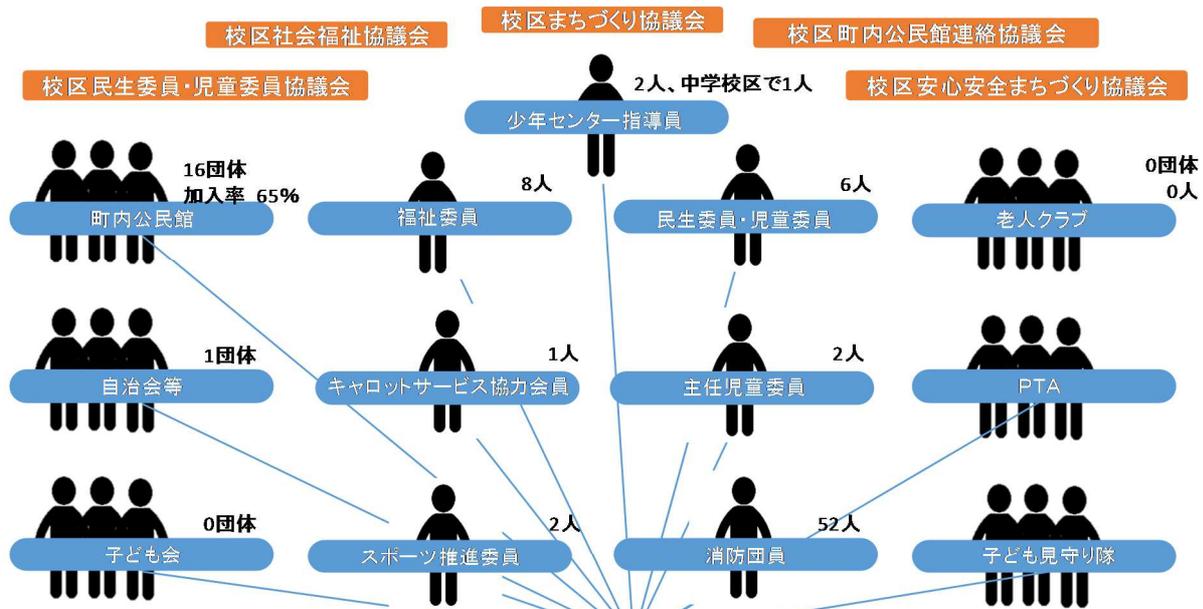
地域交流施設  
4ヶ所



学校の地域交流室  
1ヶ所



コミュニティ消防センター  
1ヶ所



### 上内小学校区

人口：1,536人（675世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：618人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：126人
- 一人暮らし高齢者：149人
- 高齢者のみ世帯：103世帯

年少者：104人  
※15歳未満人口

- 小学生：62人

被保護世帯数：8世帯  
被保護人数：11人

母子世帯：12世帯  
父子世帯：6世帯

### 拠点



**町内公民館(建物)**  
15ヶ所



**いきいきふれあいサロン**  
15ヶ所



**子どもの居場所**  
1ヶ所



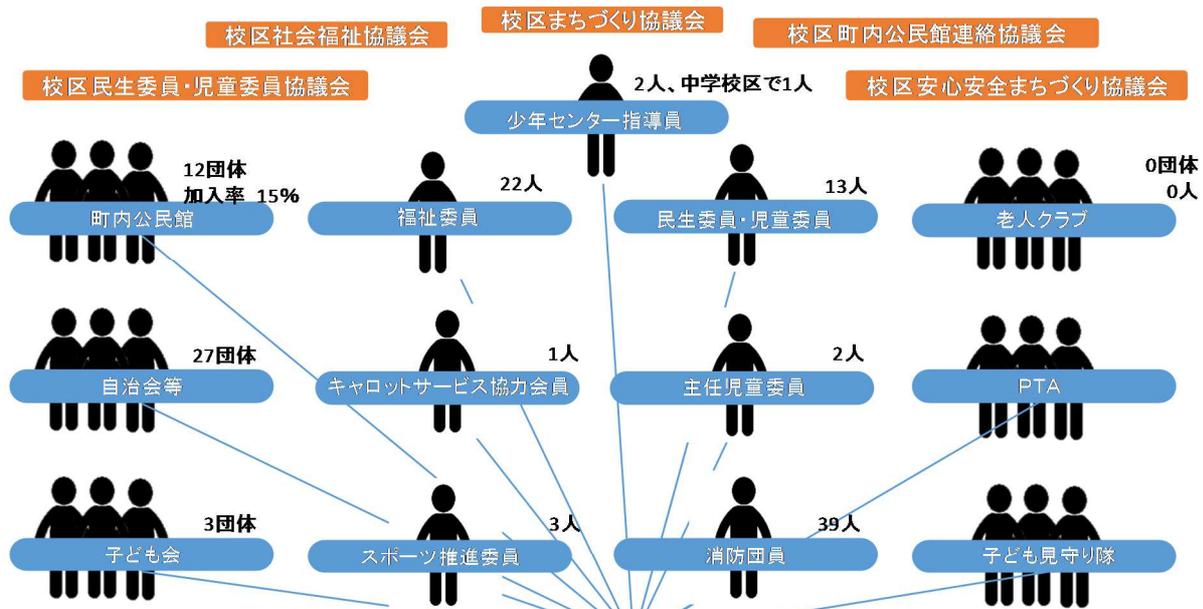
**地域交流施設**  
0ヶ所



**学校の地域交流室**  
0ヶ所



**コミュニティ消防センター**  
2ヶ所



### 吉野小学校区

人口：8,160人（3,666世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：2,607人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：521人
- 一人暮らし高齢者：792人
- 高齢者のみ世帯：505世帯

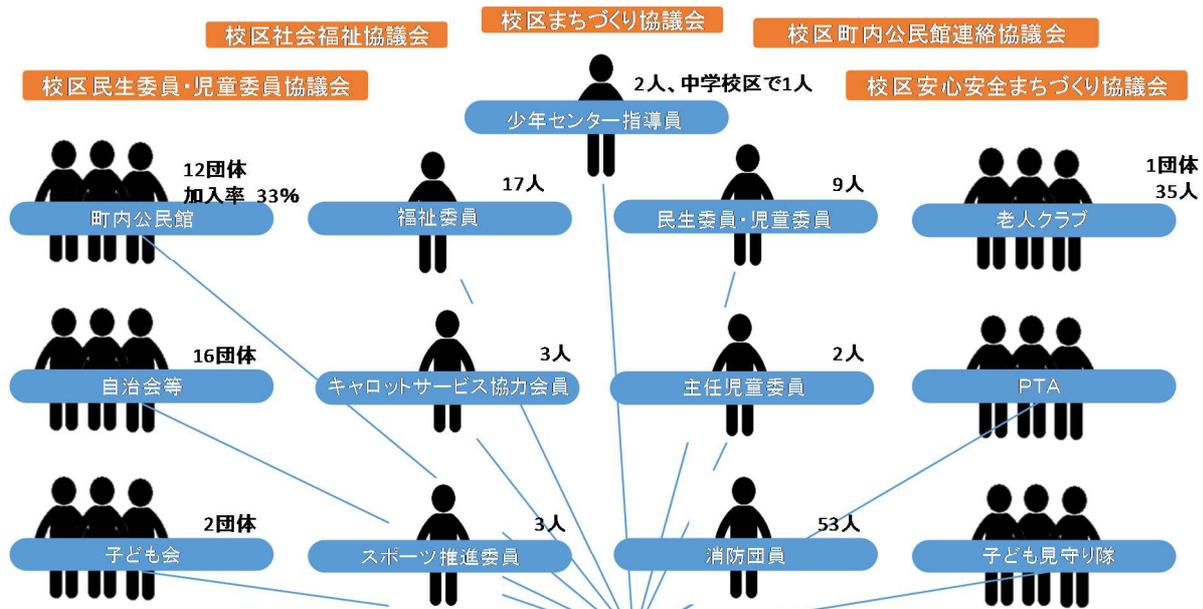
年少者：1,052人  
※15歳未満人口

- 小学生：427人

被保護世帯数：144世帯  
被保護人数：235人

母子世帯：146世帯  
父子世帯：20世帯

拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 8ヶ所		<b>地域交流施設</b> 2ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 3ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 1ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 2ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 0ヶ所



### 倉永小学校区

人口：5,592人（2,504世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：1,906人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：411人
- 一人暮らし高齢者：608人
- 高齢者のみ世帯：343世帯

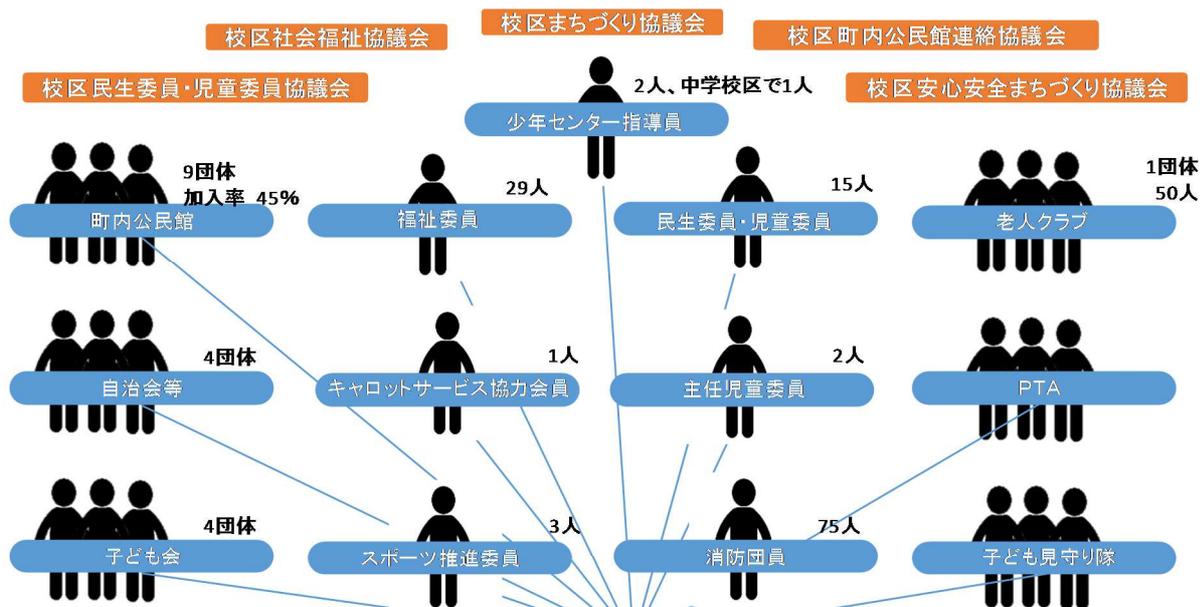
年少者：607人  
※15歳未満人口

- 小学生：227人

被保護世帯数：41世帯  
被保護人数：58人

母子世帯：77世帯  
父子世帯：11世帯

拠点		<b>町内公民館(建物)</b> 12ヶ所		<b>地域交流施設</b> 3ヶ所
		<b>いきいきふれあいサロン</b> 16ヶ所		<b>学校の地域交流室</b> 1ヶ所
		<b>子どもの居場所</b> 1ヶ所		<b>コミュニティ消防センター</b> 1ヶ所



### 手鎌小学校区

人口：9,302人（4,112世帯）  
（住民基本台帳）

高齢者：2,655人  
※65歳以上人口

- 要介護認定者：476人
- 一人暮らし高齢者：763人
- 高齢者のみ世帯：482世帯

年少者：1,194人  
※15歳未満人口

- 小学生：456人

被保護世帯数：158世帯  
被保護人数：246人

母子世帯：211世帯  
父子世帯：24世帯



※以上のほかにも、各小学校区において、「ついで隊」やボランティア（個人・団体）、NPO法人など、多くの担い手があります。

### 3. 市民ワークショップ実施報告

第3次大牟田市地域福祉計画を策定するにあたり、市民の皆さんが日頃感じている生活課題や地域をよりよくするための意見を聴くことを目的に、市民ワークショップを開催しました。

#### (1) 開催概要

今回の市民ワークショップでは、生活課題や考えられる解決策を参加者一人ひとりが付箋紙に記入し、それを4つのグループでそれぞれ出し合い、模造紙に貼ってまとめていきました。その後、グループで話し合ったことを発表しました。

各回の実施状況は以下のとおりです。（参加者：31名）

#### 【市民ワークショップ実施状況】

各回	開催日	内容
第1回	平成26年 7月30日	1) 自己紹介 2) 大牟田市の現状説明 3) 前回（平成21年度）のワークショップのふりかえり 4) 生活課題の抽出① 5) 発表・まとめ
第2回	8月6日	1) 第1回のふりかえり 2) 生活課題の抽出② 3) 解決策の検討① 4) 発表・まとめ
第3回	8月20日	1) 第2回のふりかえり 2) 解決策の検討② 3) 発表・まとめ

#### 【ワークショップの約束事】

- できるだけ多くの方が意見を出せるよう、お互い配慮しながら発言する。
- 1枚の付箋紙には、1つの意見のみ記入する。
- ワークショップは討論会ではないため、他の人が出した意見を批判しない。
- 和やかな雰囲気になるよう、お互いに心がけながら楽しく参加する。

## (2) ワークショップで出された意見

### ①生活課題や不安の抽出

第1回目、2回目(前半)のワークショップでは、大牟田市の生活上の課題や不安について自由に話し合われました。

思いついた課題を付箋紙に書き、模造紙に貼り付ける作業でしたが、非常に多くの付箋紙が貼られました。出された課題の文字が細かく、情報量がとても多かったことも今回のワークショップの特徴であり、参加者の皆さんが日頃から地域の課題に敏感で、問題意識を持っていることが窺えました。

第1回でのグループワークの様子(3班)



第1回でのグループワークの様子(1班)



具体的には、「隣組から脱退する人が多い」「公民館の加入が少なくなった」など、地域の担い手が徐々に少なくなってきた現状を訴えるもの、「高齢者が孤立している」「介護者も孤立している」「老老介護が増えている」など、日常生活の中で課題や不安を抱える人に関するもの、「災害があっても何をすればよいか分からない」「災害時にお互いが声か

けができるような体制がない」など、災害や犯罪、事故に関わるものが多く挙げられました。

ここで挙げられた生活課題を「**地域に関すること**」「**いわゆる生活弱者と言われる方に関すること**」「**安心・安全に関わること**」の3分野に分け、それぞれの分野ごとに、解決策を検討しました。

【生活上の課題や不安として挙げられた主なもの(一部)】

- ・隣の人の顔すら分からない
- ・生活困窮者が増えている
- ・母子家庭、父子家庭で困っている人がいる
- ・障害者が地域にとけ込めていない
- ・空き家が多い
- ・災害時に声を掛け合えるような体制がない
- …など

## ②生活上の課題や不安に対する解決策の検討

### 第2回での発表の様子(4班)



第2回目(後半)、3回目のワークショップでは、大牟田市の生活課題や不安をどのように解決するかについて、自由に話し合われました。

課題を出すことは比較的スムーズにできても、その課題をどのように解決するかとなると、途端に考えが止まってしまうこともある

ため、できるだけ多くの解決策が出せるよう、以下の「コツ」を、作業を開始する前に共有しました。

### (解決策の出し方のコツ)

1. 明日が今日より少し良くなる行動、方法を考える。  
(一足飛びに解決する方法を考えるのは、とても難しい)
2. すべての課題には、「自助」「共助」「公助」の切り口があることを認識する。  
(3つのうちひとつでも欠けると、解決が難しくなってしまう)
3. 突拍子のないことでも、とにかく付箋紙に書いてみる。  
(この付箋紙がきっかけで、大牟田市が大きく変わるかもしれない)

その結果、計598件の解決策が出されました。一般的なワークショップでは、どうしても公助(市などの公的機関がすべきこと)が多く出されがちですが、今回は自助、共助、公助がほぼ均等に挙げられ、バランスのとれた結果となりました。(次ページ【図1】参照)



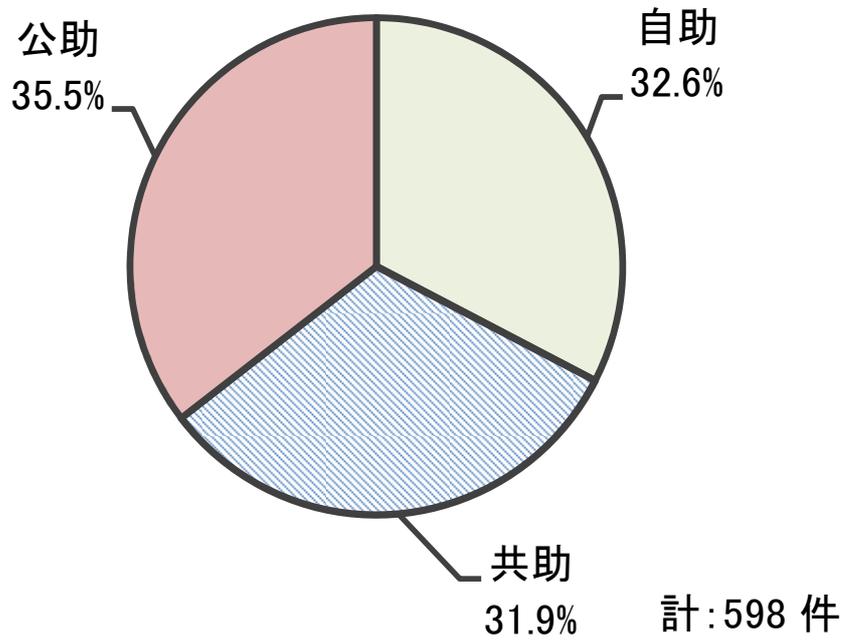
### 第3回での発表の様子(2班)

また、解決策の内容は、高齢者や地域の担い手、近所付き合いに関するものが多く出されました。(次ページ【図2】参照)

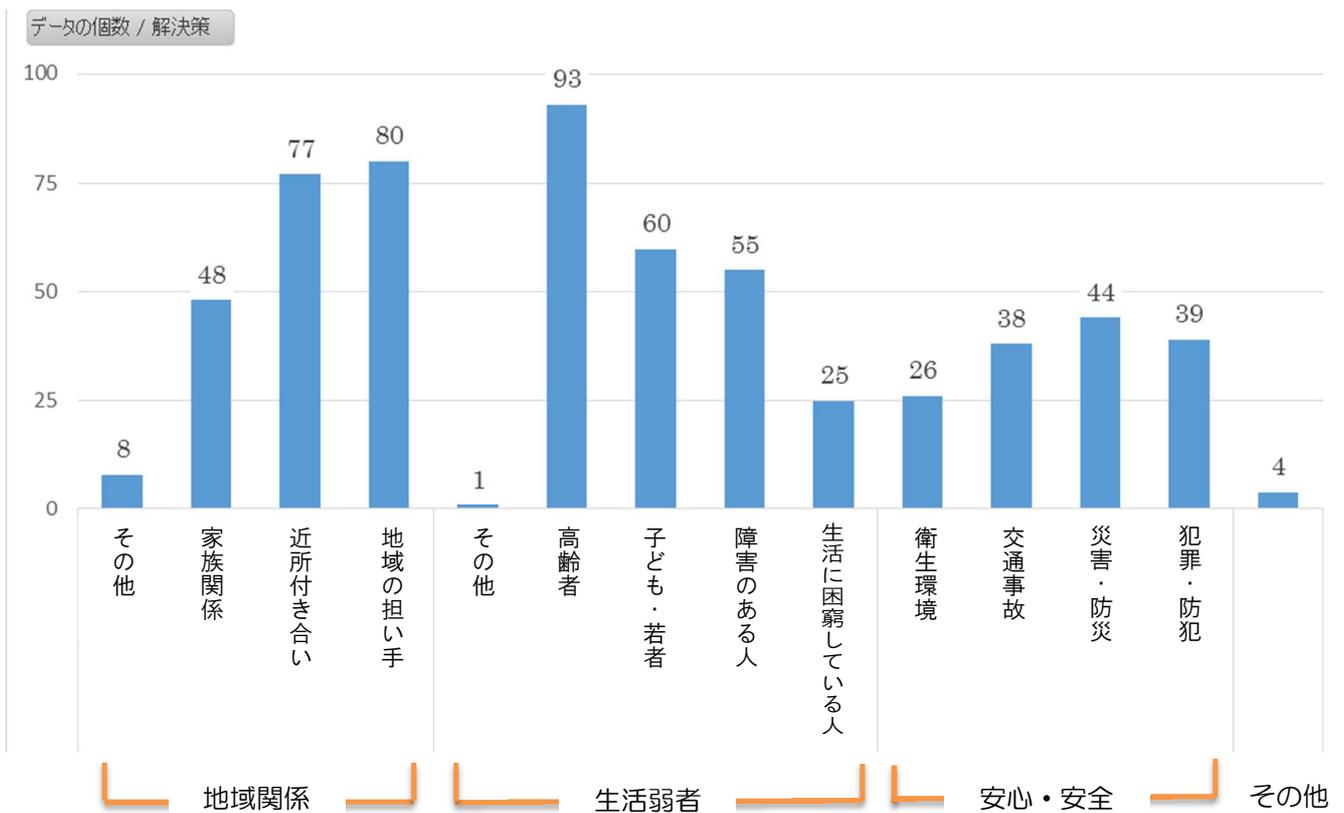
### 【解決策として挙げられた主なもの(一部)】

- 自分から挨拶する
- 自分の興味のあることで集まれる場をつくる
- 問題を地域で早く察知できるよう、日ごろからコミュニケーションをとる
- 高齢者が活躍できる場を増やす
- 地域活動を支援する … など

【図1】 自助・共助・公助の解決策の内訳



【図2】 解決策として提案された内容



### (3) ワークショップを終えて・・・

ワークショップを終え、参加者からは、以下のような声が聞かれました。

- 地域の課題をみんなで出し、自分たちでできることは何かを考え、解決策を導いていくことはとても刺激になり、意識が変わった。
- これで終わりにするのはもったいない。さらに参加者同士の親睦を深め、ここで築いた人脈を活かしながら活動していきたい。

参加者のみなさんにおかれましては、全3回にわたり大牟田市の地域福祉がより充実するための様々なご意見やご提案をいただき、本当にありがとうございました。

#### 4. 大牟田市地域福祉計画推進委員会委員名簿

	区 分	団 体	氏 名
1	学識経験を有する者		村山 浩一郎
2	福祉に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者	大牟田医師会	松尾 知幸
3		大牟田市社会福祉協議会	大戸 誠興
4		福岡県社会福祉士会	猿渡 進平
5		大牟田市町内公民館連絡協議会	赤星 正弘
6		大牟田市民生委員・児童委員協議会	阿津坂 正晴
7		大牟田市校区社会福祉協議会会長連絡協議会	三浦 紀子
8		大牟田市小学校父母教師会連合会	中山 哲也
9		おおむたNPO連絡会	平田 聖子
10		大牟田市安心安全まちづくり推進協議会	星野 誠子
11		大牟田市ボランティア連絡協議会	田中 百合子
12	大牟田市障害者協議会	有松 由里子	
13	公募による市民		的場 容子
14			菊地 明美

## 5. 大牟田市地域福祉計画推進庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 大牟田市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を円滑に推進することを目的として、大牟田市地域福祉計画推進庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の案の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進ちょく状況の把握に関すること。
- (3) 地域福祉ネットワークの構築に係る企画及び推進に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、委員長1人及び委員11人以内をもって組織する。

- 2 委員長は保健福祉部調整監をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めその意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員長は、会議の結果を大牟田市地域福祉計画推進委員会に報告する。

(ワーキング部会)

第5条 地域福祉計画の案の策定及び推進に関する具体的な事項について調査し、研究し、及び協議するため、庁内会議にワーキング部会を置く。

- 2 ワーキング部会は、委員の属する部、保健福祉部各課及び大牟田市社会福祉協議会の職員をもって構成する。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課地域福祉推進室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則 この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

別表（第3条関係）

企画総務部総務課長
市民部市民生活課長
市民協働部市民協働総務課長
産業経済部産業経済総務課長
都市整備部都市総務課長
環境部環境総務課長
消防本部次長
企業局総務課長
教育委員会事務局総務課長
大牟田市社会福祉協議会事務局長

## 6. 用語解説

### [あ行]

- ESD  
Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。  
ESD とは、環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動であり、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。
- NPO  
Not-for-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、様々な分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
- おおむたキャロットサービス  
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスの担い手となる「協力会員」と支援を必要とする「利用会員」とをつなぐ、会員制の住民参加型福祉サービス。部屋の掃除や通院の付き添いなど、日常的な家事支援が主な内容となっている。
- 大牟田市災害時等要援護者支援制度（通称：ご近所支え合いネット）  
災害が起きたときなどに自分だけでは避難することや身を守ることが難しく、誰かの手助けが必要な人（要援護者）の住所や名前、支援が必要な体の状態などをあらかじめ市に登録し、その情報を、支援していただける人や地域の団体と共有することで、万が一のときに孤立しないようにするための制度。
- 大牟田地区高齢者等 SOS ネットワーク  
主に認知症の徘徊行動による高齢者の行方不明事案の増加が懸念されるため、関係機関・団体が相互の連携を強化し、情報の一元化を図り、速やかな保護と適切な事後措置を行うためにつくられた、警察、行政、公共交通機関、生活関連企業などによるネットワーク。

### [か行]

- 校区社会福祉協議会

「住みよい福祉のまちづくりを進めること」を目的とした住民の自主的な組織で各校区に設置されている。校区住民の生活上の問題や環境の問題などを解決する活動のほか、一人暮らし高齢者などに対する見守り活動やふれあいサロン活動などの地域福祉活動を推進している。

- 校区福祉力アンケート調査  
各校区の組織づくりや小地域ネットワーク活動などの状況、福祉関係の行事や研修会の開催状況、広報活動、専門職や行政との連携状況、住民意識などに関するアンケート調査。各校区の地域福祉関係者を対象に実施し、その結果を集計することで、それぞれの「強み」「弱み」を客観的に把握し、今後のよりよい地域づくりにつなげていくことができる。
- 校区まちづくり協議会  
世帯を基とした地縁組織である町内公民館や自治会、及び校区内の各種団体を構成団体として組織を構成し、地域の課題やニーズに応え、課題解決や合意形成、連絡調整の場としての機能を有している地域組織。
- コーディネート  
ある活動をしている人とその活動を必要としている人を引き合わせるこ  
と。地域福祉の分野では、生活課題を抱える人と専門職やボランティアを  
マッチングすることをいう。
- コミュニティ  
居住地域を同じくする共同体のこと。地域社会。

## [さ行]

- 災害ボランティア  
災害発生時や災害発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行う  
ボランティアのこと。
- 災害ボランティアセンター  
災害発生時に設置され、被災地の一刻も早い復旧復興のため、被害の状  
況に応じて災害ボランティアの派遣や関係機関との連絡調整を行う機関。
- 市民活動等多目的交流施設「えるる」  
子どもから高齢者まで誰もが集い、交流し、いつでも学べる場所であり、  
情報ステーションとして、市民活動、子育て、青年活動及び青少年健全育  
成などに関する情報発信を行う施設。
- 社会資源  
生活課題を解決するために活用することができる施設や個人・団体の活

動などの総称。その主体には、公的機関、社会福祉協議会、福祉施設、病院などのフォーマルなものだけでなく、家族や友人、近隣住民、ボランティアなどのインフォーマルなものも含まれる。

- 社会福祉法人  
社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人のこと。高齢者や障害者、児童などを対象とした各種福祉施設や事業を運営している。
- 主任児童委員  
民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する人のこと。関係機関と児童委員との連携や児童委員への援助・協力などを図りながら活動する。大牟田市では各小学校区に2名配置されている。
- 生活福祉資金  
低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯など世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金（就職に必要な知識・技術などの習得や高校、大学などへの就学、介護サービスを受けるための費用など）の貸付けを行う制度のこと。
- 成年後見制度  
認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

## [た行]

- 団塊の世代  
第二次大戦後、第一次ベビーブーム（1947年～1949年）に生まれた世代のこと。
- 地域コミュニティ基本指針  
「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまち」を目指し、地域住民が互いに支え合い、助け合える安心安全なまちづくりのために定めたもの。
- 地域包括支援センター  
地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組みを実施していくことを主な業務とする施設。

- 町内公民館  
地域を代表する地域課題解決に当たる住民組織であり、社会教育も行うという、他市町村では見られない形をとっている。他都市でいう町内会、自治会と自治公民館が一体となった組織といえる。町内公民館は、隣近所の世帯が、数軒から数十軒程度集まった「隣組」で構成されている。町内公民館が校区単位で集まり、「校区町内公民館連絡協議会」（校区連協）をつくっている。
- つどいの広場  
子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場所のこと。子育てに関する相談も受け付けている。

## [な行]

- 日常生活自立支援事業  
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。
- 認知症コーディネーター  
認知症の人と家族に対し、医療と介護の連携のもと、症状の進行に応じて適切な支援を継続的に行うために、専門職への助言や関係機関の調整などを行う人。
- 認知症サポーター  
認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の正しい知識や接し方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を支援する人のこと。
- ネットワーク  
社会福祉の領域では、人間関係のつながりの意味で用いることが多く、具体的には、地域における住民同士の情報交換や交流、団体との連携など複数のつながりを指すもの。

## [は行]

- パーミル (‰)  
1,000 分の 1 を 1 とする単位。1‰は 0.1%
- 避難行動要支援者名簿  
要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人）のう

ち、災害時に自ら避難することが困難な人で特に支援を必要とする人の名簿のこと。

- フォーマル・インフォーマルサービス  
フォーマルサービスとは、高齢者・障害者・子育て世帯などに対し、法律や制度に基づき行政が主となり提供するサービスや支援のこと。インフォーマルサービスとは、隣近所の人や地域社会、ボランティアなどが行う、非制度的な援助のこと。
- 福祉委員  
地域における小地域ネットワーク活動を活性化していくために、民生委員・児童委員や地域の福祉団体などとの連携を密にし、校区住民の協力を得ながら地域福祉活動を行う人。
- 福祉教育  
社会福祉問題を学習テーマにしたり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて考えるきっかけとなることを目指した教育のこと。
- 福祉避難所  
災害が発生した時に、高齢者や障害者、妊婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる指定避難所。
- ふれあいサロン  
仲間づくりや多世代交流を行う、ふれあいの場・集いの場。地域住民が運営する。
- 募金百貨店プロジェクト  
赤い羽根共同募金と各店舗（企業）が協力し、それぞれの強みや特徴を生かしながら共同募金運動を盛り上げるための取組みの一つ。企業の社会貢献を促進する役割もあり、商品の売上の一部を共同募金に寄付する「寄付つき商品」の販売などが行われている。
- ボランティア  
自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくしたり、他者を支えるなどの社会的活動やそれに携わる人のこと。
- ボランティアセンター  
ボランティアの活動拠点であり、ボランティア活動に関する相談窓口。ボランティアを必要とする人とボランティアとして活動できる人をつなぐ役割を担っている。

## [ま行]

- マッチング  
手助けを求めている人と手助けをしたい人などを結びつけること。
- 民生委員・児童委員  
地域における身近な相談相手。住民が生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなど、常に住民の立場に立って相談を受ける。受けた相談内容に応じて、行政をはじめとする各関係団体などと連絡・調整を行うなど問題解決に向けて、継続的に支援を行う。民生委員法、児童福祉法に基づき各市町村に設置され、厚生労働大臣より委嘱を受ける。民生委員・児童委員が小学校区ごとに集まった組織である「校区民生委員・児童委員協議会」では、研修や情報交換、委員個人では対応が難しい場合の解決を図るほか、校区を単位とした各種地域活動も行っている。

## [や行]

- ユネスコスクール  
ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整をはかる共同体のこと。  
文部科学省および日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールを持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)の推進拠点と位置づけ、加盟校増加に取り組んでおり、大牟田市では、市内全ての小・中・特別支援学校がユネスコスクールに加盟している。
- 要配慮者  
高齢者、障害者、乳幼児など、災害時において特に配慮が必要な人のこと。

【イラスト協力：平木 法子さん】

# 人が真ん中のまちづくりプランⅢ

(第3次大牟田市地域福祉計画・第3次大牟田市地域福祉実践計画)

平成27年3月

---

---

発 行

**大牟田市(保健福祉部 保健福祉総務課 地域福祉推進室)**

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

電話：0944-41-2660 FAX：0944-41-2675

E-mail [chiikifukushi@city.omuta.lg.jp](mailto:chiikifukushi@city.omuta.lg.jp)

**社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会**

〒836-0815 福岡県大牟田市瓦町9番地3

電話：0944-57-2519 FAX：0944-57-2528

E-mail [omshakyo@omshakyo.or.jp](mailto:omshakyo@omshakyo.or.jp)

---

---